

2026年度版

KDDIグループのみなさまへ

# 団体保険制度のご案内

あなたと未来を安心してつなく、  
私たちの保険。



KDDIグループ団体保険制度は、  
社員とご家族の「安心」を築く身近な制度です。

**一斉募集申込締切日 2026年3月6日(金)まで**

# KDDI グループ団体保険制度について

# どんなリスクに備えたらいいの？

働く社員とそこご家族様の事を考えて会社が作った制度です。  
ライフスタイルに応じ自由に組み合わせてご加入いただけます。

- point 1** **お手頃な保険料!**  
団体保険としての割引が適用された、加入しやすい保険料となっております。一部有配当の保険もあります!
- point 2** **充実した保障(補償)**  
病気、ケガ、万ーの場合の保障(補償)から老後の保障(補償)まで、幅広くリスクをカバーしています。
- point 3** **1年毎の見直し**  
ライフイベントに合わせて毎年内容の見直しができます!
- point 4** **家族もお申込みできる保障(補償)があります!**  
家族の保障(補償)も充実!
- point 5** **退職後も安心!**  
退職後の更新制度も充実! ※1
- point 6** **給与控除で支払いも簡単!**  
毎月の給与から保険料が控除されるので、手続きが簡単!

7種類の多彩な保険を総称して『KDDIグループ団体保険制度』と呼んでいます。  
いろいろな保険を組み合わせて、あなたのオリジナルプランを設計しましょう!

本当に必要な保障(補償)をチェックし、確認しましょう!

- ① **病気・ケガに備える保障(補償)**
  - ケガ
  - 疾病
  - がん
- ② **就業不能時の保障(補償)**
  - 就業不能
- ③ **万ーの場合の保障(補償)**
  - 死亡・高度障害
- ④ **老後に備える保障(補償)**
  - 老後資金
  - 介護
- ⑤ **一生に備える保障(補償)**
  - 終身保障
- ⑥ **くらしの保障(補償)**
  - 個人賠償
  - 携行品

我が家の保険は最適なもの!と自信をもって言えますか。  
現役時代から退職後も含め、万全の保障(補償)になっていますか。

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクや、それに応じた保障(補償)の必要性をご理解いただきご検討ください。

金融庁の  
公的保険ポータルは  
こちら



厚生労働省の  
公的年金シミュレーターは  
こちら



商品名	商品概要	加入できる方				退職後の 継続※1	保 障 (補 償)										商品 ページ※2	お問合せ先	
		共済会加入有無	本人	配偶者	家族		ケガ	疾病	がん	就業不能	死亡・高度障害	老後資金	終身保障	介護	個人賠償	携行品			
<b>フルガード保険</b> 幹事会社：東京海上日動火災保険株式会社	日常生活で起こりうる様々な リスクに備えて	加入制限なし (一部を除く※3)	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	○	○	P5	アルティウスリンク(株) Tel:03-5326-6502 (平日9:00~17:30) hoken-soudan@altius-link.com
<b>長生き医療</b> (正式名称：メディカル KitNEO) 幹事会社：東京海上日動あんしん生命保険株式会社	一生の病気・ケガに備えて		○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	-	-	-	-	P17	
<b>長期給与補償制度(GLTD)</b> 幹事会社：損害保険ジャパン株式会社	働けなくなった場合に備えて		○	×	×	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	P23	
<b>グループ保険</b> 幹事会社：日本生命保険相互会社	万ーの場合残されたご家族のために	共済会会員 のみ加入可	○	○	○ (子ども)	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	P29	KDDIグループ共済会 Tel:03-5212-4129 (平日9:00~17:30) kyousai-danpo@kddi.com
<b>積立&amp;年金プラン</b> 幹事会社：日本生命保険相互会社	退職後に備えて		○	×	×	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	P32	
<b>総合医療保険</b> 幹事会社：日本生命保険相互会社	病気・ケガに備えて		○	○	○ (子ども)	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	P37	
<b>三大疾病サポートプラン</b> 幹事会社：明治安田生命保険相互会社	特定疾病に備えて <悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中>		○	○	×	-	-	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	P43	

\* 「フルガード保険」「長期給与補償制度/GLTD」「長生き医療」については、一斉募集期間外でもいつでもお申込みいただけます。

※1 ご退職後の継続については保険ごとにそれぞれ条件が異なりますので、各保険お取扱窓口にてご確認ください。  
 ※2 お申込みの際に、団体保険制度のご案内(別冊)もあわせてご確認ください。  
 ※3 当制度を導入されていない企業様も一部ございます。詳細は自社の団体保険ご担当部署もしくはアルティウスリンク迄ご照会ください。

# 年代別おすすめ 加入時期一覧

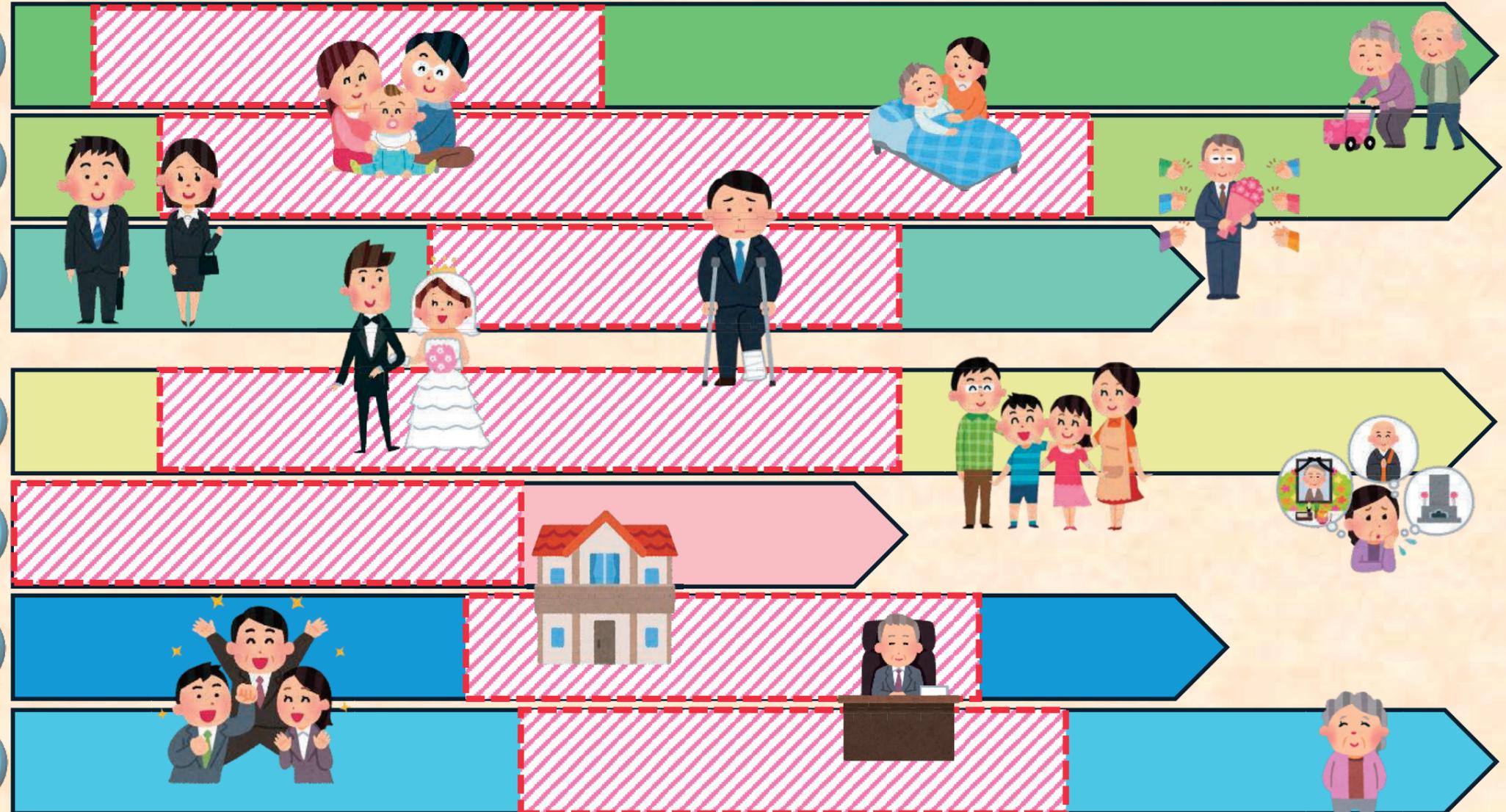
KDDIグループ団体保険制度の特徴を最大限に活用し、細かく見直しをしながら、様々なリスクに対応していきましょう！

 特におすすめな加入時期

## KDDIグループ 団体保険制度

～20代	30代	40代	50代	60代～
入社 資格取得 異動 転勤 将来の夢や希望の実現に向けて準備を！	キャリア形成 結婚 出産育児 ライフイベントにしっかり備えましょう。	家購入 昇進・昇格 教育資金 定期的に見直しをしましょう。	老後の準備 子の独立 介護 定年に向け本格的に準備を！	退職 セカンドステージ 趣味 退職に備え加入しやすい保険で安心を！

アルティウスリンク	フルガード保険	日常で起こりうる様々なリスクに備えて	P5
	長生き医療	一生涯の病気・ケガに備えて	P17
	長期給与補償制度 GLTD	働けなくなった場合に備えて	P23
KDDIグループ共済会	グループ保険	万一の場合、残されたご家族のために	P29
	積立&年金プラン	退職後に備えて	P32
	総合医療保険	病気・ケガに備えて	P37
	三大疾病サポートプラン	特定疾病に備えて <悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中>	P43



新規加入をご検討の方も、  
現在ご加入中の方も、  
保険のご相談・見直しは...

**アルティウスリンク 保険代理店部**  
03-5326-6502  
hoken-soudan@altius-link.com

保険相談のお申込みはこちらから♪



フルガード保険

長生き医療

長期給与補償制度

グループ保険

積立&年金プラン

総合医療保険

三大疾病サポートプラン

フルガード保険

長生き医療

長期給与補償制度

グループ保険

積立&年金プラン

総合医療保険

三大疾病サポートプラン

フルガード保険

長生き医療

長期給与補償制度

グループ保険

積立&年金プラン

総合医療保険

三大疾病サポートプラン

新規ご加入の方、変更をご希望の方

ネット募集システムe-CHOICEのお手続きサイトにアクセスし、必要事項を入力してお手続きください。

前年同等プランで更新される方

今年度の募集パンフレットに記載の内容にご同意いただける方につきましては、特段のご加入手続き（「お手続きサイト」でのお手続き等）は不要です。自動更新になります。

フルガード保険は日常生活で起こりうる様々なリスクに備える**1年更新型**の保険です。  
ご自身で必要な補償をご選択ください。

## 日常生活で起こりうるさまざまなリスクに備える為 8つの補償をラインナップ♪

### 単独加入可能商品

補償名	① 傷害補償	② 医療補償	③ がん補償	④ 介護補償
補償内容	ケガの入院・通院に	病気の入院・手術に	がんの入院・通院に	所定の要介護状態となった場合
参照ページ	P.6	P.7～8	P.9～10	P.11～12



### セット加入商品 上記①②③④いずれかに加入すると追加いただけます。

特約名	⑤ ホールインワン・アルバイト費用	⑥ 救援者費用等	⑦ 個人賠償責任補償	⑧ 携行品補償
補償内容	ゴルフをプレイされるかたへ	救援・捜索費用に備える	他人への損害に備える	持ち物の盗難・破損に備える
参照ページ	P.13	P.13	P.14	P.14

#### 【借家人賠償責任補償・住宅内生活用動産補償について】

- 借家人賠償責任補償・住宅内生活用動産補償につきましては、新規募集はしていません。
  - 借家人賠償責任補償・住宅内生活用動産補償の更新対象者は、別冊「団体保険制度のご案内」P.14～15をご確認ください。
- ※団体保険料は2ヶ月後から給与控除となります。なお、退職後はOB団体へ移行し契約をご継続いただけます（条件あり）。

## ① 傷害補償

もしものケガのリスクに備えて「傷害補償」があると安心です。



仕事はもちろん  
運動中や旅行中も  
補償します。

©東京海上日動



スポーツ中のケガ



旅行中のケガ

だから 傷害補償で、  
ケガの入院・通院に  
備えましょう！

### お支払いする保険金

日本国内外を問わず「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをされたまたは熱中症になった場合に保険金をお支払いします。

#### 死亡・後遺障害

ケガや<sup>NEW</sup>熱中症で死亡されたり後遺障害が生じた場合に、保険金をお支払いします。

#### 入院・手術

ケガや<sup>NEW</sup>熱中症で入院<sup>※1</sup>されたり手術<sup>※2</sup>を受けられた場合に、保険金をお支払いします。

※1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。

※2 事故の日から180日以内に受けた手術に限ります。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

#### 通院

ケガや<sup>NEW</sup>熱中症で通院された場合に、保険金をお支払いします。

■ 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。

#### 特定感染症

自動付帯

日本国内外を問わず、特定感染症<sup>※3</sup>を発病した場合に、後遺障害・入院・通院の各保険金をお支払いします。

※3 特定感染症の定義については、別冊「団体保険制度のご案内P.6 補償の概要等」をご確認ください。

#### 天災危険

自動付帯

日本国内外を問わず、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によりケガをしたまたは<sup>NEW</sup>熱中症となった場合に、死亡・後遺障害、入院・手術、通院の各保険金をお支払いします。

保険金額・保険料  
保険期間：1年間  
※ご加入口数は1口のみです。

型	タイプ名	死亡・後遺障害保険金額	入院・通院保険金日額(一日あたり)	NEW! 月払保険料
本人型	A9	200万円	2,000円	800円
	A10	350万円	3,500円	1,380円
	A11	500万円	5,000円	1,970円
	A12	1,000万円	10,000円	3,960円
夫婦型	A5	200万円	2,000円	1,550円
	A6	350万円	3,500円	2,670円
	A7	500万円	5,000円	3,820円
	A8	1,000万円	10,000円	7,670円
家族型	A1	200万円	2,000円	2,840円
	A2	350万円	3,500円	4,920円
	A3	500万円	5,000円	7,050円
	A4	1,000万円	10,000円	14,110円

●傷害補償の手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

●今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容、保険料等の主な改定点は別冊「団体保険制度のご案内」P.1のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

## 2 医療補償(病気への備え)

**おすすめ!**  
**先進医療にも**  
**対応!!**



もしもの病気のリスクに備えて  
**「医療補償」があると安心です。**

**だから**  
**医療補償で、**  
**病気の入院・手術に**  
**備えましょう!**



### お支払いする保険金

(総合先進医療特約をセットしたタイプのご注意点)  
 医療補償の総合先進医療特約とがん補償のがん先進医療特約は、同時にご加入いただくことはできません。

#### 疾病入院

病気で入院したときに、1日目から保険金をお支払いします。  
 ■1回の入院について180日を限度とします。

#### 疾病手術

病気で手術をしたときに、保険金をお支払いします。  
 ■傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして※、2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。  
 ※「時期を同じくして」とは、「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

#### 総合先進医療

病気やケガで先進医療※を受けたときに、保険金をお支払いします。  
 ※対象となる先進医療については、別冊「団体保険制度のご案内P.7～補償の概要等」をご確認ください。

#### 放射線治療

病気やケガで放射線治療を受けたときに、保険金をお支払いします。  
 ■複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。  
 血液照射を除きます。

#### 総合先進医療一時金

総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けたときに、  
 保険金(一時金)をお支払いします。

#### 三大疾病・ 重度傷害一時金

がんと診断確定されたとき\*1、または急性心筋梗塞・脳卒中や脳挫傷・脊髄損傷・内臓損傷と診断され、入院したときに、保険金をお支払いします。\*2  
 ※1 三大疾病・重度傷害一時金特約(医療用)が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)の保険期間の初日より前にがん(りかん)をしたことがある場合において、そのがんが再発または転移したと診断確定されたときは、治癒・寛解後の再発・転移であるかを問わず、保険金をお支払いできません。  
 ※2 保険金支払事由に該当した日が、同一の保険金支払事由に該当した日からその日を含めて1年以内であるときは保険金をお支払いできません。  
 【ご注意】悪性新生物および上皮内新生物(がん)と診断確定された場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前に診断確定されていたときは、保険金をお支払いできません。

#### 女性入院

一般に女性が罹患(りかん)しやすいとされる所定の病気(乳房・女性生殖器のがん等)の他、糖尿病等所定の病気で入院したときに、1日目から保険金をお支払いします。  
 ■1回の入院について180日を限度とします。

#### 女性形成治療

病気やケガのため、乳房切除術等所定の手術を受けたときに、保険金をお支払いします。

## 保険金額・保険料



ご加入に際して

新規ご加入の方または補償内容の見直しで保険金額を増額される方は「告知事項質問書(ご質問内容)」にお答えください。

保険期間：1年間  
 ※ご加入人数は1口のみです。  
**[本人型]** ※1年更新型・満89歳まで自動更新/保険料は毎年更新日(6/1)時点でのご年齢により算出します。

タイプ名	J 1	J 15	J 2	J 26	J 28	
疾病入院保険金日額(1日あたり)	5,000円	5,000円	10,000円	10,000円	10,000円	
疾病手術 保険金額	重大手術*1		20万円	20万円	40万円	40万円
	上記 以外の 手術	入院中	5万円	5万円	10万円	10万円
		入院中以外	2.5万円	2.5万円	5万円	5万円
放射線治療保険金額	5万円	5万円	10万円	10万円	10万円	
総合先進医療基本保険金額		300万円		600万円	600万円	
総合先進医療一時金額		10万円		10万円	10万円	
三大疾病・重度傷害一時金特約				100万円	100万円	
女性入院保険金日額 1日あたり					10,000円	
女性形成治療保険金額*1					20万・40万円	
被保険者本人満年齢(2026.6.1)*3	NEW! 月払保険料					
5~9歳	230円	270円	460円	950円	1,070円	
10~14歳	210円	250円	410円	930円	1,050円	
15~19歳	250円	290円	500円	1,000円	1,190円	
20~24歳	360円	400円	730円	1,200円	1,590円	
25~29歳	390円	430円	780円	1,360円	1,970円	
30~34歳	410円	450円	820円	1,510円	2,220円	
35~39歳	450円	490円	890円	1,750円	2,360円	
40~44歳	520円	560円	1,030円	2,080円	2,690円	
45~49歳	690円	730円	1,390円	2,720円	3,500円	
50~54歳	910円	950円	1,830円	3,470円	4,480円	
55~59歳	1,290円	1,330円	2,580円	4,740円	6,140円	
60~64歳	1,880円	1,920円	3,760円	6,640円	8,570円	
65~69歳	2,580円	2,620円	5,160円	9,000円	11,800円	
70~74歳	3,560円	3,600円	7,120円	12,500円	16,990円	
75~79歳	4,560円	4,600円	9,120円	15,390円	22,060円	
80~84歳	5,830円	5,870円	11,660円	19,350円	28,130円	
85~89歳	6,140円	6,180円	12,280円	21,160円	31,990円	

\*1 対象となる重大手術については、別冊「団体保険制度のご案内」P.7をご確認ください。  
 \*2 手術の種類に応じて女性入院保険金日額の20倍または40倍の額をお支払いします。  
 \*3 保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時点の年齢をいいます。)によって異なります。保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、満5歳以上満89歳以下の方に限ります。  
 ※上記のタイプ以外にご加入の方は、別冊「団体保険制度のご案内」P.17~をご確認ください。

## ③ がん補償

医療補償とセットでおすすめ!



もしものがんのリスクに備えて「がん補償」があると安心です。



がん補償で、がんの入院・通院に備えましょう!

### お支払いする保険金

(がん先進医療特約をセットしたタイプのご注意点)  
 医療補償の総合先進医療特約とがん補償のがん先進医療特約は、同時にご加入いただくことはできません。

- がん診断**  
 がんと診断確定されたときに保険金(一時金)をお支払いします。なお、継続前契約で既に診断確定されたがんが一旦治癒した後の再発・転移や、新たながんが生じたときでも保険金をお支払いします。  
※支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは保険金をお支払いできません。
- がん入院**  
 がんと診断確定され、入院した場合(日帰り入院を含みます)に保険金をお支払いします。
- がん手術**  
 がんと診断確定されその治療のため、保険期間中に所定の手術を受けられた場合に保険金をお支払いします。  
■時期を同じくして\*、2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみ保険金をお支払いします。  
 \*「時期を同じくして」とは、「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
- がん通院・がん通院延長**  
 がん入院(日帰り入院も含みます)したときに、その前後の通院に対して保険金をお支払いします。なお、三大治療\*のための通院については、入院の有無を問わず保険金をお支払いします。  
\*「三大治療」とは、手術、放射線治療、抗がん剤治療をいいます。
- がん先進医療**  
 がん先進医療\*を受けたときに、保険金をお支払いします。  
\*対象となる先進医療については、別冊「団体保険制度のご案内P.9~ 補償の概要等」をご確認ください。
- がん患者申出療養**  
 がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に患者申出療養\*を受けられた場合に保険金をお支払いします。  
\*右ページ参照。
- がん退院後療養**  
 がん入院20日以上継続して入院し、生存して退院したときに、保険金をお支払いします。
- 抗がん剤治療**  
 がん抗がん剤治療\*を受けたときに、保険金をお支払いします。  
■抗がん剤治療保険金の支払限度月数は60か月とします。

保険金をお支払いする主な場合については、別冊「団体保険制度のご案内」P.9~10をご参照ください。

- Q.1 患者申出療養とは…?  
 保険適用外となっている未承認薬等を迅速に療養として使用したいという困難な病状と闘う患者の思いに応えるため、患者からの申し出を起点とする新たな仕組みとして創設されたものです。
- Q.2 患者申出療養の申し出を行うのは、例えばどんなとき…?  
 ・治験、先進医療、患者申出療養のいずれも実施していない医療を実施してほしい場合  
 ・先進医療で実施しているが、実施できる患者の基準を外れてしまった場合  
 ・すでに実施されている患者申出療養が、自分の身近な保健医療機関で行われていない場合 等

## 保険金額・保険料

**ご加入に際して** 新規ご加入の方または補償内容の見直しで保険金額を増額される方は「告知事項質問書(ご質問内容)」にお答えください。

保険期間：1年間  
※ご加入人数は1口のみです。  
**[本人型]** ※1年更新型・満89歳まで自動更新/保険料は毎年更新日(6/1)時点でのご年齢により算出します。

タイプ名	KB	KA1	KF1	KA2
がん診断保険金(一時金)	100万円	100万円	100万円	200万円
がん入院保険金日額(1日あたり)		10,000円	10,000円	20,000円
がん手術保険金(手術の種類により)		10・20・40万円	10・20・40万円	20・40・80万円
がん退院後療養保険金		10万円	10万円	20万円
がん通院保険金日額(1日あたり)		5,000円	5,000円	10,000円
がん先進医療保険金額			300万円	
抗がん剤治療保険金額			5万円	
がん患者申出療養保険金額			3,000万円	
がん通院延長保険金日額(1日あたり)		5,000円	5,000円	10,000円
被保険者本人満年齢(2026.6.1)*1	NEW! 月払保険料			
5~9歳	50円	80円	130円	140円
10~14歳	80円	110円	160円	200円
15~19歳	60円	90円	150円	150円
20~24歳	30円	80円	160円	150円
25~29歳	140円	230円	330円	460円
30~34歳	250円	460円	600円	910円
35~39歳	470円	800円	1,040円	1,620円
40~44歳	660円	1,170円	1,540円	2,320円
45~49歳	910円	1,660円	2,180円	3,340円
50~54歳	1,140円	2,090円	2,810円	4,180円
55~59歳	1,520円	2,910円	3,890円	5,830円
60~64歳	2,360円	4,520円	5,890円	9,060円
65~69歳	3,170円	6,120円	7,890円	12,250円
70~74歳	4,600円	8,340円	10,610円	16,650円
75~79歳	5,180円	9,380円	11,940円	18,780円
80~84歳	6,310円	10,960円	13,500円	21,930円
85~89歳	7,210円	12,140円	14,300円	24,290円

\*1 保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時点の年齢をいいます。)によって異なります。保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、満5歳以上満89歳以下の方に限ります。  
 ※上記のタイプ以外にご加入の方は、別冊「団体保険制度のご案内」P.18~をご確認ください。  
 ※ご加入後または更新時にがん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を変更された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日以前の通院に対してお支払いする保険金(既に支払われた保険金を含みます。)についても保険金日額の変更が影響することがあります。特に保険金日額を減額される場合、変更日以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなることとなりますので、ご注意ください。

## ④ 介護補償



公的介護保険はあるけれど…?

一時費用\*1の合計  
平均約 **74万円**

もしもの介護に備えて  
「介護補償」があると安心です。

だから 介護補償で、  
いざというときに  
備えましょう!

\*1 公的介護保険サービスの自己負担費用を含みます。  
 【出典】(公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度生命保険に関する全国実態調査」をもとに東京海上日動にて作成

月々の介護費用とは別に、自宅の改修費用や車いす、特殊ベッド等の福祉用品の購入等により初期費用がかかる可能性があります。

### お支払いする保険金



#### 介護補償 保険金

保険の対象となる方(被保険者)が所定の要介護状態となった場合に、  
保険金をお支払いします。

### 【公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分について】

公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分	状態像
非該当(自立)	歩行や起き上がり等の日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用等の手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1 日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2 要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
要介護	1 要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2 要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3 要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4 要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5 要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。

### 公的介護保険制度とは

#### 【公的介護保険制度の概要】

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

#### 【公的介護保険制度の被保険者(加入者)と受給要件】

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下*1	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ● 要介護状態 (寝たきり、認知症等で介護が必要な状態) ● 要支援状態 (日常生活に支援が必要な状態)

介護補償(年金払介護)  
介護補償(一時金払介護) 共通



\*1 公的医療保険(国民健康保険・被用者保険)の加入者である必要があります。

### 一時金払介護

保険の対象となる方が所定の要介護状態となった場合に保険金(一時金)をお支払いします。これにより、公的介護保険制度において自己負担となる自宅改修や介護用品購入等の介護に要する費用に備えることができます。また、認知症になっても安心して生活いただけるよう、保険の対象となる方とご家族を支える各種サービス(認知症介護電話相談等)をご用意していますがサービスの具体的な内容は、「サービスのご案内」\*をご参照ください。  
\*別冊「団体制度のご案内」P.3~

#### 補償の型

##### 独自基準追加型(要介護2)

公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた場合または東京海上日動が定める所定の要介護状態(要介護2用)\*1と診断され、その状態が90日を超えて継続した場合に保険金(一時金)をお支払いします。

\*1 東京海上日動所定の要介護状態(要介護2用)については、別冊「団体保険制度のご案内」P12をご確認ください。

### 年金払介護

保険の対象となる方が公的介護保険制度に基づく要介護3以上となった場合に、最初に要介護状態\*1となった日から毎年1回、その日を含めて最大で10年間(10回)にわたり保険金をお支払いします。

\*1 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

#### 【保険金額100万円タイプ加入の場合のお支払い例】

※要介護3以上に該当し、翌年以降の該当日に要介護3以上に該当している場合



#### 毎年100万円を最大10年間受取りで1,000万円

要介護3以上の認定を受けたタイミングで契約失効以降の保険料負担は不要です。また、途中で死亡した場合は保険金のお支払いは終了します。

※てん補期間\*2中の保険金支払基準日\*3時点で、公的介護保険制度に基づく要介護3以上から要介護2以下に回復している年度は保険金をお支払いしません。その翌年度以降のてん補期間\*2中の保険金支払基準日\*3に、再度要介護状態\*1に該当している場合は、保険金のお支払いを再開します。この場合も、てん補期間\*2は1回目の保険金支払基準日\*3から通算した期間となります。  
(例:最初に保険金をお支払いした後、すぐに回復したため、翌年以降5年間保険金をお支払いしていない場合、その翌年に別の理由で再度要介護状態\*1に該当し、それが継続したとしても、その後の保険金のお支払いは最大4年分となります。)

\*2 第1回年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年(10回目の保険金支払基準日\*3まで)をいいます。

\*3 1回目は最初に保険金を支払うべき要介護状態\*1に該当した日、2回目以降は1回目から数えて翌年以降の毎年の該当日をいいます。

## 保険金額・保険料



ご加入に際して

新規ご加入の方または補償内容の見直しで保険金額を増額される方は「告知事項質問書(ご質問内容)」にお答えください。

保険期間: 1年間  
\*ご加入口数は1口のみです。

※1年更新型・満84歳まで自動更新/保険料は毎年更新日(6/1)時点でのご年齢により算出します。

補償の型	一時金払介護		年金払介護 てん補期間*1: 10年(10回目の保険金支払基準日まで)				
	独自基準追加型(要介護2)		要介護3(公的介護保険制度)				
	本人型						
性別	男性・女性共通		男性		女性		
タイプ名	M100	M200	X50	X100	X50	X100	
介護補償保険金額	100万円	200万円	50万円	100万円	50万円	100万円	
保険料 (月払)	5~9歳	10円	10円				
	10~14歳	10円	10円				
	15~19歳	10円	10円				
	20~24歳	10円	10円				
	25~29歳	10円	10円				
	30~34歳	10円	20円				
	35~39歳	20円	40円				
	40~44歳	40円	90円	40円	90円	40円	80円
	45~49歳	50円	100円	50円	110円	50円	100円
	50~54歳	70円	140円	70円	150円	70円	130円
	55~59歳	100円	210円	100円	210円	90円	190円
	60~64歳	220円	440円	220円	450円	200円	410円
65~69歳	460円	920円	560円	1,120円	690円	1,380円	
70~74歳	1,010円	2,020円	1,050円	2,110円	1,560円	3,130円	
75~79歳	2,320円	4,630円	2,420円	4,830円	3,660円	7,330円	
80~84歳	4,380円	8,760円	4,230円	8,460円	6,630円	13,270円	

※年金払介護から一時金払介護への変更、または一時金払介護から年金払介護への変更はできません。

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。)や性別によって異なります。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、一時金払介護の場合は満5歳以上満84歳以下、年金払介護の場合は満40歳以上79歳以下の方に限ります。(更新契約の場合は、更新時の保険の対象となる方ご本人の年齢が満84歳以下とします。)

※1 年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年(10回目の保険金支払基準日まで)をいいます。

ゴルフをプレイされる方

## 5 ホールインワン・アルバトロス費用

保険金額・保険料  
 保険期間：1年間  
 ※ご加入人数は1口のみです。

補償内容	国内1回につき 30万円		
自己負担額	0円		
タイプ名、月額保険料	D3	D2	D1
	本人型	夫婦型	家族型
	190円	280円	440円

国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてゴルフのプレー中に、以下のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成し、慣習として達成のお祝いの費用等を負担した場合に保険金をお支払いします。

### 例えば

- ・ホールインワンを達成したため、記念品を購入し、同伴競技者に贈呈した。



- 以下のア.およびイ.の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス\*1  
 ア.同伴競技者  
 イ.同伴競技者以外の第三者\*2
- 記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス

\*1 公式競技の場合は、ア.またはイ.のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロスとします。  
 \*2 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含まれません。

■ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う方のホールインワンまたはアルバトロスが補償の対象となり、ゴルフの競技または指導を職業としている方のホールインワンおよびアルバトロスは補償の対象となりません。

■ホールインワンまたはアルバトロスの証明として東京海上日動が求める証明書・映像等をご提示いただきます。

■上記以外にも、保険金をお支払いするために必要な条件があります。詳細は別冊「団体保険制度のご案内」P16をご確認ください。

### 【ご注意】

原則として同伴キャディがいないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金のお支払対象となりません。同伴競技者以外の第三者\*2の目撃証明がある場合または映像等によりその達成を客観的に確認できる場合に限り保険金をお支払いします。

## 6 救援者費用等 (事故時の救援活動費用の備え)

保険金額・保険料  
 保険期間：1年間  
 ※ご加入人数は1口のみです。

補償内容	国内外1事故につき 200万円		
自己負担額	0円		
タイプ名、月額保険料	G3	G2	G1
	本人型	夫婦型	家族型
	10円	10円	20円

日本国内外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故により緊急の捜索、救助活動を要する状態となった場合や、ケガにより長期入院した場合等に、これらによって生じた捜索費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等に対して、保険金をお支払いします。

### 例えば

- ・乗っていた船舶が座礁し、捜索救助費用を負担した。
- ・ケガで長期入院することになり、家族に駆けつけてもらうことになった。



単独加入OK!

## 7 個人賠償責任補償 (示談代行付き) (他人への賠償責任への備え)

国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提訴された場合等を除きます。)に限ります。原則として東京海上日動が示談交渉を行います。

保険金額・保険料  
 保険期間：1年間  
 ※ご加入人数は1口のみです。

補償内容	国内無制限 国外1億円	国内無制限 国外1億円 弁護士費用等 補償特約付帯 (人格権侵害等) 300万円
自己負担額	0円	
タイプ名、月額保険料	B	B1
	家族型	
	150円	280円

※保険期間中に、弁護士費用等(人格権侵害等)がセットされたタイプに変更することはできません。

### B 日常生活全般

日本国内外を問わず、日常生活の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)\*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

ご家族のどなたかがご加入いただくことによって、同居の親族等も補償の対象となります。

- 例えば
- ・買い物中、誤って商品を壊してしまった。
  - ・自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。

ご家族全員の自転車による賠償事故に備えられます!

自転車損害賠償保険は条例での加入義務化がすすんでいます。

\*1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含まれません。

### B1 日常生活全般 + 弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)

■ストーカーやいじめ等の人格権侵害のトラブルについて補償します。

国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢\*1・ストーカー行為・いじめ・嫌がらせ\*2等により精神的苦痛を被った場合\*3に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。

- 例えば…
- ・自転車で轢かれ、大けがを負ったが、相手が保険に加入しておらず何も対応してもらえないので、損害賠償請求したい。
  - ・電車内で痴漢\*1され、怖くて電車に乗れなくなってしまったため、相手に損害賠償請求したい。
  - ・子どもが学校で、所持品を隠される、無視される、SNS上で悪口を記載される等のいじめを受け、不登校になった。どのように対処すべきか、弁護士に相談したい。

\*1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。  
 \*2 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。  
 \*3 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限りです。

単独加入OK!

## 8 携行品補償 (身の回り品への備え)

保険金額・保険料  
 保険期間：1年間  
 ※ご加入人数は1口のみです。

補償内容	国内外 30万円		
自己負担額	5,000円		
タイプ名、月額保険料	E3	E2	E1
	本人型	夫婦型	家族型
	100円	110円	150円

日本国内外を問わず、保険の対象となる方が所有する、自宅外で携行している家財が偶然な事故によって損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

### 例えば

- ・旅行中、誤ってカメラを落として壊してしまった。
- ・外出中、ハンドバッグをひったくられた。

※自動車、自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含まれません。)、商品・製品や設備・什器(じゅうぎ)等は、補償の対象となりません。



# フルガード保険のご加入方法 (WEBお申込み)

【保険期間】令和8年6月1日午後4時から令和9年6月1日午後4時まで  
 【保険料払込方法】  
 毎月の給与より引き去ります。(2026年8月より引去開始)

ご加入内容に変更がない場合、ご対応は不要です。  
 (自動で更新されます)

平日・夜間・休日もお手続きいただけます。 ※利用可能時間は、毎日6:00～翌朝4:00(日曜・祝日含む)となります。

お申込み・詳細については  
 URLまたはQRコードからアクセス！  
 QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



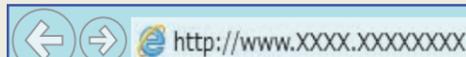
お申込み期間：  
 2026年1月26日～2026年3月6日

URL: <http://ezoo.jp/ds4/A0014372606>

スマホでかんたん！今すぐアクセス！

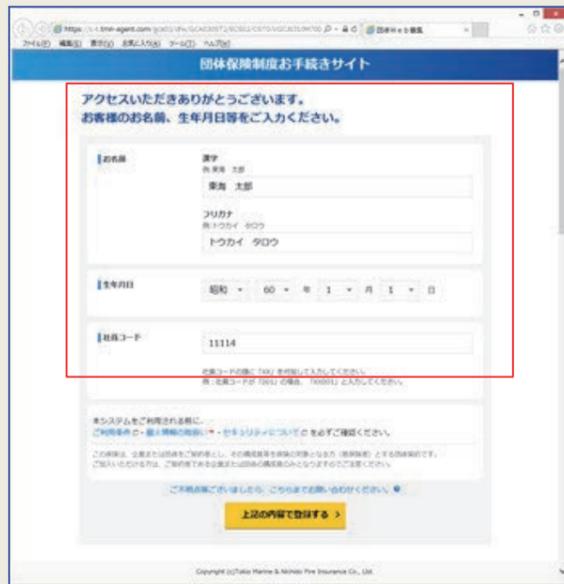
## ご新規の場合

①上記URLにアクセスします。  
 スマートフォンは上記のQRコードから  
 「お手続きサイト」にアクセスできます。



注) 現在所属されている(給与支給元!?) 所属会社のサイトよりお入りください。

②「お名前(漢字・フリガナ)」「生年月日」「社員コード」  
 を入力します。



③「お手続きはこちら」  
 をクリックします。



スマホでかんたん！今すぐアクセス！

## 既にご加入済みの場合

①上記URLにアクセスします。スマートフォンは前頁のQRコードから「お手続きサイト」にアクセスできます。



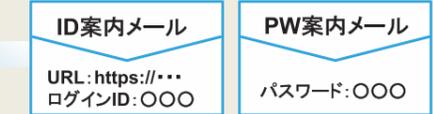
②「お名前(漢字・フリガナ)」「生年月日」「社員コード」を入力します。



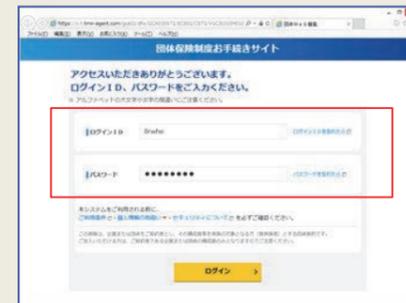
③メールアドレスを登録します。



④ ID案内メール、パスワード発行メールを受信します。  
 ID案内メールのURLをクリックします。



⑤お手続きサイトにログインします。  
 パスワード発行メールのパスワードを入力します。



⑥「お手続きはこちら」をクリックします。



\*画面イメージはPCでお手続きした際の一例であり、実際の画面とは異なる可能性があります。

ドメイン指定(受信拒否設定)を行っている場合は、必ず「@d1.tmnf.co.jp」からのメールを受信可能に設定してください。  
 設定しない場合、パスワードなどのご連絡メールをお届けできない場合があります。

**自動更新の方は、お手続き不要です。**  
 ただし、ご加入内容等にご変更がある場合は、上記記載のURLからお手続きをお願いいたします。  
 (住所の確認をお願いいたします。)(なお、疾病保険関連につきましては、更新時の保険料が年齢等により変更になったり、健康状態や年齢等により保険会社側から加入をお断りすることがあります。)

※このご案内は、団体総合生活保険の概要についてご紹介したものです。ご加入(同じ内容で更新する場合を含みます。)にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。「重要事項説明書」には、ご加入または更新される保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報、および、お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意ください。詳細な情報は記載してあります。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。団体総合生活保険の内容等については、上記URL内またはパンフレット等にてご参照できます。

※現在ご加入の方につきましては、募集期間終了までには、ご加入者の方からの申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は今年度の上記URL内またはパンフレット等掲載の改定後の保険料・補償内容等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段の加入手続きは不要です。  
 ※保険の対象となる方またはその家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

※今回更新いただく団体総合生活保険につきまして、補償内容・保険料等に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点は、別冊「団体制度のご案内」P.1をご覧ください。

この保険はKDDI株式会社を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。  
 保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてKDDI株式会社が有します。

事故時の連絡先等は以下のURLから保険期間中いつでも参照できます。アクセスには加入者証券番号が必要となります。「認証キーワード」欄に加入者証券番号を入力してください。  
<http://ezoo.jp/ds4/A0014372606>



スマートフォンからも参照できます

お問い合わせ先

【取扱代理店】  
 アルティウスリンク株式会社 保険代理店部  
 東京都新宿区西新宿2-7-1 新宿第一生命ビル7F-N3  
 TEL: 03-5326-6502(平日9:00~17:30)  
 メールアドレス: hoken-soudan@altius-link.com

【引受幹事保険会社】  
 東京海上日動火災保険株式会社  
 担当室: ライフデザイン部メディア・プラットフォーム室  
 東京都千代田区大手町1-5-1  
 大手町ファーストスクエアW13階  
 TEL:03-5223-3585

# 保障が一生涯続くタイプの 4つのオススメPoint!



## Point 1 「簡易告知制度」導入!

社員とご家族限定で  
**男性は2つ、女性は3つの告知**で医療保険にお申込みできます!  
 (基本プラン、安心プランの場合)

-----**下記の3項目をクリアすればOK**-----

### 簡単Check1

現在、病気やケガで入院中、または入院か手術をすすめられていますか?

- 選択する特約・特則によって追加で告知が必要な場合があります。
- 過去情報がある場合、告知が全て「いいえ」であっても特別条件付契約もしくは査定保留・引受延期となる可能性があります。

### 簡単Check2

過去1年以内に病気で、継続して10日以上入院をしたことがありますか?

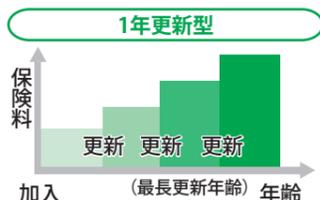
### 簡単Check3

現在、妊娠していますか?  
 (女性のみ)

## Point 2 終身保障につき、病気・ケガの保障が一生涯続きます! 退職後も保障が続きます。

## Point 3 保険料は加入時の年齢で決まり、その後上がることはありません!

- ※ 先進医療特約と抗がん剤治療特約の保険期間・保険料払込期間は10年・10年です。
- ※ 更新後の保険期間は更新前と同一とします。(ただし、引受保険会社の定めるところにより保険期間を変更して更新されることがあります。)
- ※ 団体扱の場合、退職後は団体扱A料率から口座振替料率に変更となります。



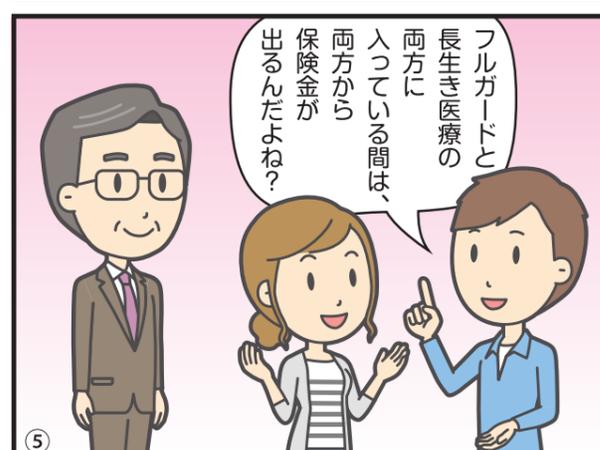
・多くの場合、保険料が5歳刻みで上がる。  
 ・定期的に保障の見直しができる。  
 ・最長更新年齢が決まっている。

・保険料は加入時のまま一定。  
 ・特約など、保障のバリエーションが豊富。

## Point 4 KDDIグループ従業員本人・配偶者・子・父母・祖父母・兄弟姉妹・孫までが被保険者の範囲です!

※ 海外駐在中の方はご加入いただけません。

- 弊社は、お客様の個人情報について、各保険会社より保険業務の委託を受けて取得した個人情報を、各社の保険およびこれらに付帯・関連するサービスの提供等のため、各社の業務遂行に必要な範囲内でも利用します。詳細は弊社ホームページをご覧ください。(https://www.kddigr-hoken.jp/insure/privacy/)
- 一斉募集期間中は、弊社の方針により本パンフレット記載の生命保険会社を推奨いたします。



入社



結婚・出産



退職・老後

入院リスクの少ない若いうちは、**保険料がお手頃な「1年更新型」**でひとまず備えましょう! → p.5~フルガード保険へ

家族が増えて責任が重くなる時期は**「1年更新型」と「終身保障型」**を組み合わせ、急な出費に備えましょう!

子どもが独立したら必要に応じて**「終身保障型」**のみを残して、保険料の負担を軽減しましょう!

# 長生き医療 (終身保障型)

保障分野の種類	○	病気(がんを含む)・ケガの保障
	—	介護の保障
	—	死亡時の保障
	—	資金の準備

保障内容	<b>メディカルKit NEO 医療総合保険</b> (基本保障・無解約返戻金型)【無配当】
	1入院60日型、手術給付金および放射線治療給付金の給付倍率の型:Ⅲ型、死亡保険金の給付倍率0倍、初期入院保障特則、先進医療特約、通院特約、3大疾病入院支払日数無制限特約、がん診断特約、抗がん剤治療特約、女性疾病保障特約

以下3プラン以外でのご加入も可能です。

基本保障

オプション



保障内容	基本プラン	安心プラン	保障充実プラン
<b>入院に備える</b> (疾病入院給付金) (災害入院給付金)	1日につき <b>5,000円</b>	1日につき <b>5,000円</b>	1日につき <b>5,000円</b>
<b>手術・放射線治療に備える</b> (手術給付金) (放射線治療給付金)	手術の種類により 1回につき <b>20・10・5・2.5万円</b>  放射線治療 1回につき <b>5万円</b>	手術の種類により 1回につき <b>20・10・5・2.5万円</b>  放射線治療 1回につき <b>5万円</b>	手術の種類により 1回につき <b>20・10・5・2.5万円</b>  放射線治療 1回につき <b>5万円</b>
<b>短期入院に備える</b> (初期入院保障特則)	—	入院日額×10日分 一律 <b>5万円</b>	入院日額×10日分 一律 <b>5万円</b>
<b>先進医療に備える</b> (先進医療特約)	—	先進医療にかかわる 技術料と同額 通算 <b>2,000万円</b> まで	先進医療にかかわる 技術料と同額 通算 <b>2,000万円</b> まで
<b>通院治療に備える</b> (通院特約)	—	入院前60日以内 退院後180日(730日 <sup>*4</sup> )以内 1日につき <b>3,000円</b>	入院前60日以内 退院後180日(730日 <sup>*4</sup> )以内 1日につき <b>3,000円</b>
<b>3大疾病による入院に備える</b> (3大疾病入院支払日数無制限特約)	—	—	入院日数無制限 1日につき <b>5,000円</b>
<b>がんと診断されたときに備える</b> (がん診断特約)	—	—	1回 <b>50万円</b>
<b>抗がん剤治療に備える</b> (抗がん剤治療特約)	—	—	お支払い事由の 該当月ごとに <b>5万円</b>
<b>女性限定</b> <b>女性特有の病気に備える</b> (女性疾病保障特約) ※0歳～5歳までは女性疾病保障特約を付加することが出来ません。	1入院につき60日まで 通算支払限度日数 <b>1,095日</b>  3大疾病 <b>がん(悪性新生物、上皮内新生物)、心疾患<sup>*3</sup>、脳血管疾患</b>  1乳房につき1回	—	主契約の疾病入院 給付金に上乗せして 1日につき <b>5,000円</b>  乳房再建給付金 <b>100万円</b>

2025年11月現在（単位：円）

ご契約年齢	基本プラン		安心プラン		保障充実プラン	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
0歳	920	905	1,467	1,420	2,167	2,086
1歳	910	905	1,436	1,410	2,143	2,082
2歳	900	905	1,405	1,402	2,124	2,081
3歳	890	905	1,382	1,389	2,108	2,075
4歳	885	910	1,361	1,384	2,095	2,078
5歳	880	915	1,343	1,384	2,090	2,091
6歳	875	920	1,328	1,384	2,083	2,340
7歳	875	930	1,326	1,400	2,095	2,380
8歳	875	940	1,327	1,416	2,105	2,415
9歳	875	950	1,328	1,430	2,122	2,454
10歳	880	960	1,342	1,454	2,146	2,503
11歳	895	985	1,357	1,479	2,167	2,554
12歳	905	1,000	1,367	1,502	2,189	2,604
13歳	920	1,025	1,382	1,527	2,216	2,662
14歳	930	1,050	1,395	1,560	2,243	2,713
15歳	945	1,075	1,410	1,590	2,271	2,777
16歳	955	1,100	1,428	1,618	2,299	2,834
17歳	965	1,125	1,438	1,651	2,324	2,903
18歳	980	1,140	1,456	1,674	2,363	2,952
19歳	990	1,165	1,474	1,702	2,393	3,016
20歳	1,005	1,190	1,492	1,732	2,429	3,079
21歳	1,035	1,215	1,525	1,766	2,481	3,144
22歳	1,065	1,245	1,563	1,810	2,539	3,221
23歳	1,100	1,270	1,606	1,836	2,614	3,280
24歳	1,135	1,290	1,649	1,867	2,680	3,344
25歳	1,165	1,310	1,682	1,896	2,736	3,402
26歳	1,200	1,330	1,725	1,925	2,804	3,476
27歳	1,240	1,345	1,776	1,946	2,881	3,542
28歳	1,285	1,360	1,829	1,967	2,972	3,608
29歳	1,325	1,375	1,880	1,991	3,057	3,678
30歳	1,365	1,390	1,925	2,012	3,133	3,741
31歳	1,410	1,410	1,987	2,035	3,236	3,816
32歳	1,445	1,430	2,039	2,061	3,330	3,900
33歳	1,490	1,445	2,104	2,079	3,450	3,982
34歳	1,540	1,470	2,166	2,110	3,553	4,077
35歳	1,590	1,490	2,241	2,136	3,683	4,167
36歳	1,635	1,520	2,306	2,172	3,800	4,238
37歳	1,690	1,550	2,386	2,205	3,950	4,316
38歳	1,740	1,580	2,459	2,241	4,085	4,407
39歳	1,795	1,610	2,537	2,280	4,235	4,496
40歳	1,850	1,645	2,620	2,329	4,387	4,600
41歳	1,925	1,690	2,729	2,389	4,573	4,694
42歳	2,000	1,735	2,827	2,457	4,754	4,810
43歳	2,070	1,785	2,934	2,527	4,952	4,920
44歳	2,160	1,840	3,061	2,605	5,167	5,046
45歳	2,240	1,895	3,180	2,683	5,382	5,168
46歳	2,330	1,950	3,310	2,769	5,600	5,304
47歳	2,415	2,015	3,438	2,860	5,818	5,440
48歳	2,505	2,075	3,576	2,949	6,058	5,596
49歳	2,610	2,145	3,727	3,050	6,303	5,744
50歳	2,705	2,210	3,869	3,152	6,552	5,900
51歳	2,830	2,300	4,042	3,268	6,846	6,094
52歳	2,960	2,385	4,223	3,387	7,140	6,303
53歳	3,100	2,480	4,414	3,508	7,462	6,511
54歳	3,245	2,575	4,616	3,640	7,792	6,740
55歳	3,395	2,675	4,828	3,777	8,141	6,966
56歳	3,535	2,780	5,033	3,916	8,484	7,194
57歳	3,690	2,890	5,251	4,066	8,848	7,424
58歳	3,845	3,000	5,482	4,224	9,229	7,679
59歳	4,005	3,120	5,705	4,384	9,608	7,932
60歳	4,155	3,250	5,930	4,555	9,998	8,207
61歳	4,300	3,380	6,155	4,736	10,450	8,515
62歳	4,450	3,515	6,391	4,925	10,916	8,840
63歳	4,600	3,660	6,633	5,127	11,390	9,186
64歳	4,760	3,810	6,885	5,339	11,880	9,549
65歳	4,925	3,970	7,145	5,556	12,380	9,933
66歳	5,095	4,135	7,415	5,783	12,856	10,335
67歳	5,280	4,310	7,704	6,026	13,347	10,777
68歳	5,475	4,490	8,013	6,268	13,867	11,224
69歳	5,680	4,685	8,335	6,526	14,404	11,703
70歳	5,900	4,900	8,672	6,811	14,966	12,225
71歳	6,135	5,120	9,014	7,136	15,545	12,766
72歳	6,400	5,370	9,380	7,492	16,165	13,351
73歳	6,685	5,630	9,773	7,863	16,814	13,981
74歳	6,990	5,910	10,192	8,268	17,510	14,646
75歳	7,325	6,210	10,649	8,694	18,198	15,347

●先進医療特約・抗がん剤治療特約は、最長90歳まで自動更新が可能です。更新後保険料は、更新時の被保険者の年齢および保険料率によって計算しますので、更新前の保険料と異なる場合があります。

●保障充実プランの女性0歳～5歳までの保険料は女性疾病保障特約を付加していない保険料です。

●公的医療保険制度等の改正または医療技術・医療環境の変化により給付金のお支払事由または特定疾病保険料払込免除特則による保険料払込みの免除事由に影響が生じるときは、主務官庁の認可を得て、給付金のお支払事由または特定疾病保険料払込免除特則による保険料払込みの免除事由を変更することがあります。その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。

がんについて保障の開始まで90日の不担保期間（保障されない期間）があります。

不担保期間終了までがんに罹患した場合、がんによる給付金等のお支払いはいたしません。この場合、不担保期間終了後に新たにがんに罹患されても、がんによる給付金等はお支払いいたしません。がんの診断確定は、病理学的所見により日本の医師または歯科医師によってなされる必要があります。ただし、病理組織学的所見が得られない場合、その他の所見を認めることがあります。

※1 放射線治療は60日に1回を給付限度とします。骨髄等の採取術については、責任開始からその日を含めて1年を経過した日以後に行われた手術につき、保険期間を通じて1回を限度としてお受け取りいただけます。

※2 公的医療保険制度における評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、先進医療の対象となる医療技術ごとに医療機関・適応症が限定されています。療養を受けた時点で、公的医療保険制度の給付対象となっている場合や承認取消等により先進医療でなくなっている場合は、対象となりません。また、公的医療保険制度の給付対象となる費用や、技術料以外の自己負担となる費用等は、先進医療給付金の対象となりません。

※3 高血圧性心疾患は対象になりません。

※4 入院の原因となった疾病が、がん・心疾患※3・脳血管疾患の場合は730日以内を保障の対象とします。

※5 上皮内新生物は対象になりません。

### 解約について

保険料払込期間中の解約返戻金はありませぬ。付加される特約・特則は、保険期間を通じて解約返戻金はありませぬ。特則のみの解約はできません。

このご案内は、商品の概要をご説明していません。詳細につきましては、インターネット申込内の「商品のご説明」や「パンフレット」「重要事項説明書（契約概要/注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

## 1

ご加入のお手続きは、以下の二次元コードより可能です。（Web申込みは申込日時点で在職している従業員ご本人様のみ可能）尚、掲載プラン以外でのご加入も可能です。ご家族（配偶者・子・父母・祖父母・兄弟姉妹・孫）のお申込みを希望される場合は、書面でのお取り扱いになりますので、アルティウスリンクまでご連絡ください。

### Webでのお申込みが可能です！

●商品のご説明・プラン・保険料をご確認いただいたうえで、お申込み手続きを行ってください。

インターネットでのお申込みは  
お申込みした日から保障開始！



インターネットでのお申込み

診査  
お申込み手続き・告知が完了した日に  
さかのぼって保障開始

お申込み手続き完了  
（申込手続き・告知）

承諾

ご契約のお引受けを保険会社が承諾した場合は、インターネットでのお申込み手続きが完了した日にさかのぼって保障を開始します。弊社生命保険募集人は、お客様と申込先の保険会社の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権および告知受領権は有しておりません。



スマホでの  
お手続きはこちらから！

## 2

簡易告知は現役従業員様のみご利用できる制度です。必ずご退職前にお申込みをお願いします。

## 3

加入者が退職等によりKDDIグループの従業員でなくなった場合は、アルティウスリンクまで必ずお申し出ください。退職後については、団体扱の対象とならないため、団体扱A料率が適用されなくなります。

## 4

責任開始期前に発病し、以前より治療を受けていた疾病に対しては、保険金・給付金はお支払いできません。よって、持病の悪化による入院・手術については責任開始から2年免責となります。傷の処置、魚の目やタコ手術等お支払いの対象外となる手術があります。

## 5

本保険の保険料は介護医療保険料控除の対象です。

医療保険以外の商品をご希望の場合は、代理店までご連絡ください

インターネットでの申込手続きは、医療保険加入・見直しのご意向をお持ちの方のみ行っていただくことができます。他のご意向をお持ちの場合は、ご意向に合った商品をご提案させていただきますので、アルティウスリンクまでご連絡ください。

### 資料請求やお問い合わせ方法

各種ご相談や資料請求は、TELまたはメール、二次元コードでお気軽にご連絡ください！

アルティウスリンク株式会社 個人保険ユニット  
 TEL : 03-5326-6502 (平日 9:00~17:30)  
 E-mail : hoken-soudan@altius-link.com

スマホでの  
お問い合わせはこちらから！



引受保険会社：東京海上日動あんしん生命保険株式会社

引受商品：メディカルKit NEO 医療総合保険（基本保障・無解約返戻金型）【無配当】

募資 2511-KL08-H0234

長期給与補償制度 (GLTD) とは、  
病気やケガで長期間働けなくなった場合の  
収入の減少を補償する保険です!



## 1. 動画のご案内



### 動画で分かる! GLTD



動画をご用意しております。  
是非ご視聴下さい。  
※アルティウスリンク保険代理店  
ホームページよりご視聴いた  
できます。

## 2. 補償内容

KDDI(株)の人事制度を踏まえて保険金額が増額するステップアップ方式を採用

◆ の部分が長期給与補償制度として補償する部分です。



※「企業や国からの保障」は一例でイメージ図となります。詳細は所属企業担当部署にお問い合わせください。

**注意** ※KDDI(株)の人事制度にあわせて設計しておりますが、すべてのグループ会社の人事制度に完全には一致していません。

保険金のお支払方法等重要な事項は、別冊のP.19「この保険のあらし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

## 3. 加入口数の目安

保険金額は平均月間所得額の70%  
以下かつ50万円以下でお決めくだ  
さい。

年収	口数	加入口数の目安	
		保険金額	
		①30か月	②31か月以降
200万円	2口	4万円	10万円
400万円	4口	8万円	20万円
600万円	7口	14万円	35万円
800万円	9口	18万円	45万円
1,000万円以上	10口	20万円	50万円

## 4. 保険料プラン(月額)

保険期間中の中途でのプラン変更・増口(増額)はできません。

保険期間：2026年6月1日午後4時から1年間  
お支払方法：2026年8月分給与から毎月控除と  
なります。(12回払)

### 60歳まで補償プラン

〈保険期間1年 支払対象外期間180日 対象期間満60歳まで 団体割引25%〉

プラン	60歳まで補償			
	MINIプラン (業務外のみ) 業務外のみ補償特約・天災危険補償特約 精神障害補償特約・妊娠に伴う身体障害補償特約セット		60プラン (24時間) 天災危険補償特約・精神障害補償特約 妊娠に伴う身体障害補償特約セット	
保険金額(月額)	① 2万円 ② 5万円 ①は、支払対象外期間を超えた最初の30か月の保険金額(1口あたり) ②は、30か月超満60歳までの期間の保険金額(1口あたり)です。			
満年齢	男性	女性	男性	女性
15-24歳	164円	120円	265円	185円
25-29歳	178円	157円	273円	245円
30-34歳	195円	214円	294円	317円
35-39歳	240円	316円	350円	447円
40-44歳	351円	482円	497円	660円
45-49歳	486円	655円	652円	847円
50-54歳	535円	650円	706円	844円
55-59歳	335円	362円	449円	473円

### 65歳まで補償プラン

〈保険期間1年 支払対象外期間180日 対象期間満65歳まで 団体割引25%〉

プラン	65歳まで補償	
	65プラン (24時間) 天災危険補償特約・精神障害補償特約・妊娠に伴う身体障害補償特約セット	
保険金額(月額)	① 2万円 ② 5万円 ①は、支払対象外期間を超えた最初の30か月の保険金額(1口あたり) ②は、30か月超満65歳までの期間の保険金額(1口あたり)です。	
満年齢	男性	女性
15-24歳	273円	190円
25-29歳	286円	258円
30-34歳	311円	339円
35-39歳	381円	495円
40-44歳	571円	778円
45-49歳	835円	1,108円
50-54歳	1,177円	1,446円
55-59歳	1,243円	1,336円
60-64歳	769円	722円

**おすすめ**

〈全プラン共通の注意事項〉

※本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(2025年9月現在)

※保険料は保険始期日(中途加入の場合は、中途加入日)時点の満年齢によります。

※ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると保険料が変更になります。

※団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

### 上記以外のプランにご加入の方

上記以外のプランは新規募集を停止しております。

上記以外のプランにご加入いただいている方は別冊P19から保険料をご確認ください。

2021年度より「Cプラン」は「MINIプラン」に、「Gプラン」は「60プラン」にプラン名を変更いたしました。

## 5. KDDIグループ長期給与補償制度の特長

### 1 「24時間補償コース」なら業務中も業務外も補償

ご希望に合わせて、業務による病気やケガは補償対象外となる「MINIプラン(業務外のみ補償)」と、業務外・業務中を問わず補償の対象となる「60プラン(24時間補償)」をご選択いただけます。

### 2 安心の定額タイプ

保険金額が分かりやすく、安心な定額タイプのプランです。

### 3 精神障害を原因とする場合も最長3年の充実補償

躁病、うつ病、統合失調症、神経衰弱などの精神障害を原因とする就業障害についても最長3年の補償がごございます。

### 4 SOMPO 健康・生活サポートサービスが利用可能

SOMPO 健康・生活サポートサービスは、損保ジャパンの団体長期障害所得補償保険にご加入いただいた皆さまがご利用いただける各種無料電話相談サービスです。

- 健康・医療相談サービス
- 医療機関情報提供サービス
- 専門医相談サービス(予約制)
- 人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス
- こどものお悩みほっとライン
- 介護関連相談サービス
- 法律・税務・年金相談サービス(予約制)
- メンタルヘルス相談サービス
- メンタルITサポート(WEBストレスチェック)サービス

(注1) 本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者が提供します。SOMPO健康・生活サポートサービスの詳細については、GLTD WEBサイト(P27~P28参照)へログインいただき、トップページ「ご加入内容の確認・変更」よりご確認ください。(注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。(注3) ご利用は日本国内からにかぎります。(注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。(注5) ご相談内容やお取次ぎ事項によっては有料になるものがあります。(注6) 1回のご相談時間は30分までとし、頻回利用される場合ご利用回数制限をお伝えする場合があります。(注7) 応対者の指名はできません。(注8) ご利用者がオペレーターや看護師等に対して脅迫的言動、誹謗、中傷、もしくは性的嫌がらせ等を行った場合、または業務を妨害する行為等が認められる場合には、利用制限および利用停止をさせていただきます。(注9) 相談の回答はあくまでも一般的な健康や医療に関する情報提供を目的としており、診療行為その他医療行為を提供するものではありません。(注10) ご利用いただく際は、加入者証等に記載のSOMPO 健康・生活サポートサービス専用電話番号までご連絡ください。

### 5 会社制度なので、社員であれば管理職でも加入可能

役員の方など、欠勤等があっても収入が減少しない方はご加入できません。

## WEB加入者カード

### 加入者カードについて、2024年度よりWEB化となりました

GLTD WEBサイト(P27~P28参照)へログインいただき、トップページ「ご加入内容の確認・変更」画面にてWEB加入者カードのご確認をお願いいたします。(印刷可)

※個別発送は廃止となりました。

作成日 2021年08月12日  
(団体名) **加入者カード** **損害保険ジャパン株式会社**

[加入者住所・氏名] ソンプ タロウ 様		会社コード 番号 職員番号 111111 番号 番号
-------------------------	--	--

加入者控タイトルにご加入いただき、ありがとうございます。  
ご加入いただいた内容は下記のとおりになっておりますので、ご確認のうえ大切に保管してください。  
ご不明点などございましたら、取扱代理店までお問い合わせください。

★契約情報

証券番号	AAAAAAAAAA	加入者一回分合計保険料	900円
団体名称	(団体名)	加入者番号	BBBBBBB
保険期間			

★加入内容

被保険者連番	I	被保険者番号	CCCCCCCCC
被保険者氏名	生年月日	職業	補償対象外とする疾病
ソンプ タロウ	平成19年2月3日		
型	口数	支払額(円)	払込方法
A	I	154	J2
			GLTD
			補償内容
			対象期間 60歳迄
			支払対象外期間 180日
			保険金額(月額) 5万円
			最長支払月数
			約定給付率 100%
			就業障害の定義 C
			公務員特例 なし
			特約 なし
			特約 なし

## 6. 告知について

ご加入にあたり、告知が必要となります。

★以下の質問事項にご回答ください。

(1)~(3)質問事項への回答がすべて「いいえ」の方はご加入いただけます。1つでも「はい」がある方はご加入いただけません。

質問事項		ご確認・ご記入いただく事項
(1)	告知日(ご記入日) 現在、病気やケガで入院中ですか。または告知日以降に病気やケガで入院もしくは手術の予定*がありますか。 ※ 医師からすすめられている場合や医師と相談している場合を含みます。	「はい」の方はご加入いただけません。
(2)	告知日(ご記入日) から過去1年以内に、病気で継続して10日以上入院をしたことがありますか。	「はい」の方はご加入いただけません。
(3)	告知日(ご記入日) から過去2年以内に、 ①「がん」、「上皮内がん」または「精神の病気」と医師に診断されたことがありますか。 ②「がん」、「上皮内がん」または「精神の病気」により、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことや、すすめられたことがありますか。 (注) 医師より病気・症状の疑いの指摘を受け、検査等の結果が判明しない場合や経過観察中を含みます。「がん」、「上皮内がん」、「精神の病気」に含めて告知いただきたい病気	「はい」の方はご加入いただけません。
(4)	他の保険契約等(*) がありますか。ある場合は右枠内の記載欄にご記入ください。 (※) 他の保険契約等とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。	他の保険契約等について、会社名・保険種類・保険金額等をご記入ください。欄が不足する場合は、(別紙)に○をして、会社名・保険種類・保険金額等を記載した別紙(様式を問いません。)を添付してください。 会社名: 保険種類: 保険金額: (別紙)

<告知の大切さについてのご説明>

- 告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。
- ※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
- ※「ご加入に際して、特にご注意くださいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

## よくあるご質問

Q1 現在64歳ですが「65歳まで補償プラン」に加入できますか? その場合は、対象期間は65歳まででしょうか?  
A. ご加入いただけます。満60歳以上の方が「65歳まで補償プラン」にご加入の際は対象期間が3年間となります。

Q2 支払保険料は、年末調整等の控除対象になりますか?  
A. はい。お支払いいただいた保険料は、介護医療保険料控除の対象となります。

Q3 保険金の支払いを受けている間も保険料は払い続けなければいけませんか?  
A. ①保険料のお支払いをやめる場合  
保険から脱退することで保険料を支払う必要はなくなります。ただし、復職したときに再度保険加入を希望される場合、再度告知が必要となるため、再加入できない可能性があります。※すでに支払いを受けている保険金は脱退を理由に休止されることはありません。

②保険料のお支払いを継続する場合  
保険金支払いを受けている期間中も保険から脱退しないかぎり、引き続き保険料をお支払いいただく必要があります。その場合、復職後も再度告知することなく、補償を継続することが可能となります。

## 7. お手続き方法

### (1) 初めてご加入いただく方

インターネットから  
ご加入の場合



アルティウスリンク保険代理店ホームページよりご加入いただけます。  
<https://www.kddigr-hoken.jp/insure/gltd/>

左記以外の方法でご加入の場合  
アルティウスリンクまでご連絡  
ください。



長期給与補償制度を選択ください。



WEB申し込みボタンを選択ください。



プルダウンから会社名をお選びください。  
ID・パスワードを入力し、ログインボタンを押してください。

**初めてログインする方**  
ID：社員番号(6桁※)  
初期パスワード：生年月日 8桁(YYYYMMDD)

※社員番号が6桁以上の場合は  
ログイン画面上部の説明に従って入力してください。  
※パスワードは毎年初期化されます。



お申込み手続きを選択してください。

以降は画面に従いお申し込みください。

## 7. お手続き方法

### (2) 既にご加入いただいている方

お手続き画面より、契約内容の変更や現在ご加入の内容をご確認いただくことができます。

インターネットから  
変更手続きの場合



アルティウスリンク保険代理店ホームページよりご加入いただけます。  
<https://www.kddigr-hoken.jp/insure/gltd/>

左記以外の方法で変更手続きご希  
望の場合アルティウスリンクまでご  
連絡ください。



長期給与補償制度を選択ください。



WEB申し込みボタンを選択ください。



プルダウンから会社名をお選びください。  
ID・パスワードを入力し、ログインボタンを押してください。

**初めてログインする方**  
ID：社員番号(6桁※)  
初期パスワード：生年月日 8桁(YYYYMMDD)

※社員番号が6桁以上の場合は  
ログイン画面上部の説明に従って入力してください。  
※パスワードは毎年初期化されます。



ご契約内容を確認する場合は「お申込み内容の確認」を、  
ご契約内容を変更される場合は「お申込み手続き」を  
選択してください。

以降は画面に従いお申し込みください。

# グループ保険 団体定期保険

商品内容のご説明 制度内容等の詳細につきましては、別冊のP25～P28をご覧ください。

## 1 グループ保険とは…

万一、死亡された場合、または所定の高度障がい状態になられた場合、**保険金をお支払いする1年更新の保険**です。

※保険期間は2026年6月1日～2027年5月31日までです。以降は毎年6月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、**配当金をお受取り**になれます。昨年度は配当金として年間払込保険料の約52%相当額が支払われました。  
※2025年度(保険期間:2024年6月1日～2025年5月31日)の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。  
※脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

- ご家族も加入対象**  
ご本人さまがご加入の場合、配偶者さま・お子さまもお申込みできます。

- 退職後も安心**  
①効力発生日(毎年6月1日)現在の保険年齢が50歳以上で退職される方は、引続き「退職者グループ保険」に加入できます。  
※ただし保障額は、本人1,500万円・配偶者300万円が上限となり、以後増額できません。また、ご本人は本人退職時点で自動脱退となり継続することができません。  
②2年を超えて継続加入いただいた方は、所定の条件を満たす場合、退職時にご加入の保険金額の範囲内であれば診査なしで、所定の個人保険へ加入できます。

- ライフイベントの変化に合わせ、毎年保障額の見直しができます。**  
※ただし、健康状態等によっては保障額を増額できない場合があります。

## 2 おすすめモデルプラン

たとえば、こんな方にはこのようなプランをぜひおすすめします!!



本人:保険年齢24歳男性(独身)

万一の時のことを考えて、家族に迷惑をかけないように、葬儀費や各種ローンの支払いに備えて、必要最低限の保障は準備しておきましょう。

		死亡・高度障がい 保険金額	月払保険料 (概算)
グループ保険	本人	500万円	858円

月払保険料(概算)  
**858円**



本人:保険年齢35歳男性  
配偶者:保険年齢33歳女性  
子ども:1人

家族への責任と家族全員の万全な保障を準備する世代です。家族のためにも、グループ保険で保障を確保しましょう。

		死亡・高度障がい 保険金額	月払保険料 (概算)
グループ保険	本人	3,000万円	5,151円
	配偶者	500万円	739円
	子ども1人	300万円	210円

月払保険料(概算)  
**6,100円**



本人:保険年齢44歳男性  
配偶者:保険年齢41歳女性  
子ども:2人

子どもの成長など保障の充実が必要な世代です。ライフイベントによって変化する保障部分は、保障額を見直すことができるグループ保険で補いましょう。

		死亡・高度障がい 保険金額	月払保険料 (概算)
グループ保険	本人	5,000万円	11,000円
	配偶者	1,000万円	1,927円
	子ども2人	300万円×2人	420円

月払保険料(概算)  
**13,347円**

※別冊の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。また、「正しく告知いただくために」には、ご加入・増額のお申込みの際に必要な被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。配偶者・子どものお申込みの際は、プリントアウト等にてパンフレットをお渡しのうえ、ご確認ください。なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。)をお読みいただいた後も大切に保管してください。専用webサイトをご覧ください。なおお申込みいただいた方は、当パンフレットを保存等のうえ、大切に保管してください。

## 3 保障額と保険料

**保険金額は、本人は100万円から9,000万円までの100万円単位、配偶者は100万円から3,000万円までの100万円単位でお申込みできます。**

以下の死亡保険金額(高度障がい保険金額)以外の月払保険料(概算)についてはKDDIグループ共済会へお問合せください。  
(保険料の単位:円)

年齢群 性別	本人(在職者)						配偶者					
	9,000 万円	8,000 万円	7,000 万円	6,000 万円	5,000 万円	4,000 万円	3,000 万円	2,000 万円	1,000 万円	500 万円	200 万円	100 万円
15歳～35歳 (H2.12.2生～ H23.12.1生)	男性 15,453	13,736	12,019	10,302	8,585	6,868	5,151	3,434	1,717	858	343	171
	女性 13,311	11,832	10,353	8,874	7,395	5,916	4,437	2,958	1,479	739	295	147
36歳～40歳 (S6.12.2生～ H2.12.1生)	男性 17,091	15,192	13,293	11,394	9,495	7,596	5,697	3,798	1,899	949	379	189
	女性 15,894	14,128	12,362	10,596	8,830	7,064	5,298	3,532	1,766	883	353	176
41歳～45歳 (S5.12.2生～ S6.12.1生)	男性 19,800	17,600	15,400	13,200	11,000	8,800	6,600	4,400	2,200	1,100	440	220
	女性 17,343	15,416	13,489	11,562	9,635	7,708	5,781	3,854	1,927	963	385	192
46歳～50歳 (S5.12.2生～ S5.12.1生)	男性 24,273	21,576	18,879	16,182	13,485	10,788	8,091	5,394	2,697	1,348	539	269
	女性 20,619	18,328	16,037	13,746	11,455	9,164	6,873	4,582	2,291	1,145	458	229
51歳～55歳 (S4.12.2生～ S5.12.1生)	男性 31,014	27,568	24,122	20,676	17,230	13,784	10,338	6,892	3,446	1,723	689	344
	女性 24,525	21,800	19,075	16,350	13,625	10,900	8,175	5,450	2,725	1,362	545	272
56歳～60歳 (S4.12.2生～ S4.12.1生)	男性 40,590	36,080	31,570	27,060	22,550	18,040	13,530	9,020	4,510	2,255	902	451
	女性 28,557	25,384	22,211	19,038	15,865	12,692	9,519	6,346	3,173	1,586	634	317
61歳～65歳 (S3.12.2生～ S4.12.1生)	男性 57,096	50,752	44,408	38,064	31,720	25,376	19,032	12,688	6,344	3,172	1,268	634
	女性 34,794	30,928	27,062	23,196	19,330	15,464	11,598	7,732	3,866	1,933	773	386
66歳～70歳 (S3.12.2生～ S3.12.1生)	男性 80,091	71,192	62,293	53,394	44,495	35,596	26,697	17,798	8,899	4,449	1,779	889
	女性 43,614	38,768	33,922	29,076	24,230	19,384	14,538	9,692	4,846	2,423	969	484

○保険年齢71歳以降の保険料については、別冊のP28をご覧ください。

		子ども			
		400 万円	300 万円	200 万円	100 万円
死亡保険金額 (高度障がい保険金額)					
月払 保険料 (確定)	保険年齢 3歳～22歳 (H15.12.2生～R5.12.1生)	280 円	210 円	140 円	70 円

○《本人・配偶者》の保険料は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、更新日(今回は2026年6月1日)から適用します。保険料は、毎年更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。《子ども》の保険料は1人あたりの確定保険料です。

記載の保険料は、確定保険料を含め、2025年10月8日(計算基準日)現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。

○当グループ保険における年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。  
※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。

(例:19歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は20歳となります。)  
○配偶者・子どもは、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。なお、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。

○配偶者・子どものみで加入することはできません。

Q. 加入時の保険料は今後も変わらないのですか?  
 A. グループ保険は、1年ごとに保険料を見直しますので、1年ごとに保険料が変わる可能性があります。(年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。)

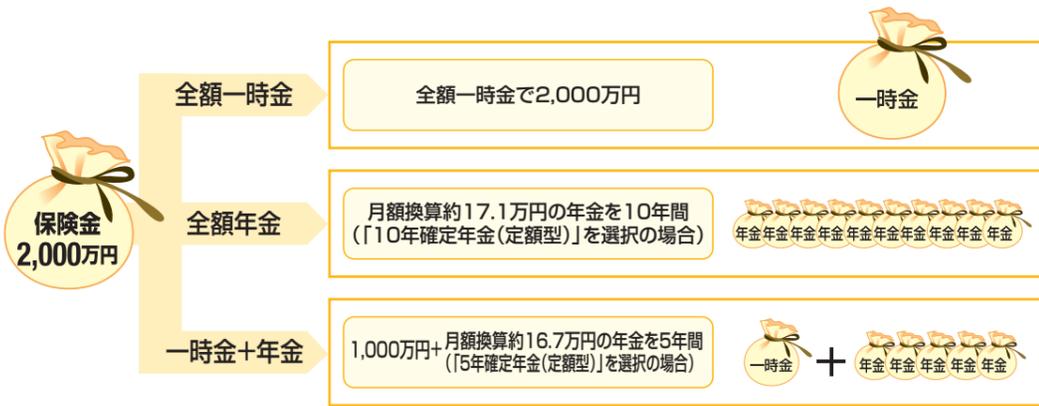
商品内容のご説明

制度内容等の詳細につきましては、別冊のP29～P32をご覧ください。

## 保険金の年金受取りとは…

(例)  
 保険金額2,000万円に  
 ご加入の場合

保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金基金として設定し、年金として受取ることを選択いただくことができます。  
 ※子どもを被保険者とする保険金は対象外です。  
 ※年金基金として設定する保険金が少額の場合、保険金を年金として受取ることを選択いただくことができません。



上記の年金額は、2025年8月29日現在において、この保険契約の引受保険会社各社が更新後の保険期間に適用する予定の基礎率(予定利率等)に基づき計算しております。  
 実際に受取ることができる年金額は、年金基金設定時の引受保険会社各社の基礎率(予定利率等)および引受割合をもとに計算されるため、金融情勢等によっては、上記の年金額が増減することがあります。

### ご相談窓口等

- ご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。  
 (なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく以下の日本生命窓口までご連絡ください。)
- <団体お問合せ先> KDDIグループ共済会 TEL 03-5212-4129
- <日本生命お問合せ先> 日本生命保険相互会社 法人サービスセンター TEL 0120-563-925(通話料無料)
- ※お問合せの際には、記号証券番号(931-1304)をお知らせください。  
 【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3を除く。)]

《「障がい」の表記》  
 当パンフレット(グループ保険部分)では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

### グループ保険

制度内容の詳細や特に重要なお知らせ等が記載されている別冊の「ご加入に際しての留意事項」のP25～P28、P51～P56、P67をご覧ください。



5分で解説!!

グループ保険  
 ご案内ムービー

ご視聴はコチラ ▶▶

<https://n-questant.smtg.jp/public/seminar/view/119362>

\*ご視聴には通信料がかかり、お客さまのご負担となります。



## 1 積立&年金プランとは…

老後の生活設計に合わせて、ご自分にあった多様な保障をご準備いただくことができます。

- この保険は、団体をご契約者、その所属員等のうち希望される方をご加入者(被保険者)とし、ご加入者(被保険者)の自助努力による財産形成や老後の生活資金確保を支援するための団体年金保険です。
- 税務上の取扱いの異なる2つのコースを活用し、老後保障をカバー  
 Aコース(税適)のご加入者(被保険者)が負担された保険料は、個人年金保険料控除の対象です。  
 Bコース(一般)のご加入者(被保険者)が負担された保険料は、一般生命保険料控除の対象です。  
 ※2025年8月現在の税制等に基づくものであり、今後、変更となる場合があります。  
 ※ご加入には所定の条件があります。詳細は別冊のP29「加入資格」をご確認ください。
- お申込み手続きは簡単  
 告知がなしで手続きができます。
- 保険料のお払込みは在職中に完了  
 在職中に保険料を払込み、保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了時積立金額を原資とした年金をお受取りになれます。年金でのお受取りにかえて、一時金で受取ることもできます。また、Bコース(一般)のご加入者(被保険者)は、「保険料払込期間満了後の給付内容」に記載の個人保険を選択いただくこともできます。
- 中途脱退時にも給付  
 ご加入者(被保険者)が保険料払込期間中に脱退された場合はご加入者(被保険者)に脱退一時金をお支払いします。また、ご加入者(被保険者)が保険料払込期間中に死亡された場合はご遺族に遺族一時金をお支払いします。

## 2 加入例

積立&年金プランは、加入期間が長いほど  
 定年退職後の給付(基本年金月額)も多くなり老後も安心です。

〈例〉月払5口(5,000円)・半年払5口(50,000円)加入の場合で、  
 保険料払込期間満了年齢：60歳、10年確定年金コースを選択した場合。



本人:24歳男性(独身)

これからの長い人生を考えると、今からスタートするのが効果的です。

		年間保険料	払込保険料(累計額)
積立&年金プラン	本人	160,000円	5,760,000円

定年退職後の給付  
 (基本年金月額)  
 約**61,900円**



本人:35歳男性  
 配偶者、子ども1人

退職後の思わぬ出費や病気など不安材料を、少しでも解消するため準備しておきましょう。

		年間保険料	払込保険料(累計額)
積立&年金プラン	本人	160,000円	4,000,000円

定年退職後の給付  
 (基本年金月額)  
 約**40,300円**



本人:44歳男性  
 配偶者、子ども2人

退職後の生活を、少しでもゆとりある暮らしにするために、しっかり準備しておきましょう。

		年間保険料	払込保険料(累計額)
積立&年金プラン	本人	160,000円	2,560,000円

定年退職後の給付  
 (基本年金月額)  
 約**24,400円**

実際に受取る金額は記載の金額を大きく下回る可能性があり、将来の受取額をお約束するものではありません。記載の金額については、P36の給付額試算表の条件をご確認ください。

# 積立&年金プラン

## 拠出型企業年金保険

### ニッセイみらいのカタチ(入院総合保険)※

※2026年8月31日をもって  
取扱いを終了することとなります。

※別冊の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)をお読みいただいた後も大切に保管してください。専用webサイトをご覧になりお申込みいただいた方は、当パンフレットを保存等のうえ、大切に保管してください。

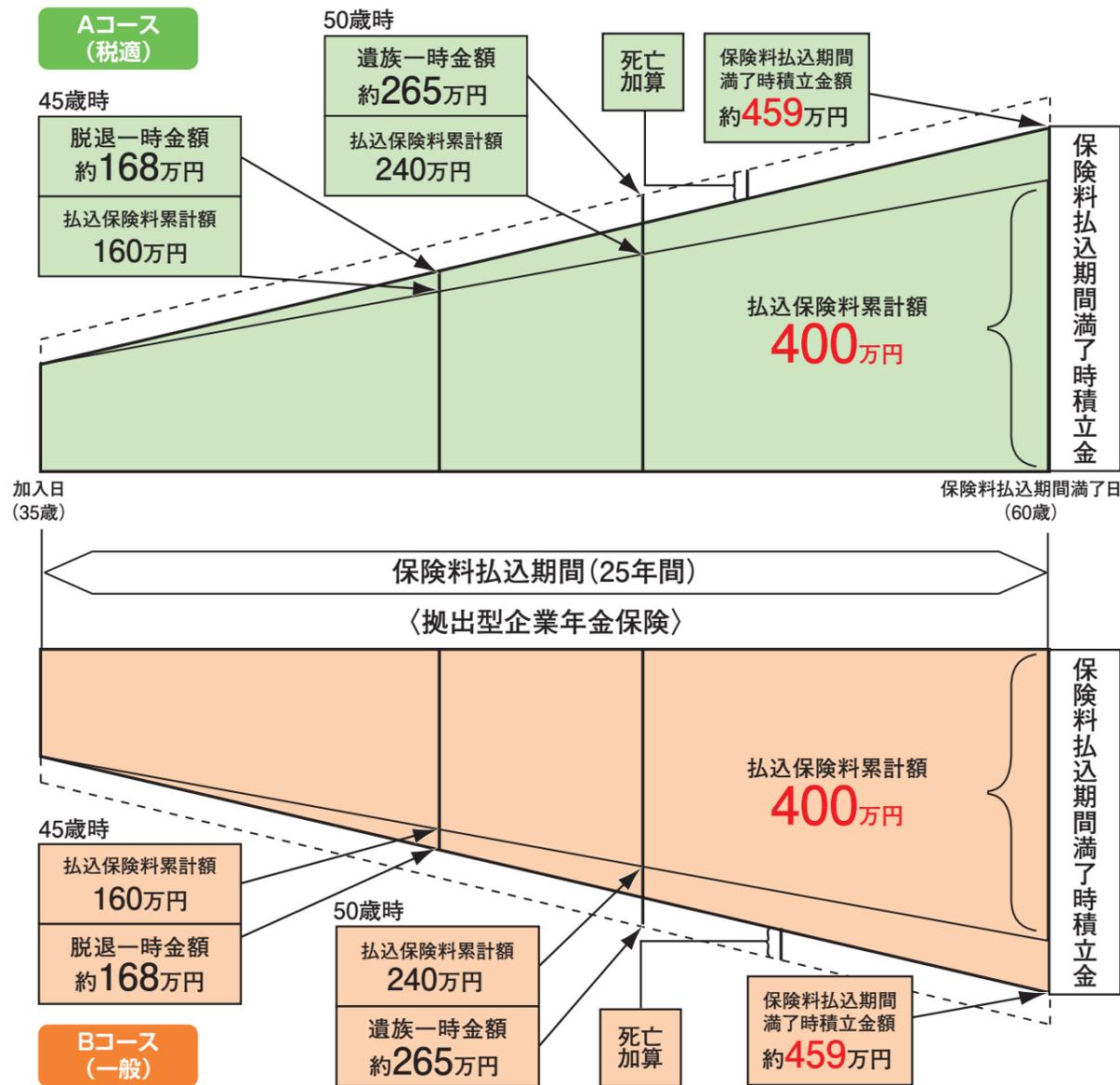
### しくみ図

#### ご加入例



- ご加入年齢:35歳(男性)
- 保険料  
Aコース=月払 5,000円(5口)+半年払 50,000円(5口)  
Bコース=月払 5,000円(5口)+半年払 50,000円(5口)  
合計 月払 10,000円(10口)+半年払100,000円(10口)
- 保険料払込期間満了年齢:60歳

加入資格を満たせばAコース(税適)・Bコース(一般)両方のコースにご加入になれますが、いずれか一方のコースの積立金を他のコースへ移し換えることはできません。



保険料払込期間満了時に給付コースをご選択

## ●Aコース(税適)

コース	しくみ図	保険料払込期間満了後の給付内容
①10年確定年金コース (拠出型企業年金保険)		●年金受取期間中 ①は10年間、②は15年間、ご加入者(被保険者)に年金をお支払いします。 ご加入者(被保険者)が年金受取期間中に死亡された場合には、ご遺族に残存受取期間の年金をお支払いするか、年金にかけて残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。 年金受取期間中の一時金受取りについては、残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。
②15年確定年金コース (拠出型企業年金保険)		●年金受取期間中 ①は10年間、②は15年間、ご加入者(被保険者)に年金をお支払いします。 ご加入者(被保険者)が年金受取期間中に死亡された場合には、ご遺族に残存受取期間の年金をお支払いするか、年金にかけて残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。 年金受取期間中の一時金受取りについては、残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。
③15年保証期間付終身年金コース (拠出型企業年金保険)		●保証期間中 15年間、ご加入者(被保険者)に年金をお支払いします。 ご加入者(被保険者)が保証期間中に死亡された場合には、ご遺族に残存保証期間の年金をお支払いするか、年金にかけて残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。(終身期間部分の一時金のお取扱いはできません。) 15年の保証期間経過後にご加入者(被保険者)ご自身が生存されているときは、年金のお受取りが再開されます。 ●保証期間経過後 ご加入者(被保険者)が生存されているかぎり年金をお支払いします。

※年金でのお受取りにかえて一時金で受取ることもできます。

## ●Bコース(一般)

コース	しくみ図	保険料払込期間満了後の給付内容
①年金コース (拠出型企業年金保険)		●Aコース(税適)と同様のお取扱いとなります。 年金月額が1万円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。
②医療保障コース (注) (ニッセイみらいのカタチ(入院総合保険)(個人保険))		●入院給付金: 所定の入院で入院日数が1日、30日、60日、90日の各日数に達したとき ●外来手術給付金: 入院を伴わない所定の手術を受けられたとき ●先進医療給付金: 所定の先進医療による療養を受けられたとき(先進医療にかかる技術料と同額) ●先進医療サポート給付金: 先進医療給付金が支払われるとき(先進医療にかかる技術料と同額が上限) (注)医療保障コースは、保険料払込期間満了時の金融経済情勢、ご加入者(被保険者)の健康状態、すでに契約いただいている商品の状況等によっては契約いただくことができない場合があります。その他詳細については、別冊のP31をご参照ください。
③一時金受取コース		●保険料払込期間満了時積立金を一時金としてお支払いします。

◎在職中の給付内容、その他詳細につきましては、別冊のP29~P32を必ずご覧ください。

※この保険でいう「積立金」とは、払込保険料から保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用(事業費)等を差引いた純保険料をもとに、将来の給付の原資となる金額を適正な保険数理に基づき計算したものです。

#### ◆給付額について◆

- しくみ図の給付額は、給付額試算表と同じ条件に基づいて計算しております。
- 保険料払込期間満了後の給付額は保険料払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。
- 実際に受取る金額は記載の金額を大きく下回る可能性があり、将来の受取額をお約束するものではありません。

# 積立&年金プラン

## 拠出型企業年金保険

### ニッセイみらいのカたち(入院総合保険)※

※2026年8月31日をもって  
取扱いを終了することとなります。

#### 質問の 多い事項

Q. 年金はどのようにして受取るのですか？

A. 年4回3月、6月、9月、12月の各1日にそれまでの3カ月分がご指定の口座に振込まれます。

#### 4 給付額 試算表

●下表は、前提・条件をにおいて計算した給付額の試算であり、将来の受取額をお約束するものではありません。前提・条件の詳細は(当パンフレットに記載の給付額について)をご確認ください。

- 月払5口 5,000円・半年払5口 50,000円加入の場合(保険料払込期間満了年齢:60歳)
- 保険料払込期間満了後の給付額は保険料払込期間満了時の積立金額(医療保障コースを選択せず、医療保障コースの保険料を差引かない場合)に基づいて計算しております。

積立期間 (年)	払込 保険料 累計額 (円)	定年退職後の給付						
		積立金額 (脱退一時金額) (約) (円)	10年確定 年金コース 基本年金月額 (約) (円)		15年確定 年金コース 基本年金月額 (約) (円)		15年保証期間付 終身年金コース 基本年金月額 (約) (円)	
			男女共通	男女共通	男性	女性	男性	女性
1	160,000	160,300	( 1,400)	( 900)	( 600)	( 500)		
2	320,000	322,400	( 2,800)	( 1,900)	( 1,300)	( 1,100)		
3	480,000	486,400	( 4,200)	( 2,900)	( 1,900)	( 1,700)		
4	640,000	652,100	( 5,700)	( 3,900)	( 2,600)	( 2,300)		
5	800,000	819,700	( 7,100)	( 4,900)	( 3,300)	( 2,900)		
6	960,000	989,100	( 8,600)	( 5,900)	( 4,000)	( 3,500)		
7	1,120,000	1,160,500	10,100	( 6,900)	( 4,700)	( 4,100)		
8	1,280,000	1,333,800	11,600	( 8,000)	( 5,400)	( 4,700)		
9	1,440,000	1,508,900	13,200	( 9,000)	( 6,100)	( 5,400)		
10	1,600,000	1,686,100	14,700	10,100	( 6,800)	( 6,000)		
15	2,400,000	2,602,200	22,800	15,600	10,500	( 9,300)		
20	3,200,000	3,571,300	31,300	21,500	14,500	12,800		
25	4,000,000	4,596,300	40,300	27,600	18,600	16,500		
30	4,800,000	5,680,800	49,800	34,200	23,000	20,400		
35	5,600,000	6,828,300	59,800	41,100	27,700	24,500		
40	6,400,000	8,042,400	70,500	48,400	32,600	28,800		

- Bコース(一般)の年金月額が1万円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。なお、上記( )内は参考数値です。また、Aコース(税適)について積立期間が10年以上の場合のみ年金でお受取りに出来ます。

### 年金を月額10万円受取るためには...

(2025年8月現在)

年金種類	10年確定年金	15年確定年金	15年保証期間付終身年金	
			60歳男性	60歳女性
退職時点で 必要な年金 原資額	約1,141万円	約1,660万円	約2,462万円	約2,785万円

※ご自身の生活設計に合わせ、無理のない計画的な積立てをおすすめします。

〈当パンフレットに記載の給付額について〉

当パンフレットに記載の給付額は、新規に加入される方の給付額、または保険料を増額される方の増額部分に相当する給付額を試算したものであり、以下の前提およびその他一定の条件に基づき計算しております。そのため、例えば、この保険契約全体の加入者数、保険料積立金の増減、引受保険会社各社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更等により、実際に受取る金額は増減し、また大きく下回る可能性があります。したがって将来の受取額をお約束するものではありません。また、積立金額が払込保険料累計額を下回る期間が生じる場合があり、その期間は変動する可能性がありますので、ご注意ください。  
なお、既加入者の実際の給付額については、当パンフレットに記載の給付額と異なります。

- 当パンフレットに記載の給付額は次の(1)~(5)およびその他一定の条件に基づいて計算しております。
  - この保険契約全体の加入者数が月払24,652口、半年払8,890口を常に維持していることを前提とします。
  - ご加入者(被保険者)全員の保険料が所定の払込期日に入金されたものとして計算しております。
  - 引受保険会社各社の基礎率(予定利率・予定死亡率・予定事業費率等)(2026年6月1日時点(予定)※)および引割割合(2025年8月18日現在)に基づき計算しております。※計算時点で幹事会社の管理している各社数値
  - この保険契約における2025年6月1日現在の保険料積立金が積立期間の期始にあるものとして計算しております。
  - 記載の金額には、配当金を加味しておりません。
- 今後の金利水準の低下その他の著しい経済変動等により、基礎率(予定利率・予定死亡率・予定事業費率等)については将来変更される場合があります。その結果、年金一時金の受取金額が減少等の変動をすることがあります。
- 今後の決算配当率は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては配当金をお受取りに出来ない場合もあります。
- 年度(2026年6月1日~2027年5月31日)途中・財政決算期間中で脱退された場合、その年度の配当金はお受取りに出来ません。また、その場合の脱退一時金は給付額試算表の数値を月割計算した額より下回ります。
- 積立金額(脱退一時金額)は、積立期間によっては払込保険料累計額を下回ることがあります。また、この保険契約全体の加入者数、保険料積立金の増減、引受保険会社各社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更等により、積立金額が払込保険料累計額を下回る期間は変動する可能性がありますので、ご注意ください。
- 保険料を増額された場合、増額部分の積立期間は増額年月日が起点となります。したがって、積立金額が払込保険料累計額を下回る期間が新たに発生することがあります。

#### ご相談窓口等

- ご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。  
(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく以下の日本生命窓口までご連絡ください。)
- <団体お問合せ先> KDDIグループ共済会 TEL 03-5212-4129
- <日本生命お問合せ先> 日本生命保険相互会社 法人サービスセンター TEL 0120-563-924(通話料無料)
- ※お問合せの際には、記号証券番号(970-97325)をお知らせください。  
【受付時間 月曜日~金曜日 9:00~17:00(祝日・12/31~1/3を除く。)]

#### 《「障がい」の表記》

当パンフレット(積立&年金プラン部分)では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

#### 積立&年金プラン

制度内容の詳細や特に重要なお知らせ等が記載されている別冊の「ご加入に際しての留意事項」のP29~P32、P57~P60をご覧ください。



5分で解説!!

積立&年金プラン  
ご案内ムービー

ご視聴はコチラ ▶▶

<https://n-questant.smkgtg.jp/public/seminar/view/119365>

\*ご視聴には通信料がかかります。お客さまのご負担となります。



商品内容のご説明

制度内容等の詳細につきましては、別冊のP33～P38をご覧ください。



**ケガや病気等による1泊2日以上<sup>の</sup>継続入院・手術(日帰り手術含む)・放射線治療など幅広く保障される1年更新の保険です!**

※保険期間は2026年6月1日～2027年5月31日までです。以降は毎年6月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

1 総合医療保険とは…

ケガや病気等により1泊2日以上継続して入院されたとき、入院給付金をお受取りになれます。

- 団体保険としての割引が適用された加入しやすい保険料で差額ベッド代等の入院時の出費に備えます。
- 手術給付金(外来・日帰り手術、入院中の手術)、放射線治療給付金を受取れます。
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。昨年度は配当金として年間払込保険料の約27%相当額が支払われました。

※2025年度(保険期間:2024年6月1日～2025年5月31日)の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。  
 ※脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

● お申し込み手続きは簡単

医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申し込み手続きです。保険料は、給与控除ですので、お払込みの手間もかかりません。  
 ※告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。

2 おすすめモデルプラン

たとえば、こんな方にはこのようなプランをぜひおすすめします!!



まだ病気の心配はしていない場合でも、万一のケガに備えておきましょう。

		入院給付金日額	月払保険料(概算)
総合医療保険	本人	5,000円	785円

月払保険料(概算)  
**785円**

本人:保険年齢24歳男性(独身)



入院が続くと、費用も大きな負担になります。思わぬ出費に備えて、準備しておきましょう。

		入院給付金日額	月払保険料(概算)
総合医療保険	本人	8,000円	1,888円
	配偶者	5,000円	1,195円
	子ども1人	3,000円	405円

月払保険料(概算)  
**3,488円**

本人:保険年齢35歳男性  
 配偶者:保険年齢33歳女性  
 子ども:1人



健康である今だからこそ!まさかの場合でも困らないよう、しっかり準備しておきましょう。

		入院給付金日額	月払保険料(概算)
総合医療保険	本人	10,000円	2,430円
	配偶者	5,000円	1,215円
	子ども2人	3,000円×2人	810円

月払保険料(概算)  
**4,455円**

本人:保険年齢44歳男性  
 配偶者:保険年齢41歳女性  
 子ども:2人

※別冊の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。また、「正しく告知いただくために」には、ご加入・増額のお申込みの際に必要な被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。配偶者・子どものお申込みの際は、プリントアウト等にてパンフレットをお渡しのうえ、ご確認ください。なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。)をお読みいただいた後も大切に保管してください。専用webサイトをご覧になりお申込みいただいた方は、当パンフレットを保存等のうえ、大切に保管してください。

3 主な保障内容

- 保険期間中に以下のお支払事由に該当されたときにお支払いします。給付金のお支払いにあたっては、原因となるケガや病気が加入日(\*)以後に生じることが必要となります。  
 (\* )その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

給付の名称	お支払事由の概要	お支払額	お支払限度 ※1
入院給付金	ケガや病気等により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額 × 入院日数	[1回の入院 ※2] 124日 [ 通 算 ] 1,095日
手術給付金(20倍) ※3	1泊2日以上継続した入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき	入院給付金日額 × 20	通算なし
手術給付金(5倍) ※3	外来または日帰り入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき	入院給付金日額 × 5	通算30回
放射線治療給付金	公的医療保険制度の対象となる放射線治療または先進医療に該当する放射線照射・温熱療法を受けられたとき	入院給付金日額 × 10	通算なし (60日の間に1回)

● 骨髄幹細胞の採取のための入院・手術の保障は、総合医療保険(団体型)への加入日(\*)からその日を含めて1年経過後の入院・手術にかぎります。

(\* )その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。ただし、医療保障保険(団体型)から総合医療保険(団体型)への継続加入者については、当該継続加入日からその日を含めて1年以内の骨髄幹細胞の採取のための入院・手術であってもお支払い対象となります。(この場合、継続加入時における医療保障保険(団体型)または総合医療保険(団体型)の入院給付金日額のいずれか低い金額が限度となります。)

- ※1 お支払限度については、更新前後のお支払日数(回数)を通算します。
- ※2 入院を2回以上された場合でも、最終の入院の退院日の翌日からの経過日数等によっては1回の入院とみなす場合があります。
- ※3 公的医療保険制度の対象手術でも、一部の所定の手術については、お支払いの対象外となります。  
 <対象外の手術の例>…「創傷処理」「皮膚切開術」等  
 また、同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。この場合、手術給付金(20倍)をお支払いするときは、手術給付金(5倍)のお支払いはいたしません。

保障内容に関する詳細、「給付金のお受取りにあたっての日数制限」や上表の注記(※1～※3)等の制限事項の詳細については、【当パンフレット】別冊の「給付金のお支払事由」、「注意喚起情報」給付金をお支払いしない主な場合、「法令等の改正に伴う変更」、ならびに「ご加入のみなさまへ」を必ずご確認ください。

## 4 保障額と保険料

本人の入院給付金日額は日額5,000円から10,000円までの1,000円単位でお申込みできます。以下の入院給付金日額以外の月払保険料(概算)についてはKDDIグループ共済会へお問合せください。配偶者は本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。

月払保険料表(概算)

対象	本人			配偶者		子ども
入院給付金日額	10,000円	8,000円	5,000円	8,000円	5,000円	3,000円
年齢群別月払保険料(概算)	保険年齢 15歳～19歳 (H18.12.2生～H23.12.1生)	1,020円	816円	510円	816円	510円
	20歳～24歳 (H13.12.2生～H18.12.1生)	1,570円	1,256円	785円	1,256円	785円
	25歳～29歳 (H8.12.2生～H13.12.1生)	2,190円	1,752円	1,095円	1,752円	1,095円
	30歳～34歳 (H3.12.2生～H8.12.1生)	2,390円	1,912円	1,195円	1,912円	1,195円
	35歳～39歳 (S61.12.2生～H3.12.1生)	2,360円	1,888円	1,180円	1,888円	1,180円
	40歳～44歳 (S56.12.2生～S61.12.1生)	2,430円	1,944円	1,215円	1,944円	1,215円
	45歳～49歳 (S51.12.2生～S56.12.1生)	2,870円	2,296円	1,435円	2,296円	1,435円
	50歳～54歳 (S46.12.2生～S51.12.1生)	3,710円	2,968円	1,855円	2,968円	1,855円
	55歳～59歳 (S41.12.2生～S46.12.1生)	5,040円	4,032円	2,520円	4,032円	2,520円
60歳～64歳 (S36.12.2生～S41.12.1生)	6,710円	5,368円	3,355円	5,368円	3,355円	
65歳～69歳 (S31.12.2生～S36.12.1生)	9,100円	7,280円	4,550円	7,280円	4,550円	

保険年齢 0歳～22歳 (H15.12.2生～)  
一律 405円  
(子どもの1人あたりの保険料は一律です。)

- 上記は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に加入者数等に基づき算出し、更新日(今回は2026年6月1日)から適用します。保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の給付金日額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。
- 当総合医療保険における年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。  
※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。  
(例：19歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は20歳となります。)

### ご相談窓口等

- ご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。  
(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく以下の日本生命窓口までご連絡ください。)
- <団体お問合せ先> KDDIグループ共済会 TEL 03-5212-4129
- <日本生命お問合せ先> 日本生命保険相互会社 法人サービスセンター TEL 0120-563-925(通話料無料)
- ※お問合せの際には、記号証券番号(900-95127)をお知らせください。  
【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3を除く。)]

### 《「障がい」の表記》

当パンフレット(総合医療保険部分)では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有な名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

### 総合医療保険

制度内容の詳細や特に重要なお知らせ等が記載されている別冊の「ご加入に際しての留意事項」のP33～P38、P61～P67をご覧ください。



5分で解説!!

総合医療保険  
ご案内ムービー

ご視聴はコチラ ▶▶

<https://n-questant.smktg.jp/public/seminar/view/119363>

\*ご視聴には通信料がかかります。お客さまのご負担となります。



# グループ保険・総合医療保険・ 積立&年金プランのお申込み手続き

専用webサイトでお手続きください。

	お手続き方法	注意事項
新規に加入される方	「N-ナビゲーション」でお手続きください。	グループ保険に加入される方で、本人との続柄が「その他(9)」となる方を本人の死亡保険金受取人とされる場合は、「死亡保険金受取人指定書」をKDDIグループ共済会へ郵送でご提出ください。
すでに加入されている方	(死亡保険金の受取人変更を除く)加入内容の変更は、「N-ナビゲーション」でお手続きください。	(専用webサイトでの受取人変更のお取扱いはできません。)グループ保険について死亡保険金受取人を変更される場合は、「死亡保険金受取人指定書」をKDDIグループ共済会へ郵送でご提出ください。この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者(団体)が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日です。
同額継続の方 (加入内容に全く変更がない方)	加入内容に変更のない方は従来の加入内容で継続されますので、お手続きは不要です。	
脱退される方 (更新されない方)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">グループ保険</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">総合医療保険</div> 「N-ナビゲーション」でお手続きください。	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">積立&amp;年金プラン</div> 「加入者ダイレクト」でお手続きください。	以下のURLに、アクセスしてください。 <a href="https://www.nissay.co.jp/hojin/keiyaku/kihonet/login/">https://www.nissay.co.jp/hojin/keiyaku/kihonet/login/</a> ※日本生命の公式HP「企業保険インターネットサービス」が表示されます。 ページ記載の企業保険インターネットサービス(企保ネット) →「加入者様専用(加入者ダイレクト)ログイン」からお手続きください。
海外に勤務されている方	「申込書兼告知書」でのお手続きとなります。 KDDIグループ共済会へご連絡ください。	専用webサイトでのお手続きはできません。

「N-ナビゲーション」への  
アクセス・ログイン方法は  
P41～P42を  
ご覧ください!

# グループ保険・総合医療保険・ 積立&年金プランのお申込み手続き

## 専用webサイトでのお手続き方法

『N-ナビゲーション』にアクセス！以下の方法でお申込みください

- KDDI株式会社の方で、新規加入を希望される方・既に加入されている方
- 関連会社の方で、既に加わされている方

- 関連会社の方で、新規加入を希望される方  
関連会社の方で、新規加入を希望される場合は事前にユーザーIDの登録が必要となります。  
以下の内容を記載のうえ、KDDIグループ共済会までメールでご依頼ください。

✉ [kyouasai-danpo@kddi.com](mailto:kyouasai-danpo@kddi.com)

件名 「依頼：日生 ユーザーID登録希望」  
メール本文 ● 会社名  
● お名前(フルネーム)※全角カタカナ  
● 生年月日(西暦)

### 1 以下のURLまたは二次元コードからアクセスしてください

[https://www.n-navi.nissay.co.jp/w1\\_001/emplogin?dantaicd=0098520467&keiyakukbn=1](https://www.n-navi.nissay.co.jp/w1_001/emplogin?dantaicd=0098520467&keiyakukbn=1)

ご自宅のパソコンやスマートフォンからもアクセスできます



### 2 ログイン画面でユーザーIDとパスワードを入力してください

※スマートフォンからアクセスした画面のイメージです。実際の画面とは異なる場合があります。

ユーザーIDと初期パスワードを入力してください！

●ユーザーIDは **事業所コード** (1~5桁) - **社員コード** (1~10桁) です

(例：事業所コードが00001、社員コードが123456の場合→ 1-123456)

- 事業所コード：P42の事業所コード一覧をご参照ください。
- 社員コード欄には共済会番号を入力してください(※)。

●初期パスワードは **bs** (半角小文字) + **西暦生年月日** (8桁) です

(例：1980.1.10生まれの場合→ bs19800110)

(※)関連会社の方の共済会番号の問合せについては、以下の内容を記載のうえ、KDDIグループ共済会までメールでご依頼をお願いいたします。

✉ [kyouasai-danpo@kddi.com](mailto:kyouasai-danpo@kddi.com)

件名 「問合せ：日生 共済会番号について」  
メール本文 ● 会社名  
● お名前(フルネーム)※全角カタカナ  
● 生年月日(西暦)

### 初回ログイン後、「パスワード変更」を行います

※パスワードは募集の都度、初期化されます。前年度ログインされた方も初期パスワードでログインし、パスワード変更が必要です。

### 3 「お申込・変更手続き」からお申込手続きを行ってください

※スマートフォンからアクセスした画面イメージです。実際の画面とは異なる場合があります。



「お申込・変更手続き」をタップ！

Point ご自身のご加入状況が表示されますので、ご確認後、お申込手続きを行ってください。

Point お申込内容の修正もこちらからお手続きできます。

※お申込手続きの詳細につきましては「ヘルプ」から操作マニュアルをご確認ください。

### 事業所コード一覧

事業所コード	事業所名	事業所コード	事業所名
00001	KDDI株式会社	00331	株式会社JPIX
00002	一般財団法人KDDIグループ共済会	00332	株式会社インターカルト日本語学校
00003	KDDI健康保険組合	00334	株式会社mpi松香フォニックス
00005	KDDIケーブルシップ株式会社	00335	auフィナンシャルホールディングス株式会社
00008	株式会社KDDIテクノロジー	00338	au損害保険株式会社
00022	公益財団法人KDDI財団	00339	株式会社イーオン
00023	KDDI労働組合	00340	株式会社イーオンホールディングス
00033	アルティウスリンク株式会社	00341	アイレット株式会社
00036	株式会社KDDI総合研究所	00343	auアセットマネジメント株式会社
00042	日本通信エンジニアリングサービス株式会社	00344	KDDI Sonic-Falcon株式会社
00101	UQコミュニケーションズ株式会社	00345	KDDIスマートドローン株式会社
00102	auじぶん銀行株式会社	00346	auエネルギーホールディングス株式会社
00103	株式会社KDDIチャレンジド	00347	auエネルギー&ライフ株式会社
00104	株式会社KDDIウェブコミュニケーションズ	00348	auリニューアブルエナジー株式会社
00106	KDDIまとめてオフィス株式会社	00349	auフィナンシャルパートナー株式会社
00212	沖縄セルラー電話株式会社	00350	KDDI Digital Life株式会社
00229	KDDIエンジニアリング株式会社	00351	KDDIデジタルデザイン株式会社
00324	auフィナンシャルサービス株式会社	00352	KDDIラーニング株式会社
00325	株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス	00353	KDDI Digital Divergence Holdings 株式会社
00326	KDDIプリシード株式会社	00354	KDDI xG Networks 株式会社

【N-ナビゲーションのご利用時間】 月曜日～土曜日 8：00～翌朝5：00 日曜日 8：00～22：00

【お問合せ先】 KDDI グループ共済会

住所：〒108-8618 東京都港区高輪2-21-1 THE LINKPILLAR1 NORTH 18F  
TEL：03-5212-4129 (月曜日～金曜日 9：00～17：30)  
E-mail：kyouasai-danpo@kddi.com

**ご注意ください**

既加入の方で「健康サポート・キャッシュバック特約」を付加されたい場合は、Web申込システムでのお申込みが必要となります(ログイン方法についてはP47~P48をご覧ください)。

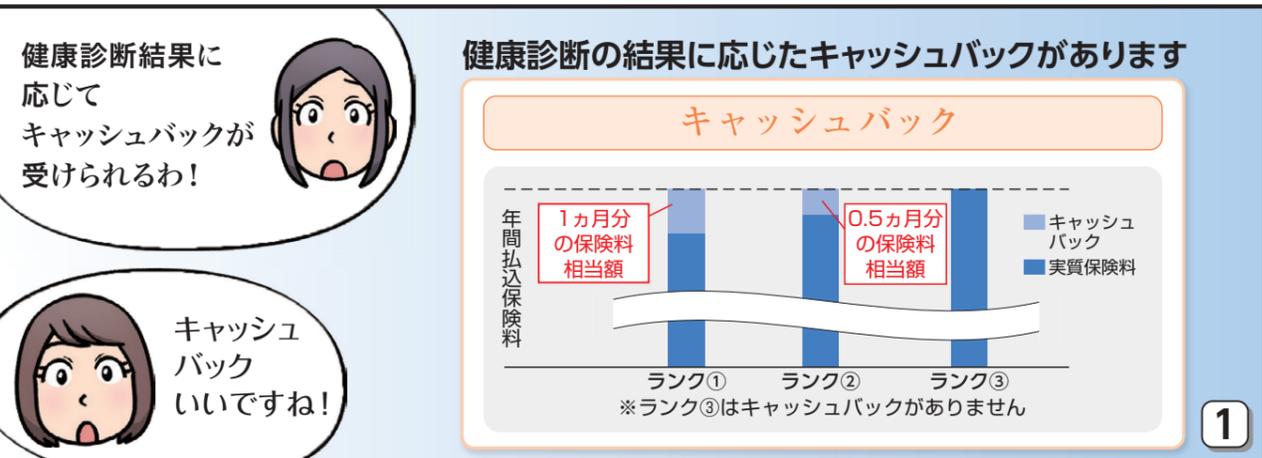
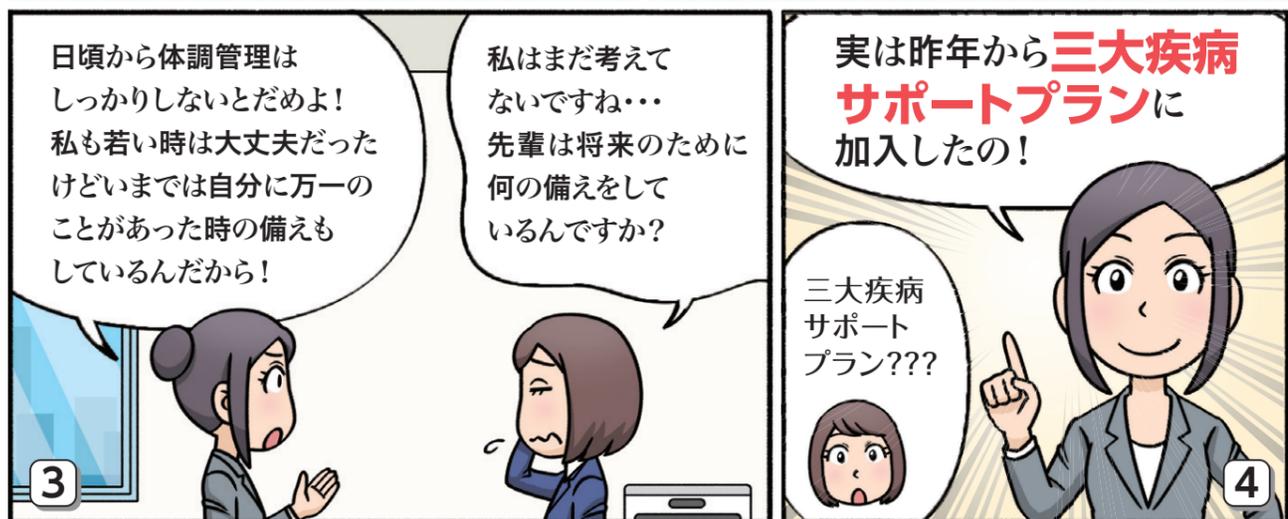
三大疾病サポートプランとは…

●特定疾病(悪性新生物(がん)、急性心筋梗塞、脳卒中)になったときの保障を準備することができます

●7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約を付加すれば、広い保障範囲をカバーできます

CB特約とは…

●「健康サポート・キャッシュバック特約」(以下、「CB特約」)を付加することにより、健康診断結果に応じてキャッシュバックが受けられます。(受けられない場合もあります。)



ランク判定の例(40歳\*・女性の場合)

健診項目	健診結果区分				診断項目	BMI	血圧	尿蛋白	脂質	肝機能	糖代謝	合計ポイント	150ポイント
	A	B	C	D									
基礎	BMI<kg/m <sup>2</sup> > (※1)	18.5~24.9	15.0~18.4 25.0~29.9	30.0~34.9	14.9以下 35.0以上	A	30	30	30	30	30	170ポイント以上	ランク①
基礎	収縮期血圧<mmHg> (※2)	129以下	130~139	140~159	160以上								
必須項目	拡張期血圧<mmHg>	84以下	85~89	90~99	100以上	B	10	20	20	10	10	150~160ポイント	ランク②
	尿	尿蛋白	(-) (±) (+) (2+)以上										
必須項目	脂質(中性脂肪)<mg/dL>	30~149	150~299	300~499	29以下 500以上	C	0	10	0	0	0	140ポイント以下	ランク③
	肝機能	GPT(ALT)<U/L> (※3)	30以下	31~40	41~50								
血液	糖代謝	γ-GT(γ-GTP)<U/L> (※4)	50以下	51~80	81~100	101以上	D	0	0	0	0		
	糖代謝	HbA1c<%>	5.5以下	5.6~5.9	6.0~6.4	6.5以上							
血液	血糖<mg/dL>	99以下	100~109	110~125	126以上								

ランク判定の例の詳細は「三大疾病サポートプラン」パンフレットの「健康情報活用商品(健康サポート・キャッシュバック特約)について」をご覧ください。

※新規加入される場合は、健康告知が必要となります。  
 ※Web申込システムで健診データ活用の同意確認を行います。  
 ※それぞれの保障内容、保険料等の詳細は「三大疾病サポートプラン」パンフレットをご参照ください。  
 ※ランク③の場合は、キャッシュバックはありません。  
 ※健康診断結果に応じた「ランク」でキャッシュバックの対象となるのは本人および配偶者です。



# 三大疾病サポートプラン

健康サポート・キャッシュバック特約(集団定期用)付、7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニース特約付、代理請求特約[Y]付(集団月掛無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型))

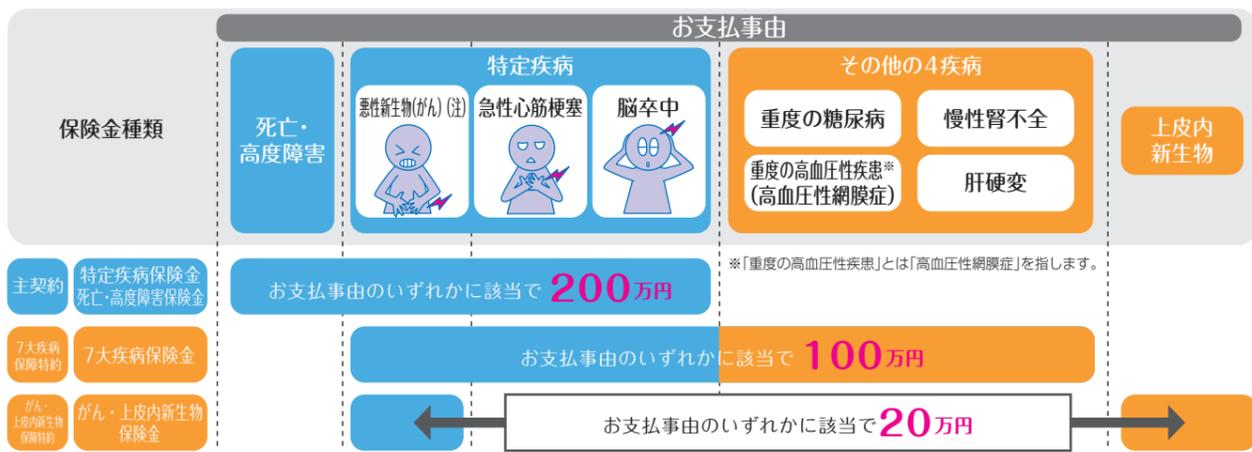
## 三大疾病サポートプランの特長

- 特定疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)の治療費として保険金をお支払いします
- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします
- 特約を付加した場合、7大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変)および悪性新生物(がん)・上皮内新生物の治療費として保険金をお支払いします
- 「CB特約」を付加した場合、毎年の健康診断結果に応じてキャッシュバックが受けられます。(受けられない場合もあります。)また、毎年の健康診断の分析結果を提供し、健康増進をアドバイスします

「健康情報活用商品」には「健活」のマークがついています。詳細はパンフレット「健康情報活用商品について」のページをご参照ください。(パンフレットは46ページの二次元コードからご覧ください。)

主契約保険金額 **500万円** **300万円** **200万円**

### ◎保険金ごとの保障イメージ(主契約保険金額：200万円の場合)



(注)「がん・上皮内新生物保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含まれます。「7大疾病保険金」および「特定疾病保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。

主契約は特定疾病に関わらず被保険者が保険期間中に死亡されたとき、または所定の高度障害状態になられたとき、死亡・高度障害保険金をお支払いします。

特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。

7大疾病保障特約は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保障特約は主契約保険金の1割となります。

7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約からの支払いはそれぞれ1回のみで、保険金が支払われた場合、その特約は消滅します。

主契約の保険金が支払われた場合、主契約と同時に特約も消滅します。

## キャッシュバックの仕組み

健康サポート・キャッシュバック特約を付加した申込みが可能です。

病気になるための一次予防  
健康増進の取り組みを応援

健康サポート・キャッシュバック特約

健活レポート

健康診断結果が所定の基準に該当した場合、保険料の一部をキャッシュバックします！  
(キャッシュバックのないランクもあります)

※健活レポートの利用、保険料キャッシュバックの受取りについては、申込書の提出(健康診断結果データ提出の同意)が必要です。  
※同意いただいた方の健康診断結果データは、「みんなのMYポータル」を通じて加入者本人に登録いただきます。  
※キャッシュバックの対象になるのは本人および配偶者です。

毎年のキャッシュバック金額イメージ



MY-A-26-LF-000809

## 4 月額保険料

(保険期間1年、集団月掛月払、主契約保険金額500万円・300万円・200万円)

【加入対象区分:本人・配偶者】

申込保険金額	男 性								
	500万円			300万円			200万円		
	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約
年齢	500万円	250万円	50万円	300万円	150万円	30万円	200万円	100万円	20万円
16～20歳	755円	325円	65円	453円	195円	39円	302円	130円	26円
21～25歳	1,015円	350円	65円	609円	210円	39円	406円	140円	26円
26～30歳	1,040円	425円	70円	624円	255円	42円	416円	170円	28円
31～35歳	1,290円	550円	85円	774円	330円	51円	516円	220円	34円
36～40歳	1,750円	700円	105円	1,050円	420円	63円	700円	280円	42円
41～45歳	2,435円	975円	155円	1,461円	585円	93円	974円	390円	62円
46～50歳	4,075円	1,725円	240円	2,445円	1,035円	144円	1,630円	690円	96円
51～55歳	6,780円	2,750円	365円	4,068円	1,650円	219円	2,712円	1,100円	146円
56～60歳	10,625円	4,675円	630円	6,375円	2,805円	378円	4,250円	1,870円	252円
61～65歳	16,575円	7,450円	1,155円	9,945円	4,470円	693円	6,630円	2,980円	462円
66～70歳	24,545円	10,750円	1,770円	14,727円	6,450円	1,062円	9,818円	4,300円	708円

申込保険金額	女 性								
	500万円			300万円			200万円		
	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約
年齢	500万円	250万円	50万円	300万円	150万円	30万円	200万円	100万円	20万円
16～20歳	630円	325円	80円	378円	195円	48円	252円	130円	32円
21～25歳	755円	400円	130円	453円	240円	78円	302円	160円	52円
26～30歳	965円	525円	165円	579円	315円	99円	386円	210円	66円
31～35歳	1,380円	750円	225円	828円	450円	135円	552円	300円	90円
36～40歳	2,035円	1,100円	310円	1,221円	660円	186円	814円	440円	124円
41～45歳	2,980円	1,850円	410円	1,788円	1,110円	246円	1,192円	740円	164円
46～50歳	3,765円	2,425円	505円	2,259円	1,455円	303円	1,506円	970円	202円
51～55歳	4,935円	3,075円	520円	2,961円	1,845円	312円	1,974円	1,230円	208円
56～60歳	6,085円	4,100円	605円	3,651円	2,460円	363円	2,434円	1,640円	242円
61～65歳	8,640円	4,850円	820円	5,184円	2,910円	492円	3,456円	1,940円	328円
66～70歳	11,420円	6,475円	920円	6,852円	3,885円	552円	4,568円	2,590円	368円

※年齢は保険年齢です。

※新規加入および特約の付加は65歳までです(継続は70歳までの方)。

※記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入(増額)および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。

※申込時には、パンフレットにあわせ、契約概要・注意喚起情報を一読いただき、保障内容・保険金額・保険料等をご意向にそった内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

また、新規・増額のお申込みの際は、告知内容について、必ずご確認をお願いいたします。記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。



支払事由、制度内容等詳細についてはリンク先のパンフレットをご覧ください。



左記二次元コードをスマートフォン等で読み取り、アクセスしてください。(通信料がかかります。)

掲載期間: 2026年11月30日(予定)まで

※紙での資料が必要な方は、03-6259-0020(引受会社)へご連絡ください

## 5 手続方法

### 三大疾病サポートプラン専用Webサイトのご案内

#### ログインはこちら

**PC利用**  
 > 下記URLより閲覧ください↓  
<https://webprocess-connect.jp/81012628/?tool=intra/>

**スマホ利用**  
 > 上記二次元コードを読み取って閲覧ください↑



#### KNOW

制度の特長やおすすめのポイントの確認ができ、保険料のシミュレーションをすることもできます

#### ACCESS

サイトからWeb申込手続きのページへ直接アクセスすることができますので、便利です

#### SOLUTION

オンライン面談で団体保険のことに限定せず保険全体のことを相談することができます



### [未加入の方 (KDDI株式会社以外の関連会社)]

関連会社の未加入者の場合、事前にユーザーIDの登録が必要となります。下記内容を記載のうえ、KDDIグループ共済会までメールでご依頼をお願いいたします。

- ① メール件名 : 「依頼：三大ユーザーID登録希望」
- ② 本文
  - ・会社名
  - ・名前 (カナフルネーム)
  - ・生年月日 (西暦)

送信先アドレス: kyousai-danpo@kddi.com

(申込締切日3営業日前まで)

### Web申込システムからの申込方法

加入・脱退・変更は「Web申込システム」からとなります

**募集期間** 2026年1月26日(月)～3月6日(金)

**ご利用時間** 月～金：5時から25時 土：5時から23時 日：8時から25時

[KDDI株式会社(既加入者、未加入者)、KDDI株式会社以外の関連会社(既加入者)はこちら]

#### ① 三大疾病サポートプラン専用Webサイトへログイン

**PC利用**  
 > 下記URLより閲覧ください↓  
<https://webprocess-connect.jp/81012628/?tool=intra/>

**スマホ利用**  
 > 上記二次元コードを読み取って閲覧ください↑



#### ② 左下の「お申し込み」をタップ

#### ③ ログイン情報を入力

「ユーザーID」(下記参照)、「団体固有パスワード」、「個人パスワード」(いずれも半角数字)を入力して「ログイン」をタップしてください。

- ユーザーID：社員番号(S・Pなしの社員番号)
- 団体固有パスワード：50911563
- 個人パスワード：生年月日  
(西暦8桁、YYYYMMDD)

#### ④ Web申込システム(TOP)

「申込・手続/意思確認」を選択して手続きしてください。

#### モバイル画面イメージ(抜粋)

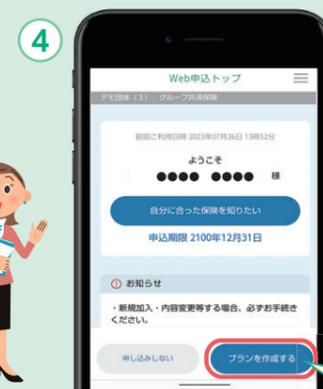
##### サイトへログイン



##### Web申込システムへログイン



##### Web申込システム(TOP)



サイトへログイン

Web申込システムへログイン

Web申込

各種お知らせ(加入通知書等)は、みんなのMYポータル上にて通知(紙媒体はなし)となるためご加入後は、みんなのMYポータルの新規登録をお願いします。

# 三大疾病サポートプランをもっと知ろう

# Wチャンス ダブル チャンス キャンペーン

**チャンス1** 正解すると**全員**もらえる!  
**ドリンクチケット1枚**もしくは**デジタルギフト1枚**がもらえる!!

好きなコカ・コーラ社製品1本



※CokeONドリンクチケットの使用にCokeONアプリのインストールと登録が必要です

ローソン・ファミリーマート・セブンイレブン等のスイーツ・ドリンク1つ

**選べるコンビニスイーツ・ドリンク**



※画像はイメージです。パッケージが異なる場合がございます  
※画像は商品の一例です。引換対象賞品はデジタルチケット画面でご確認ください  
※商品が予告なく変更になる場合がございます

## クイズ

以下の●●●に当てはまる3文字をお答えください

**【三大疾病サポートプラン】は、保険料が●●●**

【ヒント】【三大疾病サポートプラン】専用Webサイト内に!



応募ボタンのすぐ上にヒントが載っています

※イメージ

**チャンス2** さらにWeb申込システムの**意思確認まで完了**した方  
抽選で**合計20名様**に以下のいずれか一つをプレゼント!!

mod's hair  
アドバンススマート ダブルイオン  
ヘアードライヤー  
MHD-1246-W



計6名

テックイージー  
冷温機能搭載ドリンクホルダー PORT  
TEX1487T001BK



計6名

MYTREX  
コンパクトハンディガン  
マイトレックス リバイブミニXS2  
MT-RX2-24B-B



計8名

※色や仕様等は、変更の場合があります。当選された場合は、会社に登録している住所情報が明治安田に提供されることに同意したとみなします

## Wチャンス抽選キャンペーンの応募方法

チャンス1

### Step1

【三大疾病サポートプラン】専用Webサイトへアクセスしてください

スマートフォンの方

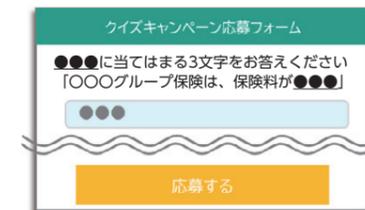


PCの方

<https://webprocess-connect.jp/81012628/?tool=campaign/>

### Step2

応募フォーム内の必要項目を入力し、「応募する」ボタンを押下。以上で完了です



登録したメールアドレスあてにCokeOnドリンクチケット/デジタルギフトが届きます

チャンス2

### Step3

(Web申込システムへログイン)完了後、  
サイト下部にある以下のいずれかのボタンをタップ (「意思確認」を実施)

すでに三大疾病サポートプランにご加入されている方

現在の加入内容のまま  
継続する

or

プランを見直し  
▶▶▶ 申し込む

三大疾病サポートプランに未加入の方、  
これからお考えの方

申し込みしない

or

プランを作成する  
▶▶▶ 申し込む

※Web申込システムのログイン後の画面イメージ

以上で応募は完了!

キャンペーン期間 2026年1月26日(月)～2026年3月6日(金) 24時

- ◆ご応募はおひとりにつき1回限りとさせていただきます。
- ◆「チャンス2」の当選者の発表は、景品のお届けをもって代えさせていただきます。
- ◆景品や抽選に関するご質問は承っておりません。
- ◆本キャンペーンは、複数の企業・団体の従業員の方を対象にしています。企業・団体によって、キャンペーン名・期間が異なる場合があります。
- ◆本チラシでは引換はできません。
- ◆本キャンペーンについて、コンビニ店舗へのお問い合わせはできません。

○当社(明治安田)は取得いたしました個人情報を以下の目的で利用させていただきます。  
・各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い・子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理・当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実・その他保険に関連・付随する業務  
なお、当社におけるお客さまに関する情報の取り扱いについては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご覧ください。

明治安田生命保険相互会社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1 TEL 03-3283-8111(代表)

### 加入手続き等に関するお問い合わせ先

一般財団法人 KDDIグループ共済会  
**03-5212-4129**  
〒108-8618 東京都港区高輪2-21-1  
THE LINKPILLAR1 NORTH 18F

明治安田生命保険相互会社 総合法人第四部法人営業第一部  
**03-6259-0020**  
〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1  
受付期間 平日(土日・祝日、年末年始除く)  
受付時間 9:00～17:00まで

## 各種保険のお問合せ先

フルガード保険 長期給与補償制度(GLTD) 長生き医療

**アルティウスリンク 個人保険ユニット**

**03-5326-6502** (平日 9:00~17:30)

**hoken-soudan@altius-link.com**

---

グループ保険 積立&年金プラン 総合医療保険 三大疾病サポートプラン

**KDDIグループ共済会**

**03-5212-4129** (平日 9:00~17:30)

**kyousai-danpo@kddi.com**

## ご加入に際しての留意事項

# 団体保険制度の ご案内

### 《目次》

●フルガード保険	.....	P1
●長期給与補償制度	.....	P19
●グループ保険	.....	P25
●積立&年金プラン	.....	P29
●総合医療保険	.....	P33
●三大疾病サポートプラン	.....	P39

お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、  
お申込みくださいますようお願いいたします。

**KDDI株式会社 ビジネスパートナー人事部**

必ずお読みください

団体総合生活保険の  
2025年10月1日以降始期契約のご加入者様

2025年10月

東京海上日動火災保険株式会社

## 団体総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
現在ご加入いただいております団体総合生活保険について、2025年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

なお、保険料等が変更となる場合がございますので、募集パンフレットおよび加入依頼書等を併せてご確認ください、ご不明な点や詳細につきましては代理店または東京海上日動までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

敬 具

### ■ 主な改定点

○印のある補償について、下記のとおり改定いたします。

変更する補償							改定項目	概要				
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦						
○							がん通院補償の一本化および保険料改定	①補償パターン一本化 抗がん剤治療の増加や平均入院日数の短縮といった昨今のがんの治療実態を踏まえ、お客様にとって必要な通院補償をわかりやすくお届けするために、通院補償を「三大治療（手術、放射線治療、抗がん剤治療）のための通院」や「短期入院の前後の通院」についても補償できる充実した補償パターン（「がん補償基本特約」+「がん通院保険金の対象期間延長特約（三大治療用）」）に一本化します。 ②保険料の改定 がん通院補償の収支状況が良好であることを踏まえ、保険料を引き下げます。 ※改定前の補償パターンおよび年齢区分によっては保険料引上げとなる場合があります。				
						○	「がん診断保険金」等の保険料改定	がん罹患率の上昇に伴う「がん診断保険金」等の収支状況の悪化等を踏まえ、今後も安定的にお客様に補償を提供し続けるために、「がん補償基本特約」の「がん診断保険金」等の保険料を引き上げます。 ※年齢区分によっては保険料引下げとなる場合があります。				
						○	「抗がん剤」の定義の改定	抗がん剤として治療に使用される医薬品をより広く補償するため、約款上の「抗がん剤」の定義を改定します。 <対象特約> 抗がん剤治療補償特約、がん再発転移補償特約、がん生活支援特約				
						○	「三大疾病・重度傷害一時金特約（医療用）」の補償内容の変更および保険料改定	①補償内容の変更 がん罹患歴がある方に加入いただいた場合において、保険期間開始前に診断確定されたがんとは関係のない「新たながん」と診断確定されたときを補償対象とします。 ②保険料の改定 がんの罹患率の上昇に伴う収支状況の悪化等を踏まえ、今後も安定的にお客様に補償を提供し続けるために、保険料を引き上げます。				
○	○						参考純率改定等を踏まえた保険料改定	2024年6月の傷害保険参考純率改定および収支状況を踏まえ、保険料を改定します。				
○	○					○	熱中症の補償追加	昨今の酷暑やお客様のニーズを踏まえ、すべてのお客様に熱中症補償をお届けすべく、「傷害補償基本特約」等において熱中症を補償対象とします。 ※昨今の熱中症患者の増加傾向を踏まえ、「熱中症危険補償特約」 対比で熱中症補償部分の保険料を引き上げます。 ※熱中症の補償追加に伴い、「熱中症危険補償特約」は新規契約・更新契約ともに販売を停止します。				
○	○						職種別による料率区分の廃止	傷害補償における職種別による料率区分を廃止（保険料を一本化）し、保険加入時や職業変更時における職業・職務に関する申告を不要とします。				
○	○						「特定感染症危険補償特約」の保険料改定	先般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大における収支状況等を踏まえ、安定的にお客様に補償を提供し続けるために、保険料を引き上げます。				
						○	一部特約の販売停止	商品・ラインナップを見直し、より多くのお客様に必要な補償をわかりやすく提供できるようにします。 <販売停止の対象特約> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>特約名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体長期障害所得補償</td> <td>業務上の身体障害のみ補償特約 業務上の身体障害および特定疾病のみ補償特約 業務上の身体障害および特定疾病不担保特約</td> </tr> </tbody> </table>	種目	特約名	団体長期障害所得補償	業務上の身体障害のみ補償特約 業務上の身体障害および特定疾病のみ補償特約 業務上の身体障害および特定疾病不担保特約
種目	特約名											
団体長期障害所得補償	業務上の身体障害のみ補償特約 業務上の身体障害および特定疾病のみ補償特約 業務上の身体障害および特定疾病不担保特約											
						○	「弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）」等の約款改定	①約款上の「その他の侵害」について、刑法改正を踏まえ、「満13歳以上満16歳未満の者」に対して5歳以上年長の者がわいせつな行為をした場合を「痴漢」に含めます。 ②約款上の「人格権侵害」について、インターネット投稿画像等の「具体的な表示物」により侵害の発生を証明する場合は、あわせて「相談窓口等への相談の事実が確認できる記録等」を必要とします。 <対象特約> 弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）、トラブル対策費用補償特約				
						○	付帯サービスの一部終了	利用実績が少ないサービスを終了します。 ※2025年10月1日（水）以降、各サービスは、新規契約・保有契約ともに改定後の内容で提供します。 <終了対象のサービス> ■団体長期障害所得補償 ・キャリアアコンサルタント職場復帰支援サービス ■介護補償 ・「認知症アシスト」のうち「検索支援サービス」				

このご案内は、2025年10月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載しているものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しい補償内容等については「約款」に記載していますので、必要に応じて東京海上日動のホームページ等でご参照ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

## 保険の対象となる方（被保険者）について

### 1. 「保険の対象となる方（被保険者）ご本人\*1」としてご加入いただける方

	本人型	家族型補償（本人型以外）	
		傷害補償	賠償・財産・費用に関する補償*2
① KDDIグループおよびその系列会社の役員・従業員	○	○	○
②①の方のご家族	配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟	○	○
	①の方と同居されているご親族・使用人の方	○	×

※保険の対象となる方（被保険者）ご本人\*1について年齢\*3等の加入条件がある補償があります。詳細は別冊パンフレット「団体保険制度のご案内」P5以降の各ページをご確認ください。  
※対象となる系列会社については、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

\*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」として記載された方をいいます。

\*2 個人賠償責任、携行品、住宅内生活用動産、ホールインワン・アルバイトロス費用、救護費用等、弁護士費用等（人格権侵害等）をいいます。

\*3 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

### 2. 保険の対象となる方（被保険者）の範囲

保険の対象となる方（被保険者）の範囲は、基本補償ごとの「型」により以下のとおりとなります。

※基本補償により、選択可能な「型」が異なります。別冊パンフレット「団体保険制度のご案内」P5以降の各ページをご確認ください。

#### （1）傷害補償、介護補償、賠償・財産・費用に関する補償

	本人型	夫婦型	家族型
① ご本人*1	○	○	○
② ご本人*1の配偶者	—	○	○
③ ご本人*1またはその配偶者の同居のご親族	—	—	○
④ ご本人*1またはその配偶者の別居の未婚のお子様	—	—	○

※保険の対象となる方の続柄は、傷害または損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任、借家人賠償責任において、ご本人\*1が未成年者または保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます（未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。）。

\*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」として記載された方をいいます。

#### （2）医療補償、がん補償

	本人型
① ご本人*1	○

\*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」として記載された方をいいます。

#### 【「保険の対象となる方（被保険者）について」における用語の解説】

（1）配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚姻とは異なります。）。

①婚姻意思\*1を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

（2）親族：6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます（配偶者を含みません。）。

（3）未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

\*1 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！  
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。  
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・メディカルアシスト

自動セット



お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。  
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

受付時間\*1: 24時間365日  
☎️ **0120-708-110**

\*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。  
※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配\*2

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。  
\*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

・介護アシスト

自動セット



お電話にて高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

受付時間: 電話介護相談 : 午前9時～午後5時  
いづれも 各種サービス優待紹介 : 午前9時～午後5時  
土日祝日、  
年末年始を除く

☎️ **0120-428-834**

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。  
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム\*1」をご利用いただくことも可能です。

\*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

各種サービス優待紹介\*2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といった高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。\*3  
※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。  
\*2 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。  
\*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] [www.kaigonw.ne.jp](http://www.kaigonw.ne.jp)

・デイリーサポート

自動セット



法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

受付時間: 法律相談 : 午前10時～午後6時  
いづれも 税務相談 : 午後2時～午後4時  
土日祝日、 社会保険に関する相談 : 午前10時～午後6時  
年末年始を除く 暮らしの情報提供 : 午前10時～午後4時

☎️ **0120-285-110**

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。  
[ホームページアドレス] [www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html)  
※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。  
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

・認知症アシスト

自動セット



【対象となる補償】  
介護補償にご加入いただいた場合

脳機能の維持向上に役立つトレーニングから、認知症になった場合のご本人やご家族等を支えるサービスまで、幅広くご提供します。

脳の健康度チェック

パソコン・スマートフォン・タブレットを用いたトランプテストで「脳の健康度」をセルフチェックできるサービス『のうKNOW』をご提供します。保険の対象となる方ご自身にて短時間（約15分）で測定することができ、定期的に脳の健康度エックに取り組みいただけます。

※本サービスは診察および診断等の医療行為を行うものではありません。  
※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。  
※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

脳機能向上トレーニング

（株）NeUが提供する脳機能向上トレーニング（『脳を鍛えるトレーニング』）をご利用いただけます。監修は、「脳トレ」第一人者の川島隆太氏で、長年にわたる脳科学研究の知見を基にしています。本トレーニングは、記憶力や注意力など脳機能の維持向上を目的としたものであり、継続的なトレーニングにより効果を実感することができます。

脳機能向上トレーニング『脳を鍛えるトレーニング』  
【ホームページアドレス】 <https://tmnf-brain-training.jp>



左記二次元コードを読み取り、表示に従い、加入者証券番号の入力およびユーザー登録を行っていただきご利用ください。



監修：川島隆太氏

※本トレーニングは医療行為を行うものではありません。  
※本トレーニングは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。  
※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

認知症介護電話相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、認知症の対処法等のご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム\*1」をご利用いただくことも可能です。

\*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

「認知症の人と家族の会」の紹介

認知症の方またはそのご家族の方に対して、「（公社）認知症の人と家族の会\*2」をご紹介します。\*3

\*2 認知症とともに生きることの支援や、認知症に対する社会的理解を広める啓発活動を行っている法人です。  
\*3 年会費については、お客様にご負担いただきます。

・いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル

自動セット

【対象となる補償】  
弁護士費用等（人格権侵害等）にご加入いただいた場合

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、対応方法について提携の弁護士にお電話にてご相談いただけます。

※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。  
※職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛は対象外です。

※いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは問題解決のご支援を行うためのもので、すべての問題解決を保証するものではありません。

いじめ、嫌がらせ等に関する相談サービス

いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法（加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等）について弁護士に電話で相談できます。  
※弁護士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

【対象となる相談内容】

以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。  
・いじめ・嫌がらせ・痴漢・ストーカー行為・自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害

痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス

痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、その場での対応方法について弁護士に電話で相談できます。  
なお、弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行うものではありません。  
※いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。

受付時間: いづれも 午前10時～午後6時  
土日祝日、 0120-300-575  
年末年始を除く 痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス :  
午前7時30分～午前9時30分 /  
午後5時～午後10時  
0120-106-670

ご注意ください（各サービス共通）

ご相談のご利用は、保険期間中（認知症介護電話相談については、てん補期間中も含みます。）にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。  
ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者\*1・ご親族\*2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。

一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。  
各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。  
・メディカルアシスト、介護アシストの電話相談および認知症アシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。  
\*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。  
\*2 6親等以内の血族または3親等以上の姻族をいいます。

告知の大切さに関するご案内

# 告知の大切さについて、 ご説明させていただきます。

所得補償・団体長期障害所得補償（GLTD）・医療補償・がん補償・介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合\*1には、保険の対象となる方（被保険者）について健康状態の告知が必要です。

\*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます（更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。）。

※医療補償またはがん補償で家族タイプにご加入される場合には、保険の対象となる方（被保険者）ご本人のほか、配偶者様や満23歳未満のお子様全員についても告知が必要です。

告知書は保険の対象となる方（被保険者）**ご自身がありのままにご記入ください。\***  
**告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。\***  
 ※一括告知制度を採用している場合は、ご契約者が一括してご記入ください。

\*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。  
 介護補償にのみ（追加）加入される場合で、団体構成員のご家族（団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟および団体構成員と同居の親族）を保険の対象となる方（被保険者）とするときは、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。

\*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。

保険金請求時等に、**告知内容についてご確認させていただく場合があります。**

1  
年  
前  
に  
…



告知内容を  
確認させて  
ください。

告知いただく内容例は次のとおりです。

以下のケースも告知が必要となります。

- 現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の病気について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去2年以内の健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」と指摘をされたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。

※告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

**ご注意ください。**

告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切替の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

所得補償・団体長期障害所得補償（GLTD）・医療補償・介護補償については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払対象となります。

※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。  
 ※インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することにかえて、画面上に入力してください。  
 また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。



この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。  
 告知に関するお問い合わせは、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

保険期間：1年

## ■ 団体総合生活保険 補償の概要等

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。  
 ※補償の概要等をご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。）。

### ■ 傷害補償

- 保険の対象となる方がケガ\*1 \*2をした場合に保険金をお支払いします。
- 「ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約」をセットされる場合は、国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、競技または指導\*3中に保険の対象となる方がケガ\*1 \*2をした場合に保険金をお支払いします。

\*1 ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

\*2 \*1にかかわらず、傷害補償におけるケガには日射または熱射によって生ずる熱中症を含みます。

\*3 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に <b>死亡された場合</b> ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ*1 ・保険の対象となる方の <b>故意</b> または <b>重大な過失</b> によって生じたケガ ・保険金の受取人の <b>故意</b> または <b>重大な過失</b> によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・ <b>無免許運転や酒気帯び運転</b> をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に <b>後遺障害が生じた場合</b> ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ 等
入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に <b>入院された場合</b> ▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	＜「ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約」を <b>セットされる場合のみ</b> > ・バターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ 等
手術保険金	治療を目的として、 <b>公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合</b> ▶入院保険金日額の1.0倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限り、*3 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限り、）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の1.0倍の額のみお支払いします。	
通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に <b>通院（往診を含みます。）された場合</b> ▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。 *1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびリハーベストをいいます。なお、頸椎固定用シーネ、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーターその他着脱が容易なものを含みません。	*1 「天災危険補償特約」をセットされる場合は、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガに対してはも保険金をお支払いします。
特定感染症危険補償特約	特定感染症の発病によって以下のような状態となった場合 ■ 発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ■ 医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に入院（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）の規定による就業制限を含みます。）された場合 ■ 医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保険金をお支払いします（なお、入院・通院保険金にはお支払限度日数があります。詳細は、傷害補償基本特約の各保険金をご確認ください。）。 ※特定感染症とは・・・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症*1 ・保険の対象となる方の <b>故意</b> または <b>重大な過失</b> によって発病した特定感染症 ・保険金の受取人の <b>故意</b> または <b>重大な過失</b> によって発病した特定感染症（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した特定感染症 ・傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガに起因する特定感染症 ・保険期間の初日からその日を含めて180日以内に発病した特定感染症（更新契約の場合を除きます。） 等

\*1 「天災危険補償特約」をセットされる場合であっても、地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症は保険金のお支払対象となりません。

医療補償

病気やケガにより、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等（介護医療院における入院・手術等を除きます。）に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
医療補償基本特約	<p>疾病入院保険金</p> <p>病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*1を超えた場合                      ▶疾病入院保険金日額に入院した日数（入院日数－疾病入院免責日数*1）を乗じた額をお支払いします。                      ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*2を限度（疾病入院免責日数*1は含みません。）とします。                      ※疾病入院保険金支払われる入院中、さらに別の病気をされても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。                      *1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。                      *2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。</p>	<p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガ*1                      ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ                      ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ（その方が受け取るべき金額部分）                      ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ                      ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガ                      ・精神障害を原因とする事故によって被ったケガ                      ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ                      ・アルコール依存および薬物依存                      ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの                      ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ*2*3</p>
	<p>疾病手術保険金</p> <p>病気の治療のため、保険期間中に<b>公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1を受けられた場合</b>                      ▶以下の金額をお支払いします。                      ①重大手術（詳細は欄外ご参照）：疾病入院保険金日額の40倍                      ②①以外の入院中の手術：疾病入院保険金日額の10倍                      ③①および②以外の手術：疾病入院保険金日額の5倍                      *1 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。                      *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。</p>	<p>*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。                      *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払対象となります。                      *3 病気やケガを正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。</p>
	<p>放射線治療保険金</p> <p>病気やケガの治療のため、保険期間中に<b>公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療*1を受けられた場合</b>                      ▶疾病入院保険金日額の10倍の額をお支払いします。                      *1 血液照射を除きます。お支払対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。</p>	

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
総合先進医療特約	<p>病気やケガによって保険期間中に<b>先進医療*1を受けられた場合</b>（保険の対象となる方が一連の先進医療を受けた場合は、最初に受けた日に保険金支払事由に該当したものとみなします。）                      ▶先進医療にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。                      ただし、保険期間を通じて、総合先進医療基本保険金額を限度とします。</p> <p>*1 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの）に限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。                      なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養*3は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。                      *2 次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。                      i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用（自己負担部分を含む）                      ii. 先進医療以外の評価療養のための費用                      iii. 選定療養のための費用                      iv. 食事療養のための費用                      v. 生活療養のための費用                      *3 次のいずれかに該当するものをいいます。                      i. 診察                      ii. 薬剤または治療材料の支給                      iii. 処置、手術その他の治療</p>	（「医療保障基本特約」と同じ）
	<p>総合先進医療一時金</p> <p>病気やケガによって保険期間中に<b>総合先進医療基本保険金</b>が支払われる<b>先進医療を受けられた場合</b>                      ▶10万円をお支払いします。                      ただし、総合先進医療一時金のお支払いは、保険期間を通じて、1回に限ります。</p>	

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

- ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
- ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

※「重大手術」とは以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭を除きます（「重大手術の支払倍率変更に関する特約」が自動セットされています。）。

- ①がんに対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術
- ②脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術
- ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術
- ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・膵臓・腎臓の全体または一部の移植手術

【総合先進医療特約】における粒子線治療\*1費用のお支払いについて

一定の条件\*2を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ粒子線治療\*1にかかる技術料相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。事前のお手続きが必要になるため、遅くとも治療開始の3週間前までに「お問い合わせ先」までご連絡ください（医療機関ではなく、お客様にお支払いすることもできます。）。

\*1 「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。

\*2 「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細は「お問い合わせ先」までご連絡ください。

- ・粒子線治療\*1が「総合先進医療特約」のお支払対象となる先進医療であること。
- ・責任開始日から1年以上継続してご加入いただいていること。
- ・粒子線治療\*1開始前に保険金のお支払対象であることが確認できること。

※変更・中止となる場合があります。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
三大疾病・重度傷害一時金特約	<p>保険期間中に以下のような状態となった場合                      ①次のいずれかに該当した場合                      ■がん*1が新たに生じた診断確定された場合。なお、がん*1が再発または転移したと診断確定された場合は含みません。                      ■この保険契約が継続契約である場合において、原発がん*2が、治療したことにより、がん*1が認められない状態となり、その後初めてがん*1が再発または転移したと診断確定された場合                      ②急性心筋梗塞を発病し、約款に定める所定の状態にあることが医師等により診断され、保険期間中にその治療のため入院を開始された場合                      ③脳卒中を発病し、約款に定める所定の状態にあることが医師等により確認され、保険期間中にその治療のため入院を開始された場合                      ④急激かつ偶然な外来の事故を原因とした脳挫傷と医師等により診断され、保険期間中、かつ、その治療のため事故の日からその日を含めて180日以内に入院を開始された場合                      ⑤急激かつ偶然な外来の事故を原因とした脊髄損傷と医師等により診断され、保険期間中、かつ、その治療のため事故の日からその日を含めて180日以内に入院を開始された場合                      ⑥急激かつ偶然な外来の事故を原因とした内臓損傷と医師等により診断され、保険期間中、かつ、その治療のため事故の日からその日を含めて180日以内に入院を開始された場合                      ▶三大疾病・重度傷害一時金額をお支払いします。                      *1 補償対象となる「がん」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。</p>	（「医療補償基本特約」と同じ）
	<p>悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」および厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）編「国際疾病分類-腫瘍学（NCC監修）第3.1版」に定められた内容によるものとします。また、良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。                      なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類-腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合*2で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときは、その疾病を補償対象に含みます。</p>	
	<p>*2 この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがんをいいます。ただし、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の初日より前に診断確定されたがんが再発または転移したと診断確定されたがんを除きます。                      *3 国立がん研究センターが公表している「国際疾病分類腫瘍学第3.2版（ICD-O-3.2）院内がん登録実務用」等は含みません。</p>	
	<p>【ご注意】がんが診断確定された場合において、初年度契約の保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前に診断確定されていたときは、保険金をお支払いできません。</p>	
女性医療特約	<p>※同一の事故により複数の保険金支払事由に該当した場合は、いずれか1つの保険金として支払うものとし、重複してはお支払いできません。                      ※この特約のいずれか1つの保険金をお支払いした場合には、同一保険期間中に上記①～⑥のいずれかの状態に該当したときでも保険金をお支払いできません。                      ※保険金支払事由に該当した日が、同一の保険金支払事由に該当した日からその日を含めて1年以内であるときは保険金をお支払いできません。</p>	
	<p>女性入院保険金</p> <p>所定の病気（女性疾病等*1）によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*2を超えた場合                      ▶女性入院保険金日額に入院した日数（入院日数－疾病入院免責日数*2）を乗じた額をお支払いします。                      ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*3を限度（疾病入院免責日数*2は含みません。）とします。                      ※女性入院保険金が支払われる入院中、さらに別の女性疾病等*1となっても女性入院保険金は重複してはお支払いできません。                      *1 一般に女性が罹患（りかん）しやすいとされる所定の病気（乳房・女性生殖器の悪性新生物（がん）・良性新生物等）の他、乳房・女性生殖器以外の悪性新生物（がん）や糖尿病、心疾患等も含みます。                      *2 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。                      *3 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。</p>	
	<p>女性形成治療保険金</p> <p>病気やケガの治療のため、保険期間中に<b>以下のような手術を受けられた場合</b>                      ■癬痕（はんこん）形成術（植皮術（皮膚の移植術）や癬痕（はんこん／傷跡）に対する形成術）                      ■変形形成術（足ゆびの後天性変形（外反母趾（ばし））等）に対する形成術                      ■乳房切除術（皮膚を切開し、病変部を切除する手術をいい、生検を除きます。）                      ▶手術の種類に応じて女性入院保険金日額の20倍または40倍の額をお支払いします。                      ただし、時期を同じくして*1 2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみお支払いします。                      *1 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。</p>	
	<p>【ご注意】乳房の悪性新生物（がん）の治療のための手術については、その悪性新生物（がん）を被った時が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前である場合は、保険金をお支払いできません（ただし、初年度契約の保険始期日からその日を含めて1年と90日を経過した後に手術を受けた場合は、保険金のお支払対象となります。）。</p>	

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

- ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
- ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院



## がん補償

保険の対象となる方が**がん\*1**と診断確定された場合や、その治療のため入院・手術をされた場合等（介護医療院における入院・手術等を除きます。）に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

がん\*1と診断確定されたときに、がん\*1以外の身体に生じた障害の影響等によって、がん\*1の病状が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

\*1 補償対象となる「がん」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

悪性新生物および上皮内新生物のことをい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」および厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）編「国際疾病分類－腫瘍学（NCC監修）第3.1版」に定められた内容によるものとします。また、良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。  
なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合\*2で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。

\*2 国立がん研究センターが公表している「国際疾病分類腫瘍学第3.2版（ICD-O-3.2）院内がん登録実務用」等は含みません。

【ご注意】初年度契約の保険始期前にがんと診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません（この場合、お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。）。

		保険金をお支払いする主な場合
がん補償基本特約十がん通院保険金の対象期間延長特約（三大治療用）	がん診断保険金	保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合 ■初めてがんと診断確定された場合 ■この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約）から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん（原発がん）を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき ■原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合 ▶がん診断保険金額をお支払いします。 ただし、がん診断保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限りです。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。
	がん入院保険金	がんと診断確定され、その診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその <b>治療のため入院（日帰り入院を含みます。）を開始された場合</b> ▶がん入院保険金日額に入院期間を乗じた額をお支払いします。 ※がん入院保険金が支払われる期間中、さらにがん診断保険金の支払事由に該当しても、がん入院保険金は重複してはお支払いできません。
	がん手術保険金	がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に <b>所定の手術を受けられた場合</b> ▶手術の種類に応じてがん入院保険金日額の1.0倍、2.0倍または4.0倍の額をお支払いします。 ただし、時期を同じくして*1 2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみお支払いします。 *1 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
	がん退院後療養保険金	がんと診断確定され、保険期間中にがん入院保険金のお支払対象となる入院を開始し、20日以上継続して入院した後、 <b>生存して退院された場合</b> ▶がん退院後療養保険金額をお支払いします。 ただし、退院日からその日を含めて30日以内に開始した入院については、がん退院後療養保険金をお支払いできません。
	がん通院保険金・がん通院延長保険金	・がん通院保険金 がんと診断確定され、保険期間中にがん入院保険金のお支払対象となる入院（日帰り入院を含みます。）を開始し、以下の条件のすべてを満たす <b>通院（往診を含みます。）をされた場合</b> ■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要としている期間内に行われた通院であること ■入院の原因となったがんの治療のための通院であること ■入院の開始日の前日からその日を含めて遡及して60日以内（入院前通院期間）または退院日の翌日からその日を含めて365日以内（退院後通院期間）に行われた通院であること ▶がん通院保険金日額に通院日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。 ・がん通院延長保険金 がんと診断確定され、保険期間中に以下の条件を満たす三大治療*1のための通院（往診を含みます。）をされた場合 ■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要としている期間内に行われた通院であること ▶がん通院延長保険金日額に通院日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。 ※がん通院保険金およびがん通院延長保険金は、がん入院保険金と重複してはお支払いできません。 ※がん通院保険金は、退院後通院期間中に新たに入院（日帰り入院を含みます。）をされ、入院前通院期間と退院後通院期間に重複する期間があったとしても、重複してはお支払いできません。 ※がん通院延長保険金は、がん通院保険金が支払われる日の通院（更新前契約で支払われる通院を含みます。）に対しては、重複してはお支払いできません。 *1 「三大治療」とは、手術、放射線治療、抗がん剤治療をいいます。
	がん先進医療特約	がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に <b>先進医療*1</b> を受けられた場合 ▶先進医療*1にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。 ただし、保険期間を通じて、がん先進医療保険金額を限度とします。 *1 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養*3は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 *2 次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。 i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用（自己負担部分を含む） ii. 先進医療以外の評価療養のための費用 iii. 選定療養のための費用 iv. 食事療養のための費用 v. 生活療養のための費用 *3 次のいずれかに該当するものをいいます。 i. 診察 ii. 薬剤または治療材料の支給 iii. 処置、手術その他の治療

		保険金をお支払いする主な場合
がん患者申出療養特約	がん患者申出療養特約	がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に患者申出療養*1を受けられた場合 ▶患者申出療養*1にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。 ただし、保険期間を通じて、がん患者申出療養保険金額を限度とします。 *1 「患者申出療養」とは、公的医療保険制度のうち、厚生労働大臣が定める患者申出療養（患者申出療養ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養*3は患者申出療養とはみなされません（保険期間中に対象となる患者申出療養は変動する可能性があります。）。 *2 次の費用等、患者申出療養にかかわる技術料以外の費用は含まれません。 i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用（自己負担部分を含む） ii. 評価療養のための費用 iii. 選定療養のための費用 iv. 食事療養のための費用 v. 生活療養のための費用 *3 次のいずれかに該当するものをいいます。 i. 診察 ii. 薬剤または治療材料の支給 iii. 処置、手術その他の治療
	抗がん剤治療補償特約	保険期間中に抗がん剤治療*1を開始した場合 ▶抗がん剤治療*1をした日の属する各月*2について抗がん剤治療*1を開始した時点の抗がん剤治療保険金額をお支払いします。 ただし、抗がん剤治療保険金の支払限度月数は60か月とします。 ※抗がん剤治療*1をされた月の翌月1日から、抗がん剤治療*1をすることなくその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再び抗がん剤治療*1をされた場合は、新たに抗がん剤治療*1を開始したものと取り扱います。 *1 以下の条件のすべてを満たす入院または通院をいいます。 ■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、その治療のための入院または通院であること ■公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、抗がん剤*3にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院であること *2 抗がん剤治療保険金が支払われる月に、さらに別の抗がん剤治療*1をされても、抗がん剤治療保険金は重複してはお支払いできません。 *3 診断確定されたがんの治療のため投薬または処方された所定の医薬品*4で、その時点において厚生労働大臣または総務大臣の承認を得ているものをいいます。 *4 医薬品の種類によっては、お支払対象とならない場合があります。

### 【「がん先進医療特約」における粒子線治療\*1費用のお支払いについて】

一定の条件\*2を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ粒子線治療\*1にかかる技術料相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。事前のお手続きが必要になるため、遅くとも治療開始の3週間前までに「お問い合わせ先」までご連絡ください（医療機関ではなく、お客様にお支払いすることもできます。）。

- \*1 「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。
- \*2 「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細は「お問い合わせ先」までご連絡ください。

- ・粒子線治療\*1が「がん先進医療特約」のお支払対象となる先進医療であること。
- ・責任開始日から1年以上継続してご加入いただいていること。
- ・粒子線治療\*1開始前に保険金のお支払対象であることが確認できること。

※変更・中止となる場合があります。

**介護補償（年金払介護）**

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となった場合に、最初に要介護状態\*1となったその日から毎年1回、その日を含めて最大10年間（10回）にわたり保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態\*1の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

\*1 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
介護補償基本特約 年金払介護補償特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1回年金払介護補償保険金 保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となった場合</li> <li>▶年金払介護補償保険金額をお支払いします。</li> <li>第2回以後年金払介護補償保険金 既に第1回年金払介護補償保険金を支払われた場合で、てん補期間*1中の保険金支払基準日*2ごとに、保険の対象となる方が要介護状態*3に該当しているとき</li> <li>▶年金払介護補償保険金額をお支払いします。</li> <li>※てん補期間*1中の保険金支払基準日*2時点で、公的介護保険制度に基づく要介護3以上から要介護2以下に回復している年度は保険金をお支払いしません。その翌年度以降のてん補期間*1中の保険金支払基準日*2に、再度要介護状態*3に該当している場合は、保険金のお支払いを再開します。この場合も、てん補期間*1は1回目の保険金支払基準日*2から通算した期間となります。</li> <li>(例：最初に保険金をお支払いした後、すぐに回復したため、翌年以降5年間保険金をお支払いしていない場合、その翌年に別の理由で再度要介護状態*3に該当し、それが継続したとしても、その後の保険金のお支払いは最大4年分となります。)</li> <li>上記にかかわらず、保険の対象となる方がてん補期間*1中に死亡した後の保険金支払基準日*2においては、保険金をお支払いしません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態*1</li> <li>保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態</li> <li>保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた要介護状態（その方が受け取るべき金額部分）</li> <li>保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態</li> <li>無免許運転や酒気帯び運転をしている間の事故により生じた要介護状態</li> <li>麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態</li> <li>アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態</li> <li>先天性疾患によって生じた要介護状態</li> <li>医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態</li> <li>この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態*2*3</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>*1 第1回年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して、10年（10回目の保険金支払基準日*2まで）をいいます。</li> <li>*2 1回目は最初に保険金を支払うべき要介護状態*3に該当した日、2回目以降は1回目から数えて翌年以降の毎年の該当日をいいます。</li> <li>*3 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。</li> <li>*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態*4については、保険金のお支払対象となります。</li> <li>*3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知していた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。</li> <li>*4 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。</li> </ul>

※保険期間の開始時以降に公的介護保険制度の改正が行われた場合には、その制度の改正の内容または程度等に応じ、この保険契約の保険期間の開始時点において有効な公的介護保険制度に基づく要介護3以上に相当すると認められる状態を要介護状態とみなします。

**介護補償（一時金払介護）**

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく所定の要介護状態の認定を受けた状態となった場合等に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

**[公的介護保険連動型（要介護3）]**

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
介護補償基本特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となった場合</li> <li>▶介護補償保険金額の全額をお支払いします。</li> <li>ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限りです。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態*1</li> <li>保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態</li> <li>保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた要介護状態（その方が受け取るべき金額部分）</li> <li>保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態</li> <li>無免許運転や酒気帯び運転をしている間の事故により生じた要介護状態</li> <li>麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態</li> <li>アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態</li> <li>先天性疾患によって生じた要介護状態</li> <li>医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態</li> <li>この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態*2*3</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。</li> <li>*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態については、保険金のお支払対象となります。</li> <li>*3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知していた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。</li> </ul>

**[公的介護保険連動型（要介護2）]**

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
介護補償基本特約 公的介護保険連動型補償部分の特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた状態となった場合</li> <li>▶介護補償保険金額の全額をお支払いします。</li> <li>ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限りです。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態*1</li> <li>保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態</li> <li>保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた要介護状態（その方が受け取るべき金額部分）</li> <li>保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態</li> <li>無免許運転や酒気帯び運転をしている間の事故により生じた要介護状態</li> <li>麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態</li> <li>アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態</li> <li>先天性疾患によって生じた要介護状態</li> <li>医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態</li> <li>この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態*2*3</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。</li> <li>*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態については、保険金のお支払対象となります。</li> <li>*3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知していた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。</li> </ul>

**[独自基準追加型（要介護2）]**

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合								
介護補償基本特約 公的介護保険連動型補償部分の要介護3以上から要介護2以上への補償拡大に関する特約 追加補償特約	<p>保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた状態となった場合または以下の①および②のいずれにも該当する状態であることを医師等に診断され、その状態が診断された日から90日を超えて継続した場合</p> <p>①下表の左欄に記載するいずれかの行為の際に、右欄に記載する状態であること。</p> <table border="1"> <tr> <td>歩行</td> <td>壁、手すり、いすの背または杖等につかまらなければ、平らな床の上で両足をたったまま10秒間程度の立位の保持ができず、杖、義足、歩行器等を用いても5m程度の歩行ができない。</td> </tr> <tr> <td>寝返り</td> <td>ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。</td> </tr> <tr> <td>入浴 その他の複雑な動作等</td> <td>次のア、またはイ、のいずれかに該当する状態 ア. 車いす等への移乗および入浴時の洗身に支障がある状態（次の(ア)および(イ)のいずれにも該当する状態をいいます。） (ア)他人により事故が起こらないよう見守られなければ、自分ではベッドから車いすもしくはいすへ、車いすからいすへ、ベッドからポータブルトイレへ、車いすもしくはいすからポータブルトイレへまたは畳からポータブルトイレへ等乗り移ることができない。 (イ)自分では入浴時の洗身（浴室内でスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うことをいい、洗髪行為は含まれません）を行うことが全くできないまたは介護者にスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけてもらわなければ、体の一部を自分で洗うことができない。 イ. 介護者に抱えられないと浴槽への出入りができない状態であり、かつ自分では全く洗身（スポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うこと）ができない。</td> </tr> <tr> <td>排せつ等日常生活上の一部の行為</td> <td>次のア、からウ、のいずれにも該当する状態 ア. 自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末（身体のごれた部分を拭く行為またはトイレ内のごれた部分を拭く行為）をすることができない。（自分で排尿および排せつ後の身体のごれた部分を拭く行為ができる場合であっても、介助者に紙を用意してもらわないとできない場合を含む。） イ. 歯磨きの一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。 ウ. 洗顔の一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。</td> </tr> </table>	歩行	壁、手すり、いすの背または杖等につかまらなければ、平らな床の上で両足をたったまま10秒間程度の立位の保持ができず、杖、義足、歩行器等を用いても5m程度の歩行ができない。	寝返り	ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。	入浴 その他の複雑な動作等	次のア、またはイ、のいずれかに該当する状態 ア. 車いす等への移乗および入浴時の洗身に支障がある状態（次の(ア)および(イ)のいずれにも該当する状態をいいます。） (ア)他人により事故が起こらないよう見守られなければ、自分ではベッドから車いすもしくはいすへ、車いすからいすへ、ベッドからポータブルトイレへ、車いすもしくはいすからポータブルトイレへまたは畳からポータブルトイレへ等乗り移ることができない。 (イ)自分では入浴時の洗身（浴室内でスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うことをいい、洗髪行為は含まれません）を行うことが全くできないまたは介護者にスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけてもらわなければ、体の一部を自分で洗うことができない。 イ. 介護者に抱えられないと浴槽への出入りができない状態であり、かつ自分では全く洗身（スポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うこと）ができない。	排せつ等日常生活上の一部の行為	次のア、からウ、のいずれにも該当する状態 ア. 自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末（身体のごれた部分を拭く行為またはトイレ内のごれた部分を拭く行為）をすることができない。（自分で排尿および排せつ後の身体のごれた部分を拭く行為ができる場合であっても、介助者に紙を用意してもらわないとできない場合を含む。） イ. 歯磨きの一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。 ウ. 洗顔の一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態*1</li> <li>保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態</li> <li>保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた要介護状態（その方が受け取るべき金額部分）</li> <li>保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態</li> <li>無免許運転や酒気帯び運転をしている間の事故により生じた要介護状態</li> <li>麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態</li> <li>アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態</li> <li>先天性疾患によって生じた要介護状態</li> <li>医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態</li> <li>この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態*2*3</li> </ul>
	歩行	壁、手すり、いすの背または杖等につかまらなければ、平らな床の上で両足をたったまま10秒間程度の立位の保持ができず、杖、義足、歩行器等を用いても5m程度の歩行ができない。								
	寝返り	ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。								
	入浴 その他の複雑な動作等	次のア、またはイ、のいずれかに該当する状態 ア. 車いす等への移乗および入浴時の洗身に支障がある状態（次の(ア)および(イ)のいずれにも該当する状態をいいます。） (ア)他人により事故が起こらないよう見守られなければ、自分ではベッドから車いすもしくはいすへ、車いすからいすへ、ベッドからポータブルトイレへ、車いすもしくはいすからポータブルトイレへまたは畳からポータブルトイレへ等乗り移ることができない。 (イ)自分では入浴時の洗身（浴室内でスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うことをいい、洗髪行為は含まれません）を行うことが全くできないまたは介護者にスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけてもらわなければ、体の一部を自分で洗うことができない。 イ. 介護者に抱えられないと浴槽への出入りができない状態であり、かつ自分では全く洗身（スポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うこと）ができない。								
排せつ等日常生活上の一部の行為	次のア、からウ、のいずれにも該当する状態 ア. 自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末（身体のごれた部分を拭く行為またはトイレ内のごれた部分を拭く行為）をすることができない。（自分で排尿および排せつ後の身体のごれた部分を拭く行為ができる場合であっても、介助者に紙を用意してもらわないとできない場合を含む。） イ. 歯磨きの一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。 ウ. 洗顔の一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。									
	<p>②以下のいずれかの状態であるため他人の介護が必要な状態であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衣類の着脱の際に、(1) ボタンのかけはずし、(2) 上衣の着脱、(3) スポンまたはパンツ等の着脱、(4) 靴下の着脱について、次のア、またはイ、のいずれかに該当する状態であること。</li> <li>ア. 2つ以上の行為についてできない状態</li> <li>イ. できない行為または見守りを必要とする行為が合わせて3つ以上ある状態</li> </ul> <p>・認知症により以下に記載する問題行為が2項目以上見られること。ただし、(1)から(21)までの項目については、少なくとも1か月間に1回以上の頻度で現れる状態をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>ひどい物忘れがある。</li> <li>まわりのことに関心を示さないことがある。</li> <li>物を盗られた等と被害的になることがある。</li> <li>作話をし周囲に言いふらすことがある。</li> <li>実際にはないものが見えたり、聞こえることがある。</li> <li>泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。</li> <li>夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。</li> <li>暴言や暴行のいずれかまたは両方が現れることがある。</li> <li>口や物を使って周囲に不快な音を立てることがある。</li> <li>周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。</li> <li>介護者の助言や介護に抵抗することがある。</li> <li>目的もなく動き回ることがある。</li> <li>自分がどこにいるかわからず「家に帰る」等と言い落ち着きが無いことがある。</li> <li>外出すると病院、施設、家等に1人で戻れなくなることがある。</li> <li>1人で外に出たがり目を離せないことがある。</li> <li>いろいろなものを集めたり、無断でもってくることがある。</li> <li>火の始末や火元の管理ができないことがある。</li> <li>物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。</li> <li>排せつ物を意図的に弄んだり、尿をまき散らすことがある。</li> <li>食べられないものを口に入れることがある。</li> <li>周囲が迷惑している性的行動がある。</li> <li>自力で内服薬を服用できない。</li> <li>金銭の管理ができない。</li> <li>自分の生年月日および年令のいずれも答えることができない。</li> <li>現在の季節を理解できない。</li> <li>今いる場所の認識ができない。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。</li> <li>*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態については、保険金のお支払対象となります。</li> <li>*3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知していた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。</li> </ul>								
	<p>▶介護補償保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限りです。</p>									

賠償責任に関する補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約	<p>国内外において<b>以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合</li> <li>■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合</li> <li>■電車等*1を運行不能にさせた場合</li> <li>■国内で受託した財物（受託品）*2を壊したり盗まれた場合</li> </ul> <p>▶1 事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。</p> <p>※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 自動車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。</p> <p>*2 以下のものは受託品には含まれません。自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイル Wi-Fi ルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご契約者または保険の対象となる方等の<b>故意</b>によって生じた損害</li> <li>・<b>地震・噴火</b>またはこれらによる<b>津波</b>によって生じた損害</li> <li>・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任*1）によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害             <ul style="list-style-type: none"> <li>■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</li> <li>■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使</li> <li>■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること</li> <li>■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い</li> <li>■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損</li> <li>■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害</li> <li>■受託品の電氣的または機械的事故</li> <li>■受託品の置き忘れまたは紛失*4</li> <li>■詐欺または横領</li> <li>■風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入</li> <li>■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊</li> </ul> </li> </ul> <p>等</p> <p>*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。</p> <p>*2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。</p> <p>*3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。</p> <p>*4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p> <p>*5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。</p>
	個人賠償責任補償特約+ゴルフ賠償責任補償特約	<p>国内外において<b>以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ゴルフ*1の練習、競技または指導*2中に他人（キャディを含みます。）にケガ等をさせたり、他人の財物を壊した場合</li> <li>■ゴルフ*1の練習、競技または指導*2中に、国内で受託した財物（受託品）*3を壊したり盗まれた場合</li> </ul> <p>▶1 事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。</p> <p>※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 ケイマンゴルフ、ターゲットバードゴルフまたはバターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツを含みます。</p> <p>*2 ゴルフ*1の練習、競技または指導に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。</p> <p>*3 以下のものは受託品には含まれません。自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイル Wi-Fi ルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物 等</p>

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）	<p>国内において以下のような事由により、<b>保険金の受取人*1が弁護士費用または法律相談費用を負担した場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■急激かつ偶然な外来の事故（自動車事故を除きます。）によって被った身体の障害*2または財物の損壊等*3について、相手方に法律上の損害賠償請求をした場合または法律相談をした場合</li> <li>■不当な身体拘束による自由の侵害、口頭による表示または文書もしくは図画等での表示による名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害を受けた*4 ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合</li> <li>■痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせを受けた*4 ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合</li> </ul> <p>▶1つの原因事故*5について保険の対象となる方1名あたり300万円を限度に保険金をお支払いします*6。</p> <p>※弁護士等*7への委任や弁護士等*8への法律相談および弁護士等*8への費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へのご連絡が必要です。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 保険の対象となる方または保険の対象となる方の法定相続人、配偶者*9、父母もしくはお子様に該当する方をいいます。</p> <p>*2 病気またはケガをいいます。</p> <p>*3 損壊または盗取をいい、詐欺を含みません。</p> <p>*4 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限りです。</p> <p>*5 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。</p> <p>*6 弁護士等*7への報酬を負担した場合は、東京海上日動が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。</p> <p>*7 弁護士または司法書士をいいます。</p> <p>*8 弁護士、司法書士または行政書士をいいます。</p> <p>*9 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚姻とは異なります。）。</p> <p>*10 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご契約者または保険の対象となる方等の<b>故意</b>または<b>重大な過失</b>によって生じた損害</li> <li>・<b>地震・噴火</b>またはこれらによる<b>津波</b>によって生じた損害</li> <li>・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害</li> <li>・保険の対象となる方の自殺行為*1、犯罪行為または闘争行為によって生じた損害</li> <li>・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛</li> <li>・液体、気体もしくは固体の排出、流出もしくはいっ出により生じた身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛</li> <li>・財物の瑕疵、自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ等による財物の損壊等*3</li> <li>・労働災害により生じた身体の障害*2または精神的苦痛</li> <li>・診療、治療、医薬品等の調剤、身体の整形、マッサージまたは柔道整復等を受けたことにより生じた身体の障害*2</li> <li>・石綿もしくは石綿を含む製品等が有する発ガン性等に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛</li> <li>・環境ホルモンの有害な特性に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛</li> <li>・電磁波障害に起因する身体の障害*2または精神的苦痛</li> <li>・騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛</li> <li>・職務の遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛</li> <li>・保険の対象となる方または賠償義務者*4の自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して発生した身体の障害*2または財物の損壊等*3</li> <li>・保険の対象となる方または保険の対象となる方の配偶者*5、父母もしくはお子様が賠償義務者*4である場合</li> <li>・保険契約または共済契約に関する原因事故*6</li> </ul> <p>等</p> <p>*1 保険金のお支払対象となる原因事故*6による精神的苦痛によって自殺した場合は、保険金をお支払いすることがあります。</p> <p>*2 病気またはケガをいいます。</p> <p>*3 損壊または盗取をいい、詐欺を含みません。</p> <p>*4 法律上の損害賠償請求を受ける方をいいます。</p> <p>*5 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚姻とは異なります。）。</p> <p>① 婚姻意思*7を有すること</p> <p>② 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること</p> <p>*6 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。</p> <p>*7 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。</p>
	借家人賠償責任補償特約	<p>国内における借戸室での火災、破裂・爆発、水濡（ぬ）れ、盗難の事故により、<b>貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合</b></p> <p>▶1 事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、落雷、風災・雪災、外部からの物体の衝突等の事故により、法律上の損害賠償責任が生じないときであっても、貸主との契約に基づいて借戸室を修理した費用も補償します。</p> <p>※示談交渉は東京海上日動では行いません。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p>

# フルガード保険

## 財産に関する補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
携行品特約	<p>国内外において、<b>保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合</b></p> <p>▶損害額（修理費）から<b>免責金額（自己負担額：1事故について5,000円）を差し引いた額</b>を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>◎以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券（小切手は含みません。）、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器（じゅうき）、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物 等</p>	<p>・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の<b>故意</b>または<b>重大な過失</b>によって生じた損害</p> <p>・<b>地震・噴火</b>またはこれらによる<b>津波</b>によって生じた損害</p> <p>・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害</p> <p>・<b>無免許運転や酒気帯び運転</b>をしている間に生じた事故による損害</p> <p>・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害</p> <p>・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害</p> <p>・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害</p> <p>・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害</p> <p>・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害</p> <p>・電氣的または機械的事故に起因する損害</p> <p>・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害</p> <p>・詐欺または横領に起因する損害</p> <p>・風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害</p> <p>・保険の対象となる方の居住する住宅内（敷地を含みません。）で生じた事故による損害 等</p> <p>*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p>
携行品特約+ゴルフ用品補償特約	<p>国内外において、ゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で、<b>保険の対象となる方が所有するゴルフ用品に次の損害が生じた場合</b></p> <p>■ゴルフ用品の盗難（ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限ります。）</p> <p>■ゴルフクラブの破損、曲損*1</p> <p>▶損害額（修理費）から<b>免責金額（自己負担額）を差し引いた額</b>を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。</p> <p>※ゴルフ用品とは、ゴルフクラブ、ゴルフボール、ゴルフシューズ、ゴルフバッグ、ゴルフウェア等ゴルフ用に設計された物のほか、被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は含みません。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 破損、曲損が生じたゴルフクラブの損害に限ります。</p>	<p>・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の<b>故意</b>または<b>重大な過失</b>によって生じた損害</p> <p>・<b>地震・噴火</b>またはこれらによる<b>津波</b>によって生じた損害</p> <p>・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害</p> <p>・<b>無免許運転や酒気帯び運転</b>をしている間に生じた事故による損害</p> <p>・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害</p> <p>・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害</p> <p>・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害</p> <p>・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害</p> <p>・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害</p> <p>・電氣的または機械的事故に起因する損害</p> <p>・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害</p> <p>・詐欺または横領に起因する損害</p> <p>・風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害</p> <p>・ゴルフボールのみの盗難による損害 等</p> <p>*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p>
住宅内生活用動産特約	<p>国内での保険の対象となる方が<b>居住に使用する住宅内（敷地を含みません。）に所在し、保険の対象となる方が所有する家財*1に損害が生じた場合</b></p> <p>▶損害額（修理費）から<b>免責金額（自己負担額：1事故について5,000円）を差し引いた額</b>を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度（乗車券、通貨等は合計5万円、貴金属、宝石、美術品等は1個または1組あたり30万円を限度）とします。また、臨時費用、残存物取片づけ費用、失火見舞費用もお支払いします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 以下の場所に所在し、保険の対象となる方が所有する家財も含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険の対象となる方の単身赴任先</li> <li>・保険の対象となる方にお子様も含む場合は、お子様の就学に伴う下宿先</li> </ul> <p>◎以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券（小切手は含みません。）、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器（じゅうき）、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物 等</p>	<p>・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の<b>故意</b>または<b>重大な過失</b>によって生じた損害</p> <p>・<b>地震・噴火</b>またはこれらによる<b>津波</b>によって生じた損害</p> <p>・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害</p> <p>・<b>無免許運転や酒気帯び運転</b>をしている間に生じた事故による損害</p> <p>・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害</p> <p>・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害</p> <p>・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害</p> <p>・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害</p> <p>・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害</p> <p>・電氣的または機械的事故に起因する損害</p> <p>・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害</p> <p>・詐欺または横領に起因する損害</p> <p>・風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害</p> <p>・保険の対象となる方の居住する住宅外（敷地を含みません。）で生じた事故による損害 等</p> <p>*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p>

## 費用に関する補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	<p>国内の9ホール以上を有するゴルフ場において他の競技者1名以上と同伴し、パー35以上の9ホールを正規にラウンドするゴルフのプレー中に、<b>下記のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合</b></p> <p>■下記①および②の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス（公式競技の場合は、下記①または②のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス）</p> <p>①<b>同伴競技者</b></p> <p>②<b>同伴競技者以外の第三者*1</b></p> <p>■記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>▶達成のお祝いとして実際にかかった費用等*2を、1回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。</p> <p>※「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります。既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を補償する他の保険契約にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>※保険金のご請求にあたっては、同伴競技者、同伴競技者以外の第三者*1およびゴルフ場の支配人等のそれぞれが署名もしくは記名捺印したホールインワンもしくはアルバトロス証明書または映像等のうち、東京海上日動が求めるすべてのものご提出が必要となります。</p> <p>※原則として同伴キャディがいないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金のお支払対象となりません。同伴競技者以外の第三者*1の目撃証明がある場合または映像等によりその達成を客観的に確認できる場合に限り保険金をお支払いします。</p> <p>*1 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。</p> <p>*2 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。</p>	<p>・保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>・保険の対象となる方がゴルフ場の使用人である場合、その保険の対象となる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>・ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ 等</p>
救済者費用等補償特約	<p>国内外において以下のような事由により、<b>保険の対象となる方またはその親族等が捜索救助費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合</b></p> <p>■保険の対象となる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になったまたは保険の対象となる方が遭難した場合</p> <p>■急激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方の生死が確認できない場合または、緊急の捜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合</p> <p>■保険の対象となる方の居住に使用する住宅外において被ったケガまたは熱中症のため、保険の対象となる方が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して14日以上入院した場合</p> <p>▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p>	<p>・ご契約者または保険の対象となる方等の<b>故意</b>または<b>重大な過失</b>によって生じた損害</p> <p>・保険金の受取人の<b>故意</b>または<b>重大な過失</b>によって生じた損害（その方が受け取るべき金額部分）</p> <p>・<b>地震・噴火</b>またはこれらによる<b>津波</b>によって生じた損害</p> <p>・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害</p> <p>・<b>無免許運転や酒気帯び運転</b>をしている場合に生じた事故によって生じた損害</p> <p>・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害</p> <p>・妊娠、出産、早産または流産によって生じた損害</p> <p>・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガまたは熱中症を治療する場合を除きます。）によって生じた損害</p> <p>・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンングライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じた損害</p> <p>・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる損害 等</p>

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

# フルガード保険

## 【保険金額・保険料表】その他のタイプ(補償内容)

### [本人型] 医療補償

【保険期間：1年間、団体割引：25%、損害率による割引率：25%】  
※ご加入口数は1口のみです。

	J3	J12	J13	J16	J17	J14	J18	J25
疾病入院保険金日額	15,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	10,000円
疾病手術 保険金額	重大手術*1	60万円	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	40万円
	上記以外の入院中	15万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	10万円
	手術 入院中以外	7.5万円	2.5万円	2.5万円	2.5万円	2.5万円	2.5万円	5万円
放射線治療保険金額	15万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	10万円
総合先進医療基本保険金額				300万円	300万円		300万円	600万円
総合先進医療一時金額				10万円	10万円		10万円	10万円
三大疾病・重度傷害一時金額		100万円		100万円		100万円	100万円	
女性入院保険日額			5,000円		5,000円	5,000円	5,000円	
女性形成治療保険金額			10万・20万 円*2		10万・20万 円*2	10万・20万 円*2	10万・20万 円*2	
被保険者本人満年齢(2026.6.1時点)	月払保険料(円)							
5~9歳	690	660	290	700	330	720	760	520
10~14歳	620	670	270	710	310	730	770	470
15~19歳	750	690	340	730	380	780	820	560
20~24歳	1,090	770	550	810	590	960	1,000	790
25~29歳	1,160	910	690	950	730	1,210	1,250	840
30~34歳	1,230	1,040	760	1,080	800	1,390	1,430	880
35~39歳	1,340	1,250	750	1,290	790	1,550	1,590	950
40~44歳	1,550	1,510	820	1,550	860	1,810	1,850	1,090
45~49歳	2,080	1,960	1,080	2,000	1,120	2,350	2,390	1,450
50~54歳	2,740	2,490	1,420	2,530	1,460	3,000	3,040	1,890
55~59歳	3,870	3,390	1,990	3,430	2,030	4,090	4,130	2,640
60~64歳	5,640	4,700	2,840	4,740	2,880	5,660	5,700	3,820
65~69歳	7,750	6,360	3,980	6,400	4,020	7,760	7,800	5,220
70~74歳	10,680	8,880	5,810	8,920	5,850	11,130	11,170	7,180
75~79歳	13,680	10,770	7,900	10,810	7,940	14,110	14,150	9,180
80~84歳	17,480	13,460	10,220	13,500	10,260	17,850	17,890	11,720
85~89歳	18,420	14,960	11,560	15,000	11,600	20,380	20,420	12,340

	J22	J23	J27	J24	J35	J32	J36
疾病入院保険金日額	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	15,000円	15,000円	15,000円
疾病手術 保険金額	重大手術*1	40万円	40万円	40万円	40万円	60万円	60万円
	上記以外の手術 入院中	10万円	10万円	10万円	10万円	15万円	15万円
	手術 入院中以外	5万円	5万円	5万円	5万円	7.5万円	7.5万円
放射線治療保険金額	10万円	10万円	10万円	10万円	15万円	15万円	15万円
総合先進医療基本保険金額			600万円		1,000万円		1,000万円
総合先進医療一時金額			10万円		10万円		10万円
三大疾病・重度傷害一時金額	100万円			100万円		100万円	100万円
女性入院保険日額		10,000円	10,000円	10,000円			
女性形成治療保険金額		20万・40万 円*2	20万・40万 円*2	20万・40万 円*2			
被保険者本人満年齢(2026.6.1時点)	月払保険料(円)						
5~9歳	890	580	640	1,010	750	1,120	1,180
10~14歳	870	530	590	990	680	1,080	1,140
15~19歳	940	690	750	1,130	810	1,190	1,250
20~24歳	1,140	1,120	1,180	1,530	1,150	1,500	1,560
25~29歳	1,300	1,390	1,450	1,910	1,220	1,680	1,740
30~34歳	1,450	1,530	1,590	2,160	1,290	1,860	1,920
35~39歳	1,690	1,500	1,560	2,300	1,400	2,140	2,200
40~44歳	2,020	1,640	1,700	2,630	1,610	2,540	2,600
45~49歳	2,660	2,170	2,230	3,440	2,140	3,350	3,410
50~54歳	3,410	2,840	2,900	4,420	2,800	4,320	4,380
55~59歳	4,680	3,980	4,040	6,080	3,930	5,970	6,030
60~64歳	6,580	5,690	5,750	8,510	5,700	8,460	8,520
65~69歳	8,940	7,960	8,020	11,740	7,810	11,530	11,590
70~74歳	12,440	11,610	11,670	16,930	10,740	16,000	16,060
75~79歳	15,330	15,790	15,850	22,000	13,740	19,890	19,950
80~84歳	19,290	20,440	20,500	28,070	17,540	25,110	25,170
85~89歳	21,100	23,110	23,170	31,930	18,480	27,240	27,300

※補償の概要等につきましては、別冊パンフレット(P.7~8)の医療補償ページをご参照ください。

\*1 対象となる重大手術については、「補償の概要等」をご確認ください。

\*2 手術の種類に応じて女性入院保険金日額の20倍または40倍の額をお支払いします。

### [本人型] がん補償

【保険期間：1年間、団体割引：25%、損害率による割引率：25%】  
※ご加入口数は1口のみです。

保険料表	KA3	KF2	KF3
がん診断保険金額(一時金)	300万円	200万円	300万円
がん入院保険金日額	30,000円	20,000円	30,000円
がん手術保険金額(手術の種類により)	30・60・120万円	20・40・80万円	30・60・120万円
がん退院後療養保険金額(一時金)	30万円	20万円	30万円
がん通院保険金日額	15,000円	10,000円	15,000円
がん先進医療保険金額		600万円	1,000万円
抗がん剤治療保険金額		5万円	5万円
がん患者申出療養保険金額		3,000万円	3,000万円
被保険者本人満年齢(2026.6.1時点)	月払保険料(円)		
5~9歳	200	210	270
10~14歳	290	270	360
15~19歳	230	230	310
20~24歳	230	250	330
25~29歳	680	580	800
30~34歳	1,370	1,070	1,530
35~39歳	2,420	1,880	2,680
40~44歳	3,490	2,710	3,880
45~49歳	5,000	3,880	5,540
50~54歳	6,260	4,920	7,000
55~59歳	8,740	6,830	9,740
60~64歳	13,570	10,450	14,960
65~69歳	18,350	14,040	20,140
70~74歳	25,000	18,940	27,290
75~79歳	28,160	21,360	30,740
80~84歳	32,890	24,490	35,450
85~89歳	36,430	26,470	38,610

※補償の概要等につきましては、別冊パンフレット(P.9~10)のがん補償ページをご参照ください。

### 介護補償(一時金払介護)

【保険期間：1年間、団体割引：25%、損害率による割引率：25%】  
※ご加入口数は1口のみです。

被保険者本人満年齢(2026.6.1時点) 独自基準追加型(一時金)要介護2以上	月払保険料	被保険者本人満年齢(2026.6.1時点) 公的介護保険連動型(一時金) 要介護3以上※		
	M300	L100	L200	L300
保険金額(一時金)	300万円	100万円	200万円	300万円
5~24歳	10	20	40	60
25~29歳	20	20	50	70
30~34歳	30	30	70	100
35~39歳	70	50	90	140
40~44歳	130	100	200	300
45~49歳	160	290	580	860
50~54歳	220	640	1,270	1,910
55~59歳	310	1,480	2,950	4,430
60~64歳	660	2,810	5,630	8,440
65~69歳	1,380			
70~74歳	3,020			
75~79歳	6,950			
80~84歳	13,140			

※公的介護保険連動型(要介護3)…公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた場合に保険金(一時金)をお支払いします。

※補償の概要等につきましては、別冊パンフレット(P.11~12)の介護補償ページをご参照ください。

## 長期給与補償制度 [団体長期障害所得補償保険]

募集停止プランの保険金額と保険料 (保険期間1年 支払対象外期間180日 対象期間満60歳まで 団体割引25%)												
	業務外のみ補償コース						24時間補償コース					
	Aプラン		Bプラン		Dプラン		Eプラン		Fプラン		Hプラン	
	①1万円	②5万円	①1万円	②10万円	①2万円	②15万円	①1万円	②5万円	①1万円	②10万円	①1万円	②15万円
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
15-24歳	154円	113円	298円	218円	453円	330円	248円	173円	479円	335円	727円	509円
25-29歳	167円	144円	325円	275円	493円	419円	256円	227円	497円	436円	754円	664円
30-34歳	183円	197円	354円	377円	537円	573円	276円	294円	534円	565円	810円	858円
35-39歳	225円	291円	436円	557円	661円	849円	328円	416円	634円	800円	962円	1,215円
40-44歳	326円	451円	628円	870円	956円	1,320円	463円	618円	891円	1,195円	1,354円	1,813円
45-49歳	447円	605円	854円	1,161円	1,301円	1,765円	597円	782円	1,138円	1,499円	1,736円	2,279円
50-54歳	464円	567円	858円	1,052円	1,323円	1,620円	613円	737円	1,134円	1,366円	1,747円	2,102円
55-59歳	216円	236円	313円	346円	530円	583円	290円	307円	423円	447円	714円	754円

※保険金額欄の①は支払対象外期間を超えた最初の30か月間の保険金額(1口あたり) ②は30か月超満60歳までの期間の保険金額(1口あたり)です。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このご案内に記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)	
■商品の仕組み:この商品は団体長期障害所得補償保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。	
■保険契約者 :KDDI株式会社	
■保険期間 :2026年6月1日午後4時から1年間となります。	
■申込締切日 :2026年3月6日	
■引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等:パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。	
●加入対象者:KDDI株式会社およびその子会社・関連会社の正社員・常勤の嘱託	
●被保険者:加入対象者と同様(満15歳以上満64歳以下の方が対象となります。)	
●お支払方法:2026年8月分給与から毎月控除となります。(12回払)	
●お手続方法:下表のとおり必要箇所にご入力ください。	

ご加入対象者	お手続方法
新規加入者の皆さま	〈WEBでのお手続の場合〉 「加入内容および重要事項のご確認」画面中央下の申込ボタンを押下することにより、申込みとなります。 〈加入依頼書でのお手続の場合〉 アルティウスリンクまでご連絡ください。「加入依頼書」および「告知書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。
前年と同等条件のプランで継続加入を行う場合	お手続きは不要です。
ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	〈WEBでのお手続の場合〉 WEBサイト上のプラン選択画面でのお手続きが必要となります。なお、補償内容が拡大するプランへの変更やプランの追加をする場合は告知画面への入力が必要となります。 〈加入依頼書でのお手続の場合〉 アルティウスリンクまでご連絡ください。「加入依頼書」および「告知書」※をご提出いただけます。※告知書は、保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。
継続加入を行わない場合	〈WEBでのお手続の場合〉 WEBサイト上の「2.被保険者登録・プランの選択」で脱退ボタンを押下してください。 〈加入依頼書でのお手続の場合〉 アルティウスリンクまでご連絡ください。継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただけます。

- 中途加入:保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月14日までの受付分は受付日の翌月1日(14日過ぎの受付分は翌々月1日)から2027年6月1日午後4時までとなります。保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌々月の給与から毎月控除します。
- 中途脱退:この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口のアルティウスリンクまでご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金:この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合】		
保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ(※))を被り、その直接の結果として就業障害となった場合 *MINIプランには業務外のみ補償特約がセットされていますので、業務外の病気またはケガにかぎりません。	被保険者が被る損失に対して、支払対象外期間を超える就業障害である期間1か月につき次の計算式によって算出した額をお支払いします。 お支払いする保険金の額(月額) = 保険金額 × 所得喪失率(※1) (※1) 所得喪失率 = (就業障害発生前の所得額 - 回復所得額) ÷ 就業障害発生前の所得額 (注1) 就業障害である期間1か月について最高保険金支払月額(50万円)を限度とします。 (注2) 保険金額(支払基礎所得額)が平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額を保険金の算出の基礎としてお支払いする保険金の額を算出します。 (注3) 保険金をお支払いする期間が1か月に満たない場合または保険金をお支払いする期間に1か月未満の端日数がある場合は、該当する月の日数で日割計算します。 (注4) 補償の対象となる期間は、次の計算式によって算出します。 保険金をお支払いする期間(※) = 就業障害である期間 - 支払対象外期間	次の事由に起因する身体障害(病気またはケガ)による就業障害に対しては、保険金をお支払いしません。 ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」をいいます。)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの ⑥自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 〈次ページへ続きます。〉

補償の内容【保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合】		
保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ(※))を被り、その直接の結果として就業障害となった場合 *MINIプランには業務外のみ補償特約がセットされていますので、業務外の病気またはケガにかぎりません。	〈前ページより続きます。〉 (※) 協定書に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間(60歳または65歳に達するまで)が始まり、その対象期間における就業障害である期間(日数)をいいます。 対象期間が60歳満了のご契約であっても、ご加入時に満55歳以上の方は、対象期間は支払対象外期間終了日の翌日から起算して3年間となります。対象期間が65歳満了のご契約については、ご加入時に満60歳以上の対象期間は、支払対象外期間終了日の翌日から起算して3年間となります。 (注5) 対象期間(60歳または65歳に達するまで)を経過した後の期間の就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 (注6) 原因または時が異なって被った身体障害により就業障害である期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。 (注7) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後の就業障害となった場合を除きます。 ①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が就業障害になった時のお支払条件により算出された保険金の額 (注8) 支払対象外期間を超える就業障害が終了した後、その就業障害の原因となった身体障害によって6か月以内に就業障害が再発した場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。ただし、就業障害が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と異なった就業障害とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。 (注) 支払対象外期間および対象期間については、協定書に特別の規定がある場合は、協定書の規定に従うこととします。 (注9) 精神障害補償特約による保険金のお支払いは、主契約の対象期間にかかわらず、支払対象外期間終了日の翌日から起算して3年を限度とします。 (注10) 被保険者の妊娠、出産、早産、流産によって生じた身体障害による就業障害についても保険金をお支払いします。ただし、支払対象外期間は、90日とします。	〈前ページより続きます。〉 ⑦精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害 ⑧発熱等の他覚的症候のない感染(以下はMINIプランのみ) ⑨業務上の事由または通勤により被った傷害によるもの ⑩業務上の疾病(政府労災で認定された場合にかぎりません。)によるもの など (注) 精神障害補償特約がセットされた場合 気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害をお支払いの対象となります(血管性認知症、知的障害、アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。)。また、お支払いは、対象期間にかかわらず、支払対象外期間終了日の翌日から起算して3年を限度とします。 (※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。 (※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

(注) 団体長期障害所得補償保険を複数ご契約(※)された場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断ください。  
(※) 他社のご契約を含みます。

その他ご注意くださいこと		
<b>〈ご継続の場合も必ずご確認ください〉</b>		
●保険金額の設定について 保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等からの給付額、高額療養費制度等の公的保険制度(※1)等も考慮のうえ設定してください。また、他の保険契約等(※2)にご加入の場合は、ご加入いただける金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。 (※1) 公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。 (※2) 「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、団体長期障害所得補償保険、所得補償保険、積立所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。	被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
●特定疾病等対象外について ・「特定疾病等対象外の条件」がセットされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として「特定疾病等対象外の条件」がセットされます。 (注) 「特定疾病等対象外の条件」がセットされたご契約は、該当する疾病群により、以下の特別な条件がセットされています。補償対象外とする疾病・症状が発病した場合については、保険金をお支払いできません。	国民健康保険(例:個人事業主)	85%以下
	健康保険(例:給与所得者)	70%以下
	共済組合(例:公務員)	70%以下

セットされる条件	補償対象外とする疾病・症状	補償対象外期間
特定疾病等対象外の条件	該当する疾病群に属するすべての疾病 (注) 例えばA群を補償対象外としてご加入いただいている場合、下表記載の疾病に関わらず、胃・腸の疾病はすべて補償対象外となります。	全保険期間(継続契約においても原則として同様です。)

〈補償対象外とする疾病・症状の例〉	
疾病群	補償対象外とする疾病・症状
A群 胃・腸の疾病	炎症性腸疾患(かいよう性大腸炎・クローン病)、胃・腸・十二指腸のかいよう、腹膜炎、胃・腸のポリープ、腸閉塞、大腸炎 など
B群 肝臓・胆のう・すい臓の疾病	肝硬変、慢性肝炎、肝肥大、すい炎、急性肝炎、肝のうよう、胆石、胆のう炎 など
C群 腎臓・泌尿器の疾病	慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎しゅよう、腎盂炎、急性腎炎、腎臓・膀胱・尿路の結石 など
D群 気管支・肺の疾病	結核、肺線維症、慢性閉塞性肺疾患、(COPD(慢性気管支炎、肺炎腫など))、肋膜炎、膿胸、ぜんそく、気管支拡張症、肺炎、肺壞疽、自然気胸 など
E群 脳血管・循環器関係の疾病	脳卒中(脳出血、脳こうそく(脳軟化)・くも膜下出血)、心臓弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈(心房細動など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。)、心雑音、動脈硬化症、動脈瘤、高血圧症、静脈瘤 など
F群 腰・脊髄の疾病	骨のしゅよう性疾患、腰痛症、変形性脊髄症、ギックリ腰、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症、後縦韧带骨化症 など
H群 眼の病気	白内障、緑内障、網膜炎、網膜症 など
I群 ご婦人の疾病	子宮筋腫、子宮内膜炎、卵巣のう腫、乳腺症(乳腺線維腺腫を含みます。)、不正出血 など

・ご継続手続き時に再告知いただくことで、継続後契約の保険始期から「特定疾病等対象外の条件」を削除できることがあります。ただし、再告知時点における告知内容によりお引受条件を決定するため、「特定疾病等対象外の条件」を削除できないこともあります。なお、保険期間の中途での削除はできません。  
・詳しい内容につきましては、アルティウスリンクまたは損保ジャパンまでお問い合わせください。

●被保険者が就業障害になった場合、被保険者には、所得の喪失の発生および拡大を防止するため業務復帰に努めていただきます。損保ジャパンは、被保険者が就業障害の状態になった場合は、ご契約者または被保険者と、被保険者の業務復帰援助のために協議することがあります。損保ジャパンは、その協議の結果として被保険者の業務復帰のために有益な費用をお支払いします。

## 長期給与補償制度 [団体長期障害所得補償保険]

用語のご説明	
用語	用語の定義
身体障害	傷害(傷害の原因となった事故を含みます。)および疾病をあわせて身体障害といたします。
傷害(ケガ)	急激かつ、偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
身体障害を被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ①傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。 ②疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。
就業障害	(支払対象外期間中の就業障害の定義) 身体障害により、被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できないこと。 (対象期間中の就業障害の定義) 身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%を超えていること。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合であっても就業障害とはいいません。
所得	業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
支払基礎所得額	保険金の算出の基礎となる所得の額をいい、被保険者の属する公的医療保険制度に応じて、平均月間所得額に対する一定割合内で設定していただきます。
平均月間所得額	就業障害が開始した日の属する月の直前12か月間の所得の平均月間額をいいます。ただし、就業障害が開始した日の属する月の直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取得している期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。
回復所得額	支払対象外期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。
支払対象外期間	就業障害が開始した日から起算して、継続して就業障害である協定書記載の期間(日数)をいい、この期間に関しては、保険金をお支払いしません。ただし、支払対象外期間中に一時的に復職し(通算14日以内)、その原因となった身体障害により再び就業障害となった場合には、復職期間は就業障害が継続していたものとみなし、復職日数を加算した日数を支払対象外期間として適用します。
対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算する協定書記載の期間をいい、損保ジャパンが保険金を支払う期間は、この期間をもって限度とします。

### ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

#### 1.クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

#### 2.ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、申込画面・告知画面の入力内容に間違いがないか十分にご確認ください。
- 申込画面・告知画面にご入力いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。  
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、申込画面・告知画面の入力事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。  
<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。  
**★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態**  
告知される方(被保険者)がご認識している病気・症状名が告知書にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。
- ★他の保険契約等(※)の加入状況**  
(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、団体長期障害所得補償保険、所得補償保険、積立所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。  
・口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。  
・告知事項について、事実を入力されなかった場合または事実と異なることを入力された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。  
・損保ジャパンまたはアルティウスリンクは告知受領権を有しています。

- ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。  
(※)保険金額の増額(特定疾病等対象外の削除を含みます。)等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。  
・「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。  
・この場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。  
・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合  
・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など

- 告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。
- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
- 継続加入の場合において、保険金額の増額(特定疾病等対象外の削除を含みます。)等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)より前に発病(※2)した疾病・発生した事故による傷害を原因とする就業障害(保険金の支払事由)に対しては、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)からその日を含めて1年を経過した後に就業障害(保険金の支払事由)が生じた場合は、その就業障害(保険金の支払事由)に対しては保険金をお支払いします。  
(※1)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。  
(※2)医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。  
(注)特別な条件付き(「特定疾病等対象外の条件」をセット)でご加入いただいている場合は、上記にかかわらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

### ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明) (続き)

#### 3.【ご加入後における留意事項(通知義務等)】

- 被保険者をご加入時に就いていたお仕事をやめられた場合は、ご契約者または被保険者には、遅滞なくアルティウスリンクまたは損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。
- 加入手続画面等の住所または通知先を変更された場合は、ご契約者または被保険者は、遅滞なくアルティウスリンクまたは損保ジャパンまでご通知ください。
- 直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、アルティウスリンクまたは損保ジャパンまでご通知ください。保険金額の設定の見直しについてご相談ください。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。  
<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>  
・被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分)にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、アルティウスリンクまたは損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。  
・他の身体障害(病気またはケガ)の影響等があった場合  
・他の保険契約等がある場合 など  
<重大事由による解除等>  
保険金を支払わせる目的で身体障害を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

#### 4.責任開始期

保険責任は保険期間初日の2026年6月1日午後4時に始まります。  
\*中途加入の場合は、毎月14日までの受付分は受付日の翌月1日(14日過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。

#### 5.事故がおきた場合の取扱い

- 就業障害が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたはアルティウスリンクまでご通知ください。就業障害期間が開始した日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	就業障害状況報告書、事故証明書 など
③	身体障害の内容、就業障害の状況および程度が確認できる書類	死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、入院通院申告書、診察券(写)、運転免許証(写)、所得を証明する書類、公的給付控除対象となる額を証明する書類、休業損害証明書 など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

- (注1)就業障害期間が1か月以上継続する場合は、お申し出によって、1か月以上の月単位により保険金の内払を行います。その場合、上記の書類のほか、就業障害が継続していることを証明する書類を提出してください。  
(注2)身体障害の内容ならびに就業障害の状況および程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。  
(注3)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。  
●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。  
●病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。  
●保険金をお支払いできない就業障害が発生した場合、お支払いの内容等により、継続加入をお断りすることや、継続加入の条件を制限することがあります。

#### 6.保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

#### 7.中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。ご加入後、被保険者が死亡された場合、または保険金をお支払いする就業障害の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができるいかなる業務にも従事しなくなった、もしくは従事できなくなった場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

#### 8.複数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

引受保険会社	引受割合
損害保険ジャパン株式会社(幹事)	55%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	45%

#### 9.保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

#### 10.個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧ください。  
申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

## 長期給与補償制度 [団体長期障害所得補償保険]

### 【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご入力いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、サイトに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

### 1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと

### 2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

- 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- サイトに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

#### 【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

- 団体長期障害所得補償保険における保険金額(支払基礎所得額)は、ご加入直前12か月の所得の平均月間額の所定の範囲内となっている等、「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

### 3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

### お問い合わせ先 (保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

- 取扱代理店 **アルティウスリンク株式会社**  
〒163-0707 東京都新宿区西新宿2-7-1 新宿第一生命ビルディング  
TEL:03-5326-6502 (受付時間:平日の午前9時から午後5時30分まで)
- 引受保険会社 **損害保険ジャパン株式会社 情報通信産業部 営業課**  
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1  
TEL:050-3808-2265 (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)
- 保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)  
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。  
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター  
[ナビダイヤル] 0570-022808 (通話料有料)  
受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)  
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)
- 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは下記事故サポートセンターまでご連絡ください。  
【事故サポートセンター】0120-727-110 (受付時間:24時間365日)
- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- 本サイトは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)
- ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者カードはWEB化となりました。GLTDWEBサイトへログインいただき、トップページ「ご加入内容の確認・変更」画面にてWEB加入者カードのご確認をお願いいたします。

SJ25-09286 (2025/11/04)

memo

## グループ保険 団体定期保険 取扱内容

### 意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

・死亡保障・高度障がい保障

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

#### チェック欄

- 保障内容はニーズに合致していますか。  
 ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

### 効力発生日

2026年6月1日

### 加入資格

- 以下の加入資格の他、専用webサイトまたは「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認ください。以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

《本人》KDDI株式会社および関連会社の役員・社員・短時間制社員・契約社員・常勤の嘱託・再雇用者の方で新規加入・増額は、年齢14歳6カ月超70歳6カ月以下(昭和30年12月2日生～平成23年12月1日生)の方。継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。

《配偶者》KDDI株式会社および関連会社の役員・社員・短時間制社員・契約社員・常勤の嘱託・再雇用者の配偶者の方で新規加入・増額は、年齢満18歳以上70歳6カ月以下(昭和30年12月2日生～平成20年6月1日生)の方。継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。

《子ども》KDDI株式会社および関連会社の役員・社員・短時間制社員・契約社員・常勤の嘱託・再雇用者の扶養する子ども(＊)で年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下(平成15年12月2日～令和5年12月1日生)の方。  
ただし、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。  
(＊)健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。

#### (ご注意)

- (1)ご加入後に病気になる方も、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- (2)本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。  
(同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)
- (3)配偶者・子どものみで加入することはできません。
- (4)配偶者・子どもは、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
- (5)保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。
- (6)本人が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。ただし、所定の条件のもとお手続きいただいた場合、次のとおり継続加入いただくことができます。

### 退職後のお取扱い

- 退職時に加入している当保険契約の効力発生日(毎年6月1日)現在の保険年齢が50歳以上で退職される方は、年齢75歳6カ月まで引続き「退職者グループ保険」に加入することができます。
- 配偶者は、本人が退職後も継続して加入する場合には、年齢75歳6カ月まで引続き「退職者グループ保険」に加入できます。
- 子どもは継続加入できません。本人の退職時に脱退となります。(専用webサイトでお手続きまたは「申込書兼告知書」を提出いただかなくても、本人退職時点で自動的に脱退となります。)
- 本人が退職後、本人・配偶者の新規加入・増額はできません。
- 退職者の保険金額は、本人は1,500万円・配偶者は300万円が上限となります。
- 「退職者グループ保険」の初回の保険料は、退職時に次期更新日の前月(5月)までの分を一括払込みいただけます。なお、支払期日(退職時)までに納入確認ができない場合は、翌月末日までを猶予期間とし、猶予期間中に保険料が払込まれなかった場合には、退職時点で「グループ保険」から脱退となります。
- 2年を超えて継続加入いただいた方は、所定の条件を満たす場合、退職時の保険金額の範囲内であれば診査なしで、所定の個人保険へ加入できます。加入を希望される方は、KDDIグループ共済会へお申し出ください。ただし、退職後1カ月以内に、加入手続きが必要となります。

### 保険期間

- 保険期間は効力発生日～2027年5月31日までです。以降は毎年6月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

### この保険契約から脱退いただく場合

- 本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 更新日時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。
- 配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。  
①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日  
②加入資格を失われた日  
③更新日に子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する保険料が払込まれた期間の末日です。  
(例えば、3月24日に脱退された場合、3月分保険料を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。)
- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

### 保険料

保険料は毎月の給与から控除します。(第1回目は2026年6月給与から)

### 配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。
- 脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

### 受取人

- 本人の死亡保険金受取人は、本人の配偶者・子ども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。
- 配偶者の死亡保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。
- 本人および配偶者の高度障がい保険金受取人は被保険者ご自身、子どもの死亡保険金・高度障がい保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。

### 税務上のお取扱い

<保険料>

- 主契約および子ども特約の実質保険料(保険料から配当金を控除した金額)は、一般生命保険料控除の対象です。

※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用されます。

生命保険料控除の詳細は、ニッセイのホームページをご参照ください。

(<https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojio/>)

※一般生命保険料控除の対象となる実質保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。

※当グループ保険以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当グループ保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。

<保険金>

- 死亡保険金

《本人》相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

《配偶者・子ども》本人(主たる被保険者)が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。

- 高度障がい保険金…被保険者が受取人の場合、非課税です。

<年金>

- 年金…(公的年金等以外の)雑所得として所得税および住民税の課税対象です。

課税対象額=(年金年額+年金開始後配当金)－必要経費※

※必要経費=年金年額× $\frac{\text{年金基金充当金}}{\text{年金お支払見込総額}}$

税務の取扱い等について、2025年8月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

### 保険金の年金受取り

保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金基金として設定し、年金として受取ることを選択いただくことができます。

※子どもを被保険者とする保険金は対象外です。

※年金基金として設定する保険金が少額の場合、保険金を年金として受取ることを選択いただくことができません。

年金の種類		年金の型	年金受取り	年金受取開始日	一括受取請求	年金受取人が死亡した場合
種類	受取期間					
確定年金	(1) 5年 (2) 10年 (3) 15年 (4) 20年 (5) 25年	定額型 ・ 逓増型 (年5%の単利)	以下のいずれかを選択 ①年1回受取り ②年2回受取り (6カ月ごと) ③年4回受取り (3カ月ごと)	以下のいずれかを選択 (2月1日) (5月1日) (8月1日) (11月1日)	年金受取人の請求によって年金受取りにかえて、一括受取りを請求できます。	残存受取期間の未払年金の現価を年金受取人の相続人にお支払いします。
保証期間付終身年金	終身 (保証期間15年)	同上	同上	同上	同上 (ただし、一括受取りの請求期間は保証期間までとなります。)	保証期間中に死亡された場合、残存保証期間に対応する未払年金現価を年金受取人の相続人にお支払いします。

【年金受取開始日後の配当金のお受取方法について】

・年金受取開始日後の配当金のお受取方法は以下のいずれかの方法の中から選択いただけます。

- 年金とともに受取る方法
- 年金の買増にあてる方法
- 利息をつけて積立てる方法

【年金基金設定日から年金受取開始日の前日まで(据置期間)の配当金のお支払方法について】

・所定の利率(＊)による利息をつけて積立て、年金受取開始日が到来したときに年金基金に繰入れ、年金額を増額します。

(＊)利率は引受保険会社各社で異なり、また、金融情勢等により変動することがあります。

- 年金受取人は、死亡保険金(高度障がい保険金)の受取人です。
- 第1回年金年額が30万円未満となる場合は、年金でのお受取りはできません。(一時金でのお受取りとなります。)
- 年金受取方法を年2回受取り、または年4回受取りとする場合、年金年額40万円以上での設定が必要となります。
- 保証期間付終身年金は、第1回年金受取り時の年金受取人の方が年齢39歳6カ月超の場合のみ選択可能です。

## グループ保険 団体定期保険 取扱内容

### 保険金のお支払事由

#### 【死亡保険金】

引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。

#### 【高度障がい保険金】

引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日（※1）以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表（※2）に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものとして取扱います。したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。

（※1）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

（※2）対象となる「高度障がい状態」とは

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

～高度障がい状態に関する補足説明～

1. 常に介護を要するもの  
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
2. 眼の障がい(視力障がい)  
(1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。  
(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。  
(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。
3. 言語またはそしゃくの障がい  
(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
  - ① 語音構成機能障がい、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
  - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
  - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能の場合  
(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
4. 上・下肢の障がい  
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

### 保険金をお支払いしない場合等(詳細)

#### 【主契約】

- 引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。
  - ・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入（※1）日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には保険金をお支払いします。
  - ・保険契約者・被保険者の故意。
  - ・保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。
  - ・戦争その他の変乱。（※2）

（※1）保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。

（※2）ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

#### 【高度障がい保険金】

● 高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入（※1）時以後に生じた場合にかぎりです。（原因となる傷病がご加入（※1）時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。）したがって、原因となる傷病がご加入（※1）時前に生じていた場合には、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、おからの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。

#### 【すべての保険金】

次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。

- 告知義務違反による解除の場合  
ご加入（※1）のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入（※1）部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。
- 詐欺による取消の場合  
保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
- 不法取得目的による無効の場合  
保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
- 保険契約が失効した場合  
保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。
- 重大事由による解除の場合  
次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。

（以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうち一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときにかぎり、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。）

- ① 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金受取人が、保険金（死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき。
- ② この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき。

③ 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき。

- (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
- (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- (エ) 反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
- (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

● 死亡保険金、高度障がい保険金のご請求は、支払事由発生の時から3年間をすぎますと、その権利がなくなります。

### 保障額と保険料 保険年齢71歳～75歳

以下の死亡保険金額（高度障がい保険金額）以外の月払保険料（概算）についてはKDDIグループ共済会へお問合せください。

（保険料の単位:円）

死亡保険金額 （高度障がい保険金額）		本人						本人・配偶者						
		9,000 万円	8,000 万円	7,000 万円	6,000 万円	5,000 万円	4,000 万円	3,000 万円	2,000 万円	1,000 万円	500 万円	200 万円	100 万円	
年齢群 団別 男女 別 月 払 保 険 料 概 算	保険年齢	性別												
	71歳 (S29.12.2生～ S30.12.1生)	男性	101,889	90,568	79,247	67,926	56,605	45,284	33,963	22,642	11,321	5,660	2,264	1,132
		女性	54,765	48,680	42,595	36,510	30,425	24,340	18,255	12,170	6,085	3,042	1,217	608
	72歳 (S28.12.2生～ S29.12.1生)	男性	111,717	99,304	86,891	74,478	62,065	49,652	37,239	24,826	12,413	6,206	2,482	1,241
		女性	59,931	53,272	46,613	39,954	33,295	26,636	19,977	13,318	6,659	3,329	1,331	665
	73歳 (S27.12.2生～ S28.12.1生)	男性	123,120	109,440	95,760	82,080	68,400	54,720	41,040	27,360	13,680	6,840	2,736	1,368
		女性	65,979	58,648	51,317	43,986	36,655	29,324	21,993	14,662	7,331	3,665	1,466	733
	74歳 (S26.12.2生～ S27.12.1生)	男性	136,350	121,200	106,050	90,900	75,750	60,600	45,450	30,300	15,150	7,575	3,030	1,515
		女性	72,657	64,584	56,511	48,438	40,365	32,292	24,219	16,146	8,073	4,036	1,614	807
	75歳 (S25.12.2生～ S26.12.1生)	男性	151,974	135,088	118,202	101,316	84,430	67,544	50,658	33,772	16,886	8,443	3,377	1,688
		女性	79,902	71,024	62,146	53,268	44,390	35,512	26,634	17,756	8,878	4,439	1,775	887

● 上記は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、更新日（今回は2026年6月1日）から適用します。

保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がる方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。

● 当グループ保険における年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。

※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。

（例：70歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は71歳となります。）

● 配偶者は、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。

### 制度運営および引受保険会社

当制度はKDDI株式会社が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結したことも特約付年金払特約付団体定期保険契約に基づいて運営します。この団体定期保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各ご加入者（被保険者）の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

〔引受保険会社〕	日本生命保険相互会社（事務幹事会社） 明治安田生命保険相互会社 朝日生命保険相互会社	第一生命保険株式会社 住友生命保険相互会社 SOMPOひまわり生命保険株式会社	アクサ生命保険株式会社 東京海上日動あんしん生命保険株式会社
----------	--	---	-----------------------------------

（2025年8月18日現在）

### 個人情報の取扱いに関するKDDI株式会社と引受保険会社からのお知らせ

- この保険契約は、KDDI株式会社（以下、「団体」といいます。）を保険契約者とし、団体および団体の子会社（以下、「子会社」といいます。）の所属員を加入対象者とする企業保険です。そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体および子会社は加入対象者の個人情報（氏名・性別・生年月日・健康状態等）を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社（共同引受会社を含みます。以下同じ。）へ提出します。団体および子会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報（個人番号を除く）を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
  - 引受保険会社は受領した個人情報（個人番号を除く）を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体、子会社および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。
  - また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体、子会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。
- (注) 保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。
- 個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

～死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて～

指定された死亡保険金受取人（以下、「受取人」といいます。）の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

日本－団－2025－707－11558－M(R7.10.22)

## 積立&年金プラン 拠出型企業年金保険 ニッセイみらいのカタチ(入院総合保険)※ 取扱内容

※2026年8月31日をもって取扱いを終了することとなります。

### 意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した商品です。在職中に保険料を払込みいただき、年金または一時金をお受取りになれます。  
・財産形成や老後の生活資金確保

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

#### チェック欄

- 給付内容はニーズに合致していますか。  
 ご自身が選択された保険料(加入口数)、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

### 加入(増額)日

- 加入(増額)日:2026年6月1日

### 加入資格

- Aコース(税適)・・・加入日現在正常に勤務されており、保険料払込期間満了日までの期間が10年以上あるKDDI株式会社および関連会社の社員・役員・短時間制社員・契約社員・常勤の嘱託の方。
- Bコース(一般)・・・加入日現在正常に勤務されており、保険料払込期間満了日までの期間が2年以上あるKDDI株式会社および関連会社の社員・役員・短時間制社員・契約社員・常勤の嘱託の方。

保険料払込期間中にご加入者(被保険者)が退職・転籍出向等で加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。

### 保険料

- ・月 払 1口あたり1,000円とし、最低2口以上最高200口まで加入できます。
  - ・半 年 払 1口あたり10,000円とし、最低1口以上最高100口まで加入できます。
  - ・一 時 払 1口あたり10,000円とし、最低1口以上最高1,000口まで加入できます。
  - ・退職時一時払 1口あたり10,000円とし、最低1口以上最高1,000口までします。
- ただし、確定年金を選択される場合、退職時一時払保険料の上限は、保険料払込期間満了時の積立金相当額とします。

- 保険料はご加入者(被保険者)負担です。
- 月払保険料は毎月の給与から控除します。(第1回目は2026年6月給与から)
- 半年払保険料は年2回の賞与から控除します。(第1回目は6月賞与から)
- 一時払保険料はご加入者(被保険者)から6月初旬にKDDIグループ共済会の口座へ振込みいただき(振込み手数料はご加入者(被保険者)負担となります。)、その後KDDIグループ共済会がまとめて保険会社へ振込みます。(お申込みの方には別途ご案内します。)
- 半年払・一時払・退職時一時払を活用される場合でも、月払のご加入が必要です。
- 保険料払込期間満了日 社員:満60歳に達した直後の3月末日(ただし、4月1日生まれは満60歳到達日の前日)、もしくは満60歳に達した日の属する月の末日とします。(ただし、1日生まれは満60歳到達日の前日)  
役員:満70歳に達した直後の3月末日(ただし、4月1日生まれは満70歳到達日の前日)、もしくは満70歳に達した日の属する月の末日とします。(ただし、1日生まれは満70歳到達日の前日)  
職種によって保険料払込期間満了日は異なります。詳しくは「団体保険制度のご案内」P36に記載の「団体お問合せ先」にご確認ください。

### 保険料の増額・減額

- 保険料の増額は保険料払込期間満了日までの期間が6カ月以上ある方にかぎりです。
- 別表①の事由に該当する場合にかぎり、保険料を減額することができます。  
保険料の減額のお申込みは募集期間中にかぎりです。ただし、月払2口・半年払1口を最低残すものとします。

<別表①> ①災害 ②疾病・障がい(親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。) ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む。) ⑤結婚(親族の結婚を含む。) ⑥債務の弁済 ⑦その他、ご加入者(被保険者)が保険料の拠出に支障のある場合

### 保険料の払込中断

- 上記別表①の事由に該当する場合にかぎり、保険料のお払込みを中断することができます。
- Aコース(税適)については、半年払保険料のお払込みを中断することができます。(中断期限なし)月払保険料はお払込みを中断することができません。
- Bコース(一般)については、「月払保険料+半年払保険料」(中断期限4年)または「半年払保険料」(中断期限なし)のお払込みを中断することができます。(月払のみご加入の場合も中断可能(中断期限4年)。)
- 保険料の払込中断期間中に死亡された場合、死亡加算はありません。  
また、半年払保険料のみの払込中断期間中に死亡された場合、半年払保険料部分の死亡加算はありません。

### 保険料積立金の一部受取り(減口)

- Bコース(一般)については、別表②の事由に該当する場合、保険料積立金の一部を受取ること(減口)ができます。  
なお、保険料積立金の一部受取りは最低20万円以上、1万円単位でお取扱いします。

<別表②> ①災害 ②疾病・障がい(親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。) ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む。) ⑤結婚(親族の結婚を含む。) ⑥債務の弁済

ただし、次の事由に該当する場合、保険料積立金の一部受取りは最低10万円以上、1万円単位でお取扱いします。

事由 ①入院(生計を同一にしている家族の入院を含む。) ②結婚(生計を同一にしている家族の結婚を含む。) ③葬儀(生計を同一にしている家族の葬儀にかぎる。) ④出産(生計を同一にしている家族の出産を含む。)

- 保険料の減額、保険料の払込中断を行っても保険料積立金を受取ることはできません。
- Aコース(税適)にご加入の方については、保険料積立金の一部受取り(減口)はお取扱いできません。  
(積立金のお受取りを希望される場合には、Aコース(税適)から脱退いただくことが必要となります。)

### 受取人

- 年金(年金にかえての一時金を含む)、保険料払込期間満了時一時金、および脱退一時金の受取人はご加入者(被保険者)本人とします。
- 遺族一時金(残存受取(保証)期間の年金を含む)の受取人はご遺族(※)とします。  
(※)遺族とは、労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の範囲および順位によるものとします。なお同順位の方が2名以上となる場合には、そのうち最年長者を代表者として選定し、その方にお支払いします。

### 配当金

- 年金受取開始後に配当金が生じた場合、年金の増額(増加年金)にあてられます。
- 保険料払込期間中に配当金が生じた場合、積立金の積増にあてられます。
- 毎年の配当金の水準は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては、配当金をお受取りにできない場合もあります。  
※年度途中で脱退等される場合、その年度の配当金はお受取りにできません。

### 給付内容

【保険料払込期間満了後の給付内容】

- 次の種類の年金からいずれか1つを選択いただき、ご加入者(被保険者)にお支払いします。
  - ※Aコース(税適)のご加入者(被保険者)は年金受取開始年齢が満60歳未満の場合、15年保証期間付終身年金のみ選択いただくことができます。
  - ※Bコース(一般)のご加入者(被保険者)は年金月額が1万円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。
    - 10年確定年金、15年確定年金、15年保証期間付終身年金
    - 《10年確定年金、15年確定年金》
      - ・年金受取期間中  
10年間または15年間、ご加入者(被保険者)に年金をお支払いします。  
ご加入者(被保険者)が年金受取期間中に死亡された場合には、ご遺族に残存受取期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。  
年金受取期間中の一時金受取りについては、残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。
      - 《15年保証期間付終身年金》
        - ・保証期間中  
15年間、ご加入者(被保険者)に年金をお支払いします。  
ご加入者(被保険者)が保証期間中に死亡された場合には、ご遺族に残存保証期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。  
保証期間中の一時金受取りについては、残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。(終身期間部分の一時金のお取扱いはできません。)  
15年の保証期間経過後にご加入者(被保険者)ご自身が生存されているときは、年金のお受取りが再開されます。
        - ・保証期間経過後  
保証期間経過後はご加入者(被保険者)が生存されているかぎり年金をお支払いします。(一時金のお取扱いはできません。)
- 保険料払込期間満了日 社員:満60歳に達した直後の3月末日(ただし、4月1日生まれは満60歳到達日の前日)、もしくは満60歳に達した日の属する月の末日。(ただし、1日生まれは満60歳到達日の前日)  
役員:満70歳に達した直後の3月末日(ただし、4月1日生まれは満70歳到達日の前日)、もしくは満70歳に達した日の属する月の末日。(ただし、1日生まれは満70歳到達日の前日)  
職種によって保険料払込期間満了日は異なります。詳しくは「団体保険制度のご案内」P36に記載の「団体お問合せ先」にご確認ください。

- ご加入者(被保険者)が55歳以上で退職した場合も、年金でお支払いすることができます。
  - \*Aコース(税適)では、保険料払込期間が10年以上あることが条件となります。10年未満の場合には、積立金全額を一時金でのお受取りとなります。
  - \*Bコース(一般)では、保険料払込期間が2年未満または年金月額が1万円未満の場合、一時金でのお受取りとなります。
- 年金の開始日は保険料払込期間満了日の属する月の翌月1日ですが、実際のお支払いは、年4回3月、6月、9月、12月の各1日にそれまでの3カ月分をまとめてお支払いします。
  - ※ただし、初回の支払時等は年金の開始日によっては、3カ月分に満たない場合があります。
- 定年到達されたご加入者(被保険者)が脱退され、年金受給権を取得し所定の手続きが完了後、「年金証書」・「年金受給のしおり」を受取人にお送りします。
- 年金の繰延  
ご希望により、1年単位で最長10年まで、退職時積立金を据置き、年金の受取開始を繰延べることができます。ただし、繰延期間中は、保険料のお払込みや保険料積立金の一部受取り(減口)はお取扱いできません。  
また、Aコース(税適)・Bコース(一般)の両コースに加入しているご加入者(被保険者)について、年金の受取開始を繰延される場合、繰延の開始日および満了日は両コース同一となります。
- 年金でのお受取りにかえて保険料払込期間満了時積立金を一時金で受取ることもできます。また、Bコース(一般)のご加入者(被保険者)は次の個人保険を選択いただくこともできます。(ただし、保険料払込期間満了時の金融経済情勢、ご加入者(被保険者)の健康状態、すでに契約いただいている商品の状況等によっては契約いただくことができない場合があります。)  
ニッセイみらいのカタチ(入院総合保険) ※2026年8月31日をもって取扱いを終了することとなります。

【保険料払込期間中の給付内容】

- ご加入者(被保険者)が脱退されたとき  
脱退時点の積立金額を脱退一時金としてご加入者(被保険者)にお支払いします。
- ご加入者(被保険者)が死亡されたとき  
死亡時点の積立金額に月払保険料の1倍、半年払保険料の1倍に相当する金額を加算(死亡加算)した金額を遺族一時金としてご遺族にお支払いします。  
新規加入や増額される場合、死亡加算は6月1日から適用されます。

## 積立&年金プラン 拠出型企業年金保険 ニッセイみらいのカタチ(入院総合保険)※ 取扱内容

保険料払込期間満了後のお取扱い(Bコース(一般)のみ)

医療保障コースをご選択の場合 <ニッセイみらいのカタチ(入院総合保険)> ※日本生命保険相互会社の個人保険です。

※2026年8月31日をもって取扱いを終了することとなります。

- ニッセイみらいのカタチ(入院総合保険)は、拠出型企業年金保険のご加入者をご契約者および被保険者とし、日本生命保険相互会社を引受保険会社とする個人保険です。したがって、ご契約後のお手続等は、KDDI株式会社を経由せず日本生命保険相互会社が直接取扱います。
- 70歳までの傷害や疾病等による所定の入院や外来手術等に対する医療保障を確保できます。
- 在職中に拠出型企業年金保険により積立てた額から保険期間満了までの保険料をまとめて前納いただくため、ご加入後は保険料のお払込みの必要はありません。
- ご契約にあたっては、拠出型企業年金保険に退職日直前まで2年以上継続して加入いただく必要があります。また、健康状態等について告知が必要です。
- 拠出型企業年金保険の保険料払込期間満了時の金融経済情勢、ご加入者(被保険者)の健康状態、すでに契約いただいている商品の状況等によっては契約いただくことができない場合があります。

### 【お支払事由の概要】

給付金のお支払いにあたっては、原因となる傷害や疾病等が責任開始時以後に生じることが必要です。

お支払事由の概要	お支払いする給付金・金額	お支払限度
所定の入院で入院日数が1日、30日、60日、90日の各日数に達したとき	入院給付金 15万円	通算：100回
入院を伴わない所定の手術を受けられたとき	外来手術給付金 1.5万円	通算：30回
所定の先進医療による療養を受けられたとき	先進医療給付金 先進医療にかかる技術料と同額	通算：2,000万円
先進医療給付金が支払われるとき	先進医療サポート給付金 20万円 (先進医療にかかる技術料と同額が上限)	通算：なし (一連の先進医療による療養について1回)

※一部お支払いの対象外となる手術があります。

- 当パンフレットに記載のお支払事由等は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項につきましては「ニッセイみらいのカタチ 注意喚起情報+ご契約のしおり一定款・約款」「契約概要」に記載されております。
- ニッセイみらいのカタチ(入院総合保険)のお申込みにあたっては「ニッセイみらいのカタチ 注意喚起情報+ご契約のしおり一定款・約款」「契約概要」を必ずご確認ください。

### 税務上のお取扱い

〔拠出型企業年金保険〕

<保険料>

- Aコース(税適)のご加入者(被保険者)が負担された保険料は、個人年金保険料控除の対象です。
  - Bコース(一般)のご加入者(被保険者)が負担された保険料は、個人年金保険料控除の対象ではありませんが、一般生命保険料控除の対象です。
- ※当積立&年金プラン以外に個人年金保険料控除または一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した年間保険料に基づき計算されます。当積立&年金プランのみの年間保険料に基づき計算されるわけではありません。
- ※2011年12月31日までに締結した保険契約等(旧契約)と2012年1月1日以降新たに締結した保険契約等(新契約)では、生命保険料控除の適用が異なります。当積立&年金プランは旧契約にあたり、個人年金保険料控除または一般生命保険料控除の対象となる新契約にご加入の場合、以下①～③のうち、控除額が最大となる方法をそれぞれ選択することができます。
- ①旧契約のみで控除額を計算
  - ②新契約のみで控除額を計算
  - ③旧契約と新契約を合算のうえ、控除額を計算(ただし、②の場合と同じ控除限度額が適用されます。)

<年金一時金>

以下の年金については、本人が受取人の場合のお取扱いです。

- 年金…(公的年金等以外の)雑所得として所得税および住民税の課税対象です。
- $$\text{課税対象額} = (\text{基本年金年額} + \text{増加年金年額}) - (\text{基本年金年額} \times \frac{\text{払込保険料累計額}}{\text{基本年金受取総額(見込額)}})$$
- 脱退一時金・保険料払込期間満了時一時金…一時所得として所得税および住民税の課税対象です。
- $$\text{課税対象額} = (\text{一時金額} - \text{払込保険料累計額} - 50\text{万円}) \times \frac{1}{2}$$
- \*同年中にその他の一時所得がある場合は、一時所得の合計額から特別控除額(50万円)が控除されます。
- 遺族一時金…相続税の課税対象です。
- 法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の受取一時金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

〔ニッセイみらいのカタチ(入院総合保険)〕(Bコース(一般)のみ)

<保険料>

- 前納保険料は、介護医療保険料控除の対象です。(ニッセイみらいのカタチ(入院総合保険)の前納保険料に充当される拠出型企業年金保険の積立金は、一時所得として所得税および住民税の課税対象です。)

<給付金>

- 入院給付金・外来手術給付金・先進医療給付金・先進医療サポート給付金…本人が受取人の場合、非課税です。
- \*本人が死亡された場合は、相続財産として相続税の課税対象となります。

税務の取扱い等について、2025年8月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

### 制度運営および引受保険会社

当制度はKDDI株式会社が生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約・ニッセイみらいのカタチ(入院総合保険)に関する事務取扱協定に基づいて運営します。

この拠出型企業年金保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。なお、引受保険会社各社の配当実績等により、年金一時金支払いの引受割合が異なる場合があります。

〔引受保険会社〕 日本生命保険相互会社(事務幹事会社) 明治安田生命保険相互会社  
第一生命保険株式会社 住友生命保険相互会社 (2025年8月18日現在)

### 個人情報の取扱いに関するKDDI株式会社と引受保険会社からのお知らせ

- この保険契約は、KDDI株式会社(以下、「団体」といいます。)を保険契約者とし、団体および団体の子会社(以下、「子会社」といいます。)の所属員を加入対象者とする企業保険です。そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体および子会社は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社(共同引受会社を含みます。以下同じ。)へ提出します。
  - 団体および子会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報(個人番号を除く)を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
  - 引受保険会社は受領した個人情報(個人番号を除く)を各種保険の引受け・継続・維持管理、年金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体、子会社および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。
  - また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体、子会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。
- なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。
- (注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。
- 個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

日本-企-2025-707-11559-M(R7.10.22)

## 総合医療保険 総合医療保険(団体型) 取扱内容

### 意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。  
ケガや病気等による入院・手術等の保障

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

#### チェック欄

- 保障内容はニーズに合致していますか。  
 ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

#### 効力発生日

2026年6月1日

#### 加入資格

- 以下の加入資格の他、専用webサイトまたは「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認ください。  
以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

《本人》公的医療保険制度に加入しているKDDI株式会社および関連会社の役員・社員・短時間制社員・契約社員・常勤の嘱託・再雇用者の方で年齢14歳6カ月超69歳6カ月以下(昭和31年12月2日生～平成23年12月1日生)の方。

《配偶者》KDDI株式会社および関連会社の役員・社員・短時間制社員・契約社員・常勤の嘱託・再雇用者の方と同一戸籍の配偶者の方で年齢満18歳以上69歳6カ月以下(昭和31年12月2日生～平成20年6月1日生)の方。

《子ども》KDDI株式会社および関連会社の役員・社員・短時間制社員・契約社員・常勤の嘱託・再雇用者の方の扶養する同一戸籍の子どもで年齢0歳以上22歳6カ月以下(平成15年12月2日生～)の方。  
ただし、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。  
(扶養する同一戸籍の子どもとは、本人が加入している公的医療保険制度における被扶養者で、かつ本人と同一戸籍に記載されている方です。)

(ご注意)

- (1)ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- (2)本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。  
(同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)
- (3)配偶者・子どものみで加入することはできません。
- (4)配偶者は本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
- (5)保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。
- (6)退職される場合も継続加入いただくことができますが、次期更新日の前日までとなります。
- (7)本人が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。

#### 退職後のお取扱い

- 退職時に当総合医療保険に加入されていた方は、専用webサイトでお手続きまたは「申込書兼告知書」のご提出がない場合でも、更新日前日付で自動脱退となります。

#### 保険期間

- 保険期間は効力発生日～2027年5月31日までです。以降は毎年6月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

#### この保険契約から脱退いただく場合

- 本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 更新日時時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。
- 配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者・子どもは次の①または②に定める日にこの保険契約から脱退となります。
  - ①本人の脱退日・死亡日
  - ②更新日に配偶者・子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する保険料が払込まれた期間の末日です。  
(例えば、3月24日に脱退された場合、3月分保険料を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。)
- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

#### 保険料

保険料は毎月の給与から控除します。(第1回目は2026年6月給与から)

#### 配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。
- 脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

#### 受取人

- 本人(主たる被保険者)・配偶者・子どもの入院給付金・手術給付金・放射線治療給付金の受取人は本人(主たる被保険者)です。

#### 税務上のお取扱い

[保険料]

- この保険契約には新生命保険料控除制度が適用され、実質保険料(保険料から配当金を控除した金額)は、介護医療保険料控除の対象です。  
※生命保険料控除の詳細は、ニッセイのホームページをご参照ください。  
(<https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokajo/>)  
※介護医療保険料控除の対象となる実質保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。  
※当総合医療保険以外に介護医療保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当総合医療保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。

[給付金]

- 入院給付金・手術給付金・放射線治療給付金は、主たる被保険者が受取人の場合、非課税です。

税務の取扱い等について、2025年8月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

#### 給付金のお支払事由

[入院給付金]

- お支払いは、被保険者が保険期間中に次の①または②に定める入院をされた場合にかざります。
  - ①加入日(\*)以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、1泊2日以上継続して入院をされた場合  
※お支払いの対象となる入院は、治療を目的として医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設に入院をされた場合にかざります。
  - ②骨髄幹細胞の採取術を直接の目的として、1泊2日以上継続して入院をされた場合  
※総合医療保険(団体型)への加入日(\*)からその日を含めて1年経過後の入院にかざりものとし、その入院中に骨髄幹細胞の採取術を受けられることを要します。ただし、医療保障保険(団体型)から総合医療保険(団体型)への継続加入者については、当該継続加入日からその日を含めて1年以内の骨髄幹細胞の採取術のための入院であってもお支払対象となります。(この場合、継続加入時における医療保障保険(団体型)または総合医療保険(団体型)の入院給付金日額のいずれか低い金額が限度となります。)  
※お支払いの対象となる入院は、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設に入院をされた場合にかざります。(\*)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。以下、「加入日(\*)」については同じ内容を表しています。

- お支払いは、1回の入院について124日、通算して1,095日を限度とします。  
※お支払限度については、更新前後のお支払日数を通算します。
- 複数回の入院をされた場合、以下のようにお取扱いいたします。  
入院給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上された場合、それぞれの入院の原因にかかわらず、それらの入院を1回の入院とみなし、お支払日数の限度を適用します。ただし、入院給付金をお支払いすることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。

[手術給付金(20倍)]

- お支払いは、被保険者が保険期間中、かつ1泊2日以上継続した入院中に次の①または②に定める手術を受けられた場合にかざります。
  - ①加入日(\*)以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、所定の手術を受けられた場合  
※お支払いの対象となる手術は、治療を目的とし、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術にかざります。
  - ②骨髄幹細胞の採取術を受けられた場合  
※総合医療保険(団体型)への加入日(\*)からその日を含めて1年経過後に受けられた骨髄幹細胞の採取術であることを要します。ただし、医療保障保険(団体型)から総合医療保険(団体型)への継続加入者については、当該継続加入日からその日を含めて1年以内に受けられた骨髄幹細胞の採取術であってもお支払対象となります。(この場合、継続加入時における医療保障保険(団体型)または総合医療保険(団体型)の入院給付金日額のいずれか低い金額が限度となります。)  
※お支払いの対象となる手術は、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術にかざります。
- 同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。

[手術給付金(5倍)]

- お支払いは、被保険者が保険期間中、かつ外来または日帰り入院中に、次の①または②に定める手術を受けられた場合にかざります。
  - ①加入日(\*)以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、所定の手術を受けられた場合  
※お支払いの対象となる手術は、治療を目的とし、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術にかざります。
  - ②骨髄幹細胞の採取術を受けられた場合  
※総合医療保険(団体型)への加入日(\*)からその日を含めて1年経過後に受けられた骨髄幹細胞の採取術であることを要します。ただし、医療保障保険(団体型)から総合医療保険(団体型)への継続加入者については、当該継続加入日からその日を含めて1年以内に受けられた骨髄幹細胞の採取術であってもお支払対象となります。(この場合、継続加入時における医療保障保険(団体型)または総合医療保険(団体型)の入院給付金日額のいずれか低い金額が限度となります。)  
※お支払いの対象となる手術は、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術にかざります。
- 同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。この場合、手術給付金(20倍)が支払われるときは、手術給付金(5倍)のお支払いはいたしません。
- お支払いは、通算30回を限度とします。  
※お支払限度については、更新前後のお支払回数を通算します。

給付金のお支払事由(続き)

[放射線治療給付金]

- お支払いは、加入日(\*)以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に所定の施術を受けられた場合にかぎります。
- お支払いの対象となる施術は、治療を目的とし、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における施術にかぎります。
- すでに放射線治療給付金のお支払事由に該当している場合、放射線治療給付金をお支払いすることとなった最後の施術日からその日を含めて60日経過後に受けられた施術がお支払いの対象となります。

(ご注意)

給付金をお支払いできないことがあります。お支払いに関する詳細は「ご加入のみなさまへ」をご覧ください。

制度運営および引受保険会社

当制度はKDDI株式会社が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結した家族特約付総合医療保険(団体型)契約に基づいて運営します。

(引受保険会社) 日本生命保険相互会社

個人情報の取扱いに関するKDDI株式会社と引受保険会社からのお知らせ

- この保険契約は、KDDI株式会社(以下、「団体」といいます。)を保険契約者とし、団体および団体の子会社(以下、「子会社」といいます。)の所属員を加入対象とする企業保険です。そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体および子会社は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社へ提出します。団体および子会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
- 引受保険会社は受領した個人情報を各種保険の引受け・継続・維持管理、給付金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体、子会社等へその目的の範囲内で提供します。
- また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体、子会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

日本-医-2025-707-11560-M(R7.10.22)

総合医療保険(団体型)ご加入のみなさまへ (お申込みの前に必ずお読みください。)

I. 「医療保障保険契約内容登録制度」について

あなたのご契約内容が登録されます。なお、以下の記載における医療保障保険(団体型)には、新医療保障保険(団体型)、およびこの保険契約[総合医療保険(団体型)]を含むものとします。

当社[日本生命保険相互会社]は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険(団体型・個人型)契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とさせていただきます。また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。

なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険(団体型・個人型)契約の消滅時までとします。

各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続きに従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細について、当社にお問合せいただくことができます。

【登録事項】

- ①被保険者の氏名、生年月日および性別
- ②保険契約の種類(医療保障保険(団体型・個人型))
- ③治療給付率
- ④入院給付金日額
- ⑤保険契約の種類が医療保障保険(団体型)の場合、ご契約者名
- ⑥保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、ご契約者の住所(市・区・郡までとします。)
- ⑦契約日

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(https://www.seiho.or.jp/)の「加盟会社」をご参照ください。

II. 給付金のお支払いについて

1. 入院給付金・手術給付金・放射線治療給付金について

保険期間中、被保険者が次の支払事由に該当された場合に、入院給付金、手術給付金(20倍)、手術給付金(5倍)、放射線治療給付金をお支払いします。

また、入院給付金、手術給付金(20倍)、手術給付金(5倍)、放射線治療給付金の受取人は本人(主たる被保険者)となります。

給付の名称	支払事由	支払額	支払限度(*1)
入院給付金	ケガや病气、または骨髄幹細胞の採取術により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額×入院日数	・1回の入院についての限度日数は加入動奨パンフレット等にてご確認ください ・通算1,095日
手術給付金(20倍)	1泊2日以上継続した入院中に手術(*2)(*3)を受けたとき	入院給付金日額×20	お支払限度はございません
手術給付金(5倍)	外来または日帰り入院中に手術(*2)(*3)を受けたとき	入院給付金日額×5	通算して30回を限度 ただし、手術給付金(20倍)が支払われる場合は除きます
放射線治療給付金	放射線治療(*2)を受けたとき	入院給付金日額×10	お支払限度はございません ただし、60日の間に1回のお支払いとなります

- \*1 給付限度については、更新前後のお支払日数(回数)を通算します。
- \*2 公的医療保険制度(別表1)(以下「公的医療保険制度」といいます。)の対象となるものまたは先進医療(別表6)(以下「先進医療」といいます。)に該当するものに限りです。
- \*3 骨髄幹細胞の採取術を含みます。

2. お支払いの対象となる入院について

被保険者が、保険期間中に次の(1)または(2)に定める入院をされたときに、給付金をお支払いします。

- (1)次のすべての条件を満たす入院をしたとき
- ①その被保険者についての加入(増額)日以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病(別表2に記載する異常分娩を含みます。)を直接の原因とする入院であること
  - (注)被保険者がこの保険契約の更新後に、その被保険者についての加入(増額)日前に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての加入(増額)日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。
  - ②傷害または疾病の治療を目的とする入院であること
  - 医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)または歯科医師による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ、自宅等(病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療または通院による治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または診療所に入り、常に医師または歯科医師の管理下において治療に専念することをいいます。
  - (注)美容上の処置による入院、治療を主たる目的としない診断のための検査による入院、介護を主たる目的とする入院等は、「治療を目的とする入院」に該当しません。
  - ③1泊2日以上継続した入院であること
  - ④別表3に定める病院または診療所における入院であること

- (2)次のすべての条件を満たす入院をしたとき
- ①骨髄幹細胞の採取術を直接の目的とする入院であること(ただし、その被保険者についての加入(増額)日からその日を含めて1年を経過した日以後の入院に限るものとし、その入院中に骨髄幹細胞の採取術を受けることを要します。)
  - ②1泊2日以上継続した入院であること
  - ③別表3に定める病院または診療所における入院であること

3. 入院給付金の支払に関するその他の事項

- (1)2回以上入院をされた場合  
それぞれの入院の原因の如何を問わず、1回の入院とみなします。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。
- (2)入院中に入院給付金日額の減額があった場合  
入院中に入院給付金日額の減額があった場合には、入院給付金の支払額は入院中の各日現在の入院給付金日額に基づいて計算します。
- (3)入院中に保険期間が満了した場合  
入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。この場合の入院給付金日額は、保険期間の満了した日のそれと同額とします。

4. お支払いの対象となる手術について

被保険者が保険期間中に次の(1)または(2)に定める手術を受けたときに、手術給付金をお支払いします。

- (1)次のすべての条件を満たす手術をしたとき
- ①その被保険者についての加入(増額)日以後に生じた不慮の事故または発病した疾病(異常分娩(別表2)を含みます。)を直接の原因とした手術であること
  - (注)被保険者がその被保険者の加入(増額)日前に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として手術を受けた場合でも、その被保険者の加入(増額)日からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けたときは、その手術は加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。
  - ②治療を直接の目的とした、病院または診療所における手術であること
  - 病院または診療所とは、別表3に該当するものをいいます。
  - (注)美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査(生検、腹腔鏡検査等)のための手術等は、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。また、移植については、被保険者が受容者となる手術に限るものとします。
  - ③次の(a)(b)いずれかの手術であること
  - (a)公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表(別表4)(以下「医科診療報酬点数表」といいます。)によって手術料の算定対象として列挙されている手術(公的医療保険制度に基づく歯科診療報酬点数表(別表5)(以下「歯科診療報酬点数表」といいます。))によって手術料の算定対象として列挙されている手術については、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている手術以外は含まれません。)。ただし、次に定めるものを除きます。

- (i) 創傷処理
  - (ii) 皮膚切開術
  - (iii) デブリードマン
  - (iv) 骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
  - (v) 外耳道異物除去術
  - (vi) 鼻内異物摘出術
  - (vii) 抜歯手術
- (b) 先進医療に該当する診療行為のうち、器具を用い、生体に切断、摘除、修復等の操作を加える手術。ただし、次に定めるものを除きます。
- (i) 歯、義歯または歯肉の処置に伴う手術
  - (ii) (a)において、支払事由に該当する手術から除いているもの
- なお、検査、診断、計画、測定、試験、解析、検出、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為は含まれません。

- (2) 次の①に定める骨髄移植術または②に定める骨髄幹細胞の採取術のいずれかを受けたとき
- ① (1)の①および②を満たす、医科診療報酬点数表によって輸血料の算定対象として列挙されている骨髄移植術であること
  - ② 別表3に定める病院または診療所における、その被保険者についての加入(増額)日からその日を含めて1年を経過した日以後に受けた骨髄幹細胞の採取術であること

### 5. 手術給付金の支払に関するその他の事項

- (1) 同一の日に複数回手術を受けた場合(1つの手術を2日以上にわたって受けた場合には、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。)
- お支払いの対象となる1つの手術についてのみ、手術給付金(20倍)または手術給付金(5倍)をお支払いします。
- この場合、手術給付金(20倍)と手術給付金(5倍)のお支払対象となる手術を同一の日に受けたときには、手術給付金(20倍)をお支払いします。
- (2) 一連の手術を受けた場合
- お支払いの対象となる同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、その手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に該当するときは、それらの手術のうち給付金額の高いいずれか1つの手術についてのみ手術給付金(20倍)または手術給付金(5倍)をお支払いします。
- (3) 入院中に保険期間が満了した場合
- 保険期間中の入院とみなされる場合でも、保険期間満了後の手術については、お支払いの対象とはなりません。

### 6. お支払いの対象となる放射線治療について

- 被保険者が保険期間中に次のすべての条件を満たす放射線治療を受けたときに、放射線治療給付金をお支払いします。
- (1) その被保険者についての加入(増額)日以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とする放射線治療であること
  - (注) 被保険者がその被保険者の加入(増額)日前に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として放射線治療を受けた場合でも、その被保険者の加入(増額)日からその日を含めて2年を経過した後放射線治療を受けたときは、その放射線治療は加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。
  - (2) 治療を直接の目的とした、病院または診療所における放射線治療であること
  - 病院または診療所とは、別表3に該当するものをいいます。
  - (3) 次のいずれかの放射線治療であること
    - ① 医科診療報酬点数表によって放射線治療料の算定対象として列挙されている施術(歯科診療報酬点数表によって放射線治療料の算定対象として列挙されている施術については、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている施術以外は含まれません。)
    - ② 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術
  - (4) すでに放射線治療給付金の支払事由に該当している場合
  - 放射線治療給付金が支払われることとなった最後の施術日からその日を含めて60日経過後に受けた施術であること

### 7. 放射線治療給付金の支払に関するその他の事項

- 入院中に保険期間が満了した場合
- 保険期間中の入院とみなされる場合でも、保険期間満了後の放射線治療については、お支払いの対象とはなりません。

## Ⅲ. 給付金をお支払いできない場合等について

- 次のような場合には、給付金のお支払いはできません。
    - 被保険者が次のいずれかにより支払事由に該当されたとき
      - ・保険契約者もしくはその被保険者の故意または重大な過失によるとき(注1)
      - ・その被保険者の犯罪行為によるとき
      - ・その被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故によるとき
      - ・その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
      - ・その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき
      - ・その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
      - ・その被保険者の薬物依存によるとき(注2)
      - ・頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。)
    - 注1) 家族特約に加入されている配偶者・子どもが、その主契約の被保険者(給付金受取人)の故意または重大な過失により支払事由に該当された場合にも、給付金のお支払いはできません。
    - 注2) 「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。
  - 入院または手術の原因となる疾病や不慮の事故が加入(増額)日前に生じている場合
    - ※ただし、加入(増額)日からその日を含めて2年を経過した後入院を開始し、または手術を受けたときは、その入院または手術は加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。
  - 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、引受保険会社が告知を求めた事項について、告知の際に事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたため、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
  - 保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消されたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)
  - 保険契約者または被保険者が給付金を不法に取得する目的もしくは他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、この保険契約の締結・被保険者の加入等を行ったために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が無効とされたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)
  - 保険契約者から保険料の払込みがなくこの保険契約が失効したとき
  - 次のような事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき(この場合、その事由が生じたとき以降に発生した給付金の支払事由については、給付金をお支払いしません。)
  - ① 保険契約者、被保険者または給付金受取人が、給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき
  - ② この保険契約の給付金の請求に関し、給付金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき
  - ③ 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき
    - (ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。))に該当すると認められること
    - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - (エ) 反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
    - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - ④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき
  - 支払事由に該当された際に、脱退等により被保険者でなくなっているとき
- 次のような場合、給付金を削減してお支払いするかまたは給付金をお支払しないことがあります。
    - 以下のいずれかによって支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすとき
    - ・地震、噴火または津波によるとき
    - ・戦争その他の変乱によるとき

## Ⅳ. 給付金のご請求について

- 給付金の支払事由が生じたときは、すみやかに保険契約者へご連絡ください。
- 請求書類は、保険契約者である団体に用意してあります。保険契約者を經由して当社へご提出ください。
- 請求書類は、次のとおりです。
  - ・当社所定の『給付金請求書』
  - ・国内の病院または診療所の場合
    - － 当社所定の様式による『入院・手術・3大疾病診断書(証明書)』または所定の要件を満たした診断書

ただし、入院給付金または手術給付金を請求する場合は、以下の条件に該当する場合、『入院・手術・3大疾病診断書(証明書)』に代わり、『治療内容報告書』と『領収書のコピー』をあわせてご提出いただくことでご請求いただけます。

- 入院給付金をご請求いただく場合
  - ・入院日数が**30日以下**、または給付金額が**10万円以下**であること。
  - ・すでに**退院している**こと。
  - ・病気による入院の場合、**ご加入(増額)から2年経過後の入院**であること。
- 手術給付金をご請求いただく場合
  - ・受けられた手術が**1回のみ**であること。
  - ・病気による手術の場合、**ご加入(増額)から2年経過後の手術**であること。

**<以下の場合は当社所定の『入院・手術・3大疾病診断書(証明書)』のご提出が必要です。>**

- ・先進医療または放射線治療を受けられた場合。
- ・労災保険や自賠責保険等の対象となり領収証に手術料の記載がない(健康保険の対象外)が、医科診療報酬点数表で手術料の算定対象として列挙されている手術を受けられた場合。
- ※なお、ご提出いただいた『治療内容報告書』にて、お支払可否が判断できない場合は、当社所定の『入院・手術・3大疾病診断書(証明書)』をご提出いただく場合があります。

- ・不慮の事故を原因とする場合
  - － 事故状況報告書
  - － 交通事故による場合、自動車安全センター発行の交通事故証明書(ただし、入院給付金のみのご請求で、入院日数20日未満かつ退院後の請求の場合は省略可)

- ・海外の病院または診療所の場合
  - － **入院もしくは手術、放射線治療を受けられたとき、海外の医療施設が証明する診断書** ※**診断書の和訳文も添付願います。**
  - － **不慮の事故を原因とする場合には、不慮の事故であることを証明する書類**

<ご注意>

- 給付金の請求は、支払事由発生時から3年間をすぎますと、その権利がなくなります。
- ご請求があった場合で、当社が必要と認めたときには事実の確認を行い、また給付金の請求について当社の指定する医師に診断を行わせることがあります。

## Ⅴ. 法令等の改正に伴う変更について

この保険契約の支払事由、保険料その他この保険契約の内容(以下「支払事由等」といいます。))にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの保険契約の支払事由等に影響を及ぼすと引受保険会社が認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約の支払事由等を変更することがあります。

## Ⅵ. 当社からのお願い

被保険者の改姓・ご家族の異動などの場合には、すみやかに保険契約者を經由して当社へお知らせください。

## Ⅶ. 個人情報の取扱いについて

この保険契約の運営にあたっては、保険契約者(以下、団体といいます。))および団体所属の事業所等(加盟企業・子会社等を含みます。以下同じ。)は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体が保険契約を締結した引受保険会社へ提出します。団体・事業所等は、この保険契約の運営において入手する個人情報を、この保険契約の事務手続きのため使用します。引受保険会社は受領した個人情報を各種保険の引受け・継続・維持管理、給付金等の支払い、その他保険に関連・付随する業務のため利用し、また、団体・事業所等へその目的の範囲内で提供します。また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体・事業所等および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。なお、引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されず、なお、団体等がこの保険契約の事務を委託する場合には、当該事務の委託会社も団体等と同様に個人情報を取扱います。(注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

### 別表1 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- 健康保険法
- 国民健康保険法
- 国家公務員共済組合法
- 地方公務員等共済組合法
- 私立学校教職員共済法
- 船員保険法
- 高齢者の医療の確保に関する法律

### 別表2 対象となる異常分娩

対象となる異常分娩とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものに伴う分娩とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
妊娠、分娩および産じょく構>における浮腫、たんぱく<蛋白>尿および高血圧性障がい	O10～O16
主として妊娠に関連するその他の母体障がい	O20～O29
胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	O30～O48
分娩の合併症	O60～O75
分娩(単胎自然分娩(O80)を除きます。)	O81～O84
主として産じょく構>に関連する合併症	O85～O92
その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94～O99

### 別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

(1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所(患者を入院させるための施設と同等の施設を有する柔道整復師法に定める施術所において、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受ける場合には、その施術所を含みます。)。ただし、手術給付金および放射線治療給付金については、患者を入院させるための施設を有しないものを含みます。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。

(2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

### 別表4 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

### 別表5 歯科診療報酬点数表

「歯科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

### 別表6 対象となる先進医療

「先進医療」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」の規定に基づき、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。)をいいます。

### 備考

1. 骨髄幹細胞の採取術

「骨髄幹細胞の採取術」とは、組織の機能に障がいがある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄からの骨髄幹細胞の採取術をいい、末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞の採取術を含みます。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

2. 骨髄移植術

「骨髄移植術」とは、組織の機能に障がいがある者に対し組織の機能の回復または付与を目的として骨髄幹細胞を輸注することをいい、末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植についても骨髄移植とみなします。ただし、移植はヒトからヒトへの同種移植に限り、異種移植は含みません。

## 三大疾病サポートプラン 〔健康サポート・キャッシュバック特約(集団定期用)付、7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約〔Y〕付集団月掛扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)(生命保険)〕

### 加入資格

本人…KDDI株式会社および関連会社の役員、社員、短時間制社員、常勤の嘱託で申込書記載の告知内容に該当し、2026年6月1日現在満15歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方  
配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2026年6月1日現在満18歳以上満65歳6ヵ月までの方(配偶者だけの加入はできません)

### 【告知内容】

現在の就業状態(本人)	申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。
現在の健康状態(配偶者)	申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。
過去3ヵ月以内の健康状態(本人・配偶者共通)	申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。 (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。
過去5年以上の健康状態(本人・配偶者共通)	申込日(告知日)より起算して過去5年以上に、腫瘍、ポリープまたは別表記載の病気により、連続して7日以上入院をしたことはありません。

(がん・上皮内新生物保障特約について)

当特約を新規付加するまたは当特約が付加された主契約保険金を増額する場合は、**上記の告知に併せて**、以下の(現在までの健康状態)をご確認下さい。

現在までの健康状態	申込日(告知日)現在までに、悪性新生物(がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます)または上皮内新生物(上皮内がん)と診断されたことはありません。
-----------	---

### <別表>

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

※過去に特定疾病保険金または高度障害保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても再加入はできません。

※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。

本人の保険金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。

ただし、保険金の支払いによって本人が主契約または特約から脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

※過去に7大疾病保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても7大疾病保障特約の再度付加はできません。

※**加入日(\*)よりも前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合**には、加入日(\*)以降に新たに「悪性新生物(がん)」と診断確定されても、特定疾病保険金(7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約が付加されている場合は、その保険金を含む)のお支払いの対象なりません。

(\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

申込方法	保障額
所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、ご提出ください。昨年度と同じ保険金額で継続する場合は、自動継続しますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合は、昨年度と同じ保険金額で継続となります。	加入対象区分、支払事由、保険金額、支払対象の疾病等について必ずご確認ください。
責任開始期(加入日)	保険料
2026年6月1日	毎月の給与から控除します。(初回は2026年6月給与より)
保険期間	2026年6月1日より2027年5月31日までの1年間で、以後毎年更新します。

### 保険金のお支払いについて

死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日(\*)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(\*)以後に発生した傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。

高度障害状態とは	1.両眼の視力を全く永久に失ったとき	※「常に介護を要するとき」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。 ※引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。 (*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。
	2.言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったとき	
	3.中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき	
	4.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき	
	5.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき	
	6.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき	
	7.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき	

### 税法上の注意

<保険金等を受け取った場合の税務申告上の留意事項>

所得税の医療費控除を申告される際には、実際に支払った医療費から受け取られた保険金等の金額を差し引くことが必要な場合があります。

税務上の取扱いについては2025年11月現在の税制に基づくものであり、今後、税制の変更に伴い取扱いが変わる場合があります。個別の取扱いにつきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

### お支払いできない場合について(解除・免責等)

次のような場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払い済みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき  
●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取る目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合

●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき

●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、2年経過後にも取り消しとなる場合があります。)

●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき

1.死亡保険金について

①加入日(\*)からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。)

②契約者の故意によるとき

③死亡保険金受取人の故意によるとき

④戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

2.高度障害保険金について

①被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき

②契約者の故意または重大な過失によるとき

③被保険者の故意または重大な過失によるとき

④戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

(\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

### リビング・ニーズ特約

【保険金のお支払事由について】

●ご請求の際に被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき。ただし、保険期間(更新される場合は更新後の保険期間を含みます。)満了前1年間は、リビング・ニーズ特約による保険金の請求はできません。※保険期間が1年のご契約の場合は満了前1年間であつてもご請求できます。

●死亡保険金の全部をお支払いした場合には、ご契約は請求日に消滅します。

●余命6か月以内とは、ご請求の際に、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命が6か月以内であることを意味します。

余命の判断は、医師の診断に基づき、ご請求時における被保険者の状態について行います。

なお、次の場合などは「被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき」に該当しません。

(1)被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、身体の状態が回復した等の理由によって、ご請求時においては余命が6か月以内ではなくなったと判断される場合

(2)被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、ご請求の前に被保険者が死亡された場合

【ご請求について】

●ご請求額はこの特約が付加されているご契約の死亡保険金額の範囲内、かつ被保険者お1人について通算して3,000万円以内です。複数のご契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合、同一被保険者についてご請求いただいた指定保険金額が通算して3,000万円をこえたときは、そのこえる部分については、特約による保険金のお支払いはできません。

●「死亡保険金額」は、リビング・ニーズ特約による保険金のご請求日における「無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)」の死亡保険金額です。

●この特約による保険金をご請求いただけるのは被保険者です。ただし、被保険者がご請求いただけない特別な事情があるときは、被保険者があらかじめ指定した「指定代理請求者」が被保険者の代理人としてこの特約による保険金をご請求いただけます。

●ご請求に際しては、担当医師の診断書等が必要となります。また、事実の確認のため、当社指定の医師による診断を求める場合や担当医師に確認を求める場合があります。

【お支払金額について】

●被保険者からご請求いただいた指定保険金額から、6か月間の指定保険金額に対する利息と6か月分の指定保険金額に対する保険料の現価を差し引いた金額をお支払いします。(ただし、ご請求日から6か月以内にこの保険の更新日がある場合は、更新後の期間相当分について、請求時の保険料率に基づいて計算した、更新時の年齢の保険料の現価を差し引きます。)

【リビング・ニーズ特約による保険金をお支払いできない場合について】

●つぎのいずれかにより、リビング・ニーズ特約による保険金のお支払事由が生じた場合、この特約による保険金のお支払いはできません。

(1)被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき

(2)ご契約者・被保険者または指定代理請求者の故意によるとき

(3)戦争その他の変乱によるとき

●この特約の付加されているご契約が、告知義務違反によって解除となった場合は、この特約による保険金はお支払いできません。また、すでにこの特約による保険金を支払っていたときは、この特約による保険金の返還を請求します。

### 代理請求特約〔Y〕について

代理請求特約〔Y〕の付加により、被保険者が受取人となる保険金について、被保険者本人が請求できない特別な事情(注)がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金を請求することができます。

(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

指定代理請求者は、保険金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。

1.被保険者の戸籍上の配偶者

2.被保険者の直系血族

3.被保険者の兄弟姉妹

4.被保険者の3親等内の親族

5.次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金を請求する適切な関係があると当社が認めた方に限ります。

ア.上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方

イ.被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)

\*保険金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。

\*保険金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約〔Y〕を付加することはできません。

お支払いした保険金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。

保険金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金をご請求いただいてもお支払いできません。

ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。

指定代理請求者に保険金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。

## 三大疾病サポートプラン **〔健康サポート・キャッシュバック特約(集団定期用)付、7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付** 集団月掛扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)(生命保険)

指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。

指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

### その他

保険料のお払込方法が一般被保険者と異なる場合には、この保険のお取扱いをいたしかねますのでご了承ください。

- \*この保険には満期保険金はありません。
- \*この保険には自動振替貸付制度はありません。
- \*現金貸付・払済保険・延長保険のお取扱いはいたしません。

ご契約の詳細は、「ご契約のしおり 約款」に記載されています。

「ご契約のしおり 約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。明治安田までお問い合わせください。

【「ご契約のしおり 約款」記載事項の例】

- お申込の撤回(クーリング・オフ)について
- 解約と返戻金について
- 健康状態等の告知義務について
- 契約内容の変更等について
- 保険金等をお支払いできない場合について
- 「生命保険契約者保護機構」について

【お取扱できない事項の例】

- 保険期間中の保障額の増額・減額はできません
- 保険期間の変更はできません
- 保険料の払込方法の変更はできません

\*約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

\*この制度は生命保険会社と締結した健康サポート・キャッシュバック特約(集団定期用)付、7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付 集団月掛扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)契約に基づき運営します。

\*ご加入の際には「特に重要なお知らせ」のP68～P70を事前にご一読下さい。

\*申込締切日 2026年3月6日

### 引受会社

引受会社 明治安田生命保険相互会社 総合法人第四部 法人営業第一部  
〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1 明治安田生命ビル 24階 TEL 03-6259-0020

\*当社は相互会社であり、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっています。相互会社においては、剰余金の分配のある保険契約のご契約者は社員となりますが、この保険契約は剰余金の分配のない契約ですので、この保険のご契約者は社員とはなりません。従って、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

\*引受会社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。従って、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して引受会社が承諾したときに有効に成立します。

### 「生命保険契約者保護機構」について

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。 )に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。

詳しくは、ホームページアドレス「<https://www.seihohogo.jp/>」をご覧ください。

### 個人情報に関する取扱いについて

<契約者と生命保険会社からのお知らせ>

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご参照ください。

ー 死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際して留意くださいー

指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

「健康情報活用商品」において提出いただいた健康診断に関する情報の取扱いは、上記の「個人情報に関する取扱い」と異なります。

健康診断に関する情報の取扱いおよび加入者からの健診情報収集サポート機能の取扱いは「健康情報活用商品について」のページ\*の「健診情報の取扱いについて」を必ずご確認ください。

\*Web/パンフレットP11～P12

### 保険会社からのお知らせ

<保険金のご請求について>

- 保険金の支払事由が生じたときは、すみやかに契約者(以下「保険契約者」といいます。 )にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。
- 保険金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。
- ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に向う場合があります。

<改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について>

- ご加入の本人・配偶者に被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を經由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

制度内容等詳細については「三大疾病サポートプラン」パンフレットをご一読ください。

## 特に重要なお知らせ

- フルガード保険 ..... P43  
傷害補償／医療補償／がん補償／介護補償／ホールインワン・アルパトロロス費用  
救援者費用等／個人賠償責任補償／携行品補償
- グループ保険 ..... P51  
団体定期保険
- 積立&年金プラン ..... P57  
拠出型企業年金保険 ニッセイみらいのカタチ(入院総合保険)
- 総合医療保険 ..... P61  
総合医療保険(団体型)
- ご加入の生命保険をご活用いただくために ..... P67
- 三大疾病サポートプラン ..... P68  
健康サポート・キャッシュバック特約(集団定期用)付、7大疾病保障特約付、  
がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、  
代理請求特約[Y]付 集団月掛扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項および特に注意いただきたい事項を記載しています。

お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みくださいますようお願いいたします。

## 重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕 団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【マークのご説明】  保険商品の内容をご理解いただくための事項  ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

### I ご加入前におけるご確認事項

#### 1 商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

#### 2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

#### 3 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約\*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください\*2。

- 個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約
- 救済者費用等補償特約 ●弁護士費用等補償特約（人格権侵害等） ●トラブル対策費用補償特約 ●葬祭費用補償特約（医療用・所得補償用）
- がん葬祭費用補償特約 ●育英費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●教育継続支援特約

\*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

\*2 1 契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

#### 4 保険金額等の設定

この保険の保険金額\*1は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償においては、保険期間の途中でご加入者からのお申出による保険金額\*1

の増額等はできません。

#### 【所得補償・団体長期障害所得補償】

所得補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約、介護と仕事の両立支援特約の保険金額\*1は、平均月間所得額\*2以下（平均月間所得額\*2の85%以下を目安）で設定してください（保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額\*2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。）。

\*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額\*3×約定給付率とします。

\*2 直前12か月における保険の対象となる方の所得\*4の平均月額をいいます（ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。）。

\*3 保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。定率型の場合は、原則として健康保険法上の標準報酬月額を設定します。

\*4 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

#### 5 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

#### 6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

##### （1）保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

※保険料の割増引率については東京海上日動が保険料を算出する際に適用する値であり、割増引の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。

##### （2）保険料の払込方法

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

##### （3）保険料の一括払込みが必要な場合について

（※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。）

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合

②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合

③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合

④ご加入者の加入部分\*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。

ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分\*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分\*1を解除することがありますのでご注意ください。

※所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意ください内容につきましては、「II-1 告知義務」をご確認ください。

\*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます（例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。）。

#### 7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

### II ご加入時におけるご注意事項

#### 1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。）お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「III-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください（項目名は補償によって異なることがあります。）また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

#### 【告知事項・通知事項一覧】

★：告知事項 ☆：告知事項かつ通知事項

項目名	基本補償・特約	傷害補償	所得補償	団体長期障害所得補償	医療補償 がん補償	介護補償	個人賠償責任 借家人賠償責任 携行品 住宅内生活用動産 救済者費用等 弁護士費用等 トラブル対策費用
生年月日		★*1	★	★	★	★	★*2
性別		—	—	★	★	★*3	—
職業・職務*4		—	☆	—	—	—	—
健康状態告知*5		—	★	★	★	★	—

※すべての補償について「他の保険契約等\*6」を締結されている場合は、その内容についても告知事項（★）となります。

\*1 子ども傷害補償の場合のみ、告知事項となります。

\*2 子ども傷害補償にご加入される場合のみ、告知事項となります。

\*3 年金払介護補償特約をセットされる場合のみ、告知事項となります。

\*4 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

\*5 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。

\*6 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができないときがあります。

#### 【所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償の「告知」（健康状態告知書）】

##### ①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。なお、介護補償にご加入される場合または介護補償を追加される場合で、団体構成員のご家族（団体構成員の配偶者\*7、子供、両親、兄弟および団体構成員と同居の親族）を保険の対象となる方とするときには、介護補償の健康状態告知に関して、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。

- \*7 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならぬ程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚姻とは異なります。）。
  - a. 婚姻意思\*8を有すること
  - b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- \*8 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

##### ②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。

##### ③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日\*9から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります\*10。

- 責任開始日\*9から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。
- ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません\*11（ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。）。
- \*9 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。
- \*10 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。
- \*11 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

##### <前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

（例）「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

##### ④告知内容の確認について

保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

## 2. クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。



## 3 保険金受取人



【**傷害補償**】

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合＊1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申ください。

＊1 家族型補償（本人型以外）の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

【**がん補償**】

保険金受取人を特定の方に指定する場合＊2は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

＊2 家族型補償（本人型以外）の場合、配偶者およびお子様は保険金受取人を特定の方に指定することはできません（保険金受取人はその保険の対象となる方ご自身となります。）。

## 4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意



現在のご加入を解約、減額等をするを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- 補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- 新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- 新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- 保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- 新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- 新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- 新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

## Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

### 1 通知義務等



【**通知事項**】

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項(お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

【**その他ご連絡いただきたい事項**】

- すべての補償共通
  - ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 所得補償、団体長期障害所得補償
  - 保険期間の中途において保険の対象となる方の平均月間所得額＊1がご加入時の額より減少した場合には、《お問い合わせ先》までご連絡のうえ、所得補償の場合は保険金額、団体長期障害所得補償の場合は支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。
    - ＊1 直前12か月における保険の対象となる方の所得＊2の平均月額をいいます（ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。）。
  - ＊2 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。
- 借家人賠償責任
  - 保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめ《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【**ご加入後の変更**】

- すべての補償共通
  - ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。
- がん補償
  - がん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を変更された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日以前の通院に対してお支払いする保険金（既に支払われた保険金を含みます。）についても保険金日額の変更が影響することがあります。特に保険金日額を減額される場合、変更日以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなりますので、ご注意くださいとまますようお願いいたします。

【**更新後契約の補償内容を縮小する場合**】

がん補償において、がん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を減額された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日（更新後契約の始期日）以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなりますので、ご注意ください。

### 2 解約されるとき



ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求＊1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- 返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間＊2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- 満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

- ＊1 解約日以降に請求することがあります。
- ＊2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

### 3 保険の対象となる方からのお申出による解約



傷害補償・所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

### 4 満期を迎えるとき



【**保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合**】

- 所得補償
  - 就業不能の原因となった病気、保険金請求状況等によっては、次回以降の補償の更新をお断りすることがあります。
- 上記以外の補償共通
  - 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【**更新後契約の保険料**】

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【**補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合**】

所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

【**更新後契約の補償内容を拡充する場合**】

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額＊1の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。

ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

＊1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

【**更新後契約の補償内容を縮小する場合**】

がん補償において、がん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を減額された場合 で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日（更新後契約の始期日）以前の通院 に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなることがありますので、ご注意ください。

【**保険金請求忘れのご確認**】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。

更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

【**更新加入依頼書等記載の内容**】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただけますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【**ご加入内容を変更されている場合**】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

## Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

### 1 個人情報の取扱い



- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
  - 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
  - 契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
  - 引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
  - 再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
  - 質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
  - 更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること
詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

### 2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とすご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
  - この保険が継続されてきた最初のご加入（初年度契約とします。）の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
  - 保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき（その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。）
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

### 3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

### 4 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償	1年以内	原則として80％（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100％）まで補償されます。
	1年起	原則として90％まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90％を下回ることがあります。
所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償		

## 5 その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。

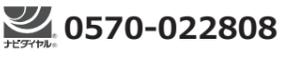


- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、〈共同保険引受保険会社について〉をご確認ください。

## 6 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに（介護補償については遅滞なく、所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に）《お問い合わせ先》までご連絡ください。
  - 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
  - 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
    - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
    - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
    - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
    - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
    - ・附加給付の支給額が確認できる書類
    - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
    - ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類（介護補償（年金払介護）においては、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。）
  - 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいらない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者\*1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。
    - \*1 法律上の配偶者に限ります。
  - 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
    - ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。保険金のお支払後に、保険の対象となる方（またはご加入者）からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方（またはご加入者）に傷病名等を察知される可能性があります。
    - ・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方（またはご加入者）が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
      1. 保険の対象となる方（またはご加入者）が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
      2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
      3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合
- 本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。
- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
  - 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
  - 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
    1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
    2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
    3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

### 事故受付センター（東京海上日動安心110番）のご連絡先は、後記をご参照ください。

保険の内容に関するご意見・ご相談等	指定紛争解決機関
<p><b>東京海上日動火災保険株式会社</b></p> <p>パンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。</p>	<p><b>一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター</b></p> <p>東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（<a href="https://www.sonpo.or.jp/">https://www.sonpo.or.jp/</a>）</p> <p> <b>0570-022808</b> </p> <p>IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。 受付時間：平日午前9時15分～午後5時 (土日祝・年末・年始はお休みとさせていただきます。)</p>

〈共同保険引受保険会社について〉 ※引受割合につきましては、団体または代理店までお問い合わせください。なお、医療補償・がん補償・介護補償は東京海上日動単独の引受けとなります。

引受保険会社	引受割合	引受保険会社	引受割合
東京海上日動火災保険株式会社		三井住友海上火災保険株式会社	
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社		AIG損害保険株式会社	
損害保険ジャパン株式会社		共栄火災海上保険株式会社	

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載するものではなく、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。）。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内  
[www.tokiomarine-nichido.co.jp](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp)

事故受付センター  
（東京海上日動安心110番）

 **0120-720-110**

受付時間：24時間365日

## ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しく記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1. **保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。**
  - 保険金をお支払いする主な場合
  - 保険金額、免責金額（自己負担額）
  - 保険期間
  - 保険料・保険料払込方法
  - 保険の対象となる方
2. **加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。**

確認事項	傷害補償	医療補償	がん補償	介護補償	左記以外の補償
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？	—	○	○	○	—
<ul style="list-style-type: none"> <li>●『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。</li> <li><input type="checkbox"/> 保険の対象となる方が「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか？</li> <li>*1 保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただくことも可能です。</li> </ul>	—	○	○	○*1	—
<ul style="list-style-type: none"> <li>●『「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」にご加入される場合のみ』ご確認ください。</li> <li><input type="checkbox"/> 原則として同伴キャディがいなくてもセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金が支払われないことをご確認いただきましたか？</li> <li>※ 同伴競技者以外の第三者の目撃証明がある場合または映像等によりその達成を客観的に確認できる場合に限り保険金をお支払いします。</li> </ul>	—	—	—	—	○
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？	○	○	○	○	○

### 3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意 \*1」についてご確認ください。

\*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

お問い合わせ、または事故が起こった時は…

**STEP 1**

まずは、保険会社へ連絡

**事故受付センター**  
**(東京海上日動安心110番)**  
**TEL 0120-720-110**

(傷害補償の場合)

**STEP 2**

事故報告

事故の発生した日時、場所、状況などを詳しくご連絡ください。

**STEP 3**

請求書類

保険金請求に必要な書類がご自宅に届きます。

**STEP 4**

保険金の請求

保険金請求書等を「東京海上日動火災保険」に郵送する。

2025年12月作成 25TX-004084

団体定期保険

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。

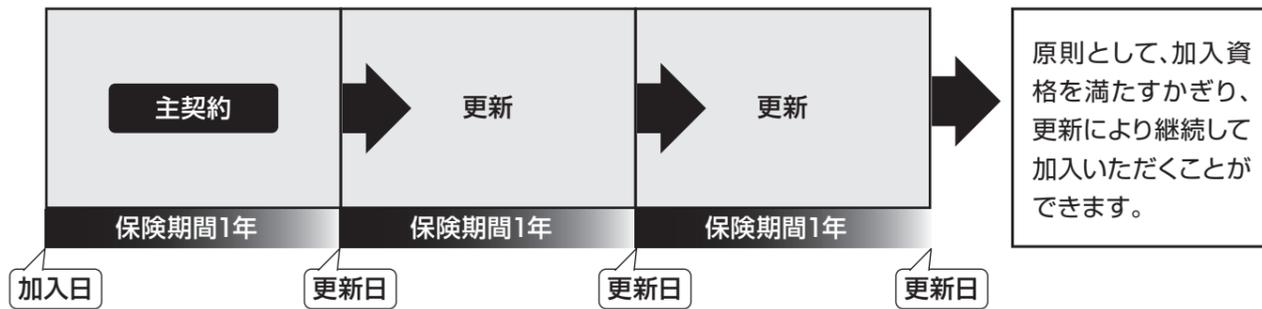
その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」等をご参照ください。

ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容がニーズ(ご意向)に合致しているか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険の特徴

- この保険は、団体を契約者とし、その所属員等のうち希望される方に加入いただく団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことができます。
- ご加入者(被保険者)の死亡・高度障がいに対する保障を確保できます。
- 保険料は毎年算出し、更新日から適用します。
- 受取人の希望により、保険金を一時金として受取るだけでなく、年金として受取ることを選択いただくことができます。

しくみ図(イメージ)



主な保障内容

- 以下の場合に、保険金をお支払いします。

主契約	死亡保険金	保険期間中に、死亡された場合
	高度障がい保険金	保険期間中に、加入日(*)以後の病気やケガによって、所定の高度障がい状態になられた場合

※死亡保険金・高度障がい保険金のいずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。  
死亡保険金と高度障がい保険金を重複してお支払いすることはありません。

(\*)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

保障額と保険料

- 保険料は、毎年の更新時に、ご加入者(被保険者)の加入状況等に基づき、契約(団体)ごとに算出し、変更します。
- 保険料は、毎月の給与から控除します。ただし、給与からの引き落としが不能となった場合は、当グループ保険から自動的に脱退となります。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

保険期間

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

加入資格

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

受取人

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。  
※ご加入や脱退の時期等により配当金をお受取りにならない場合があります。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結した団体定期保険契約に基づいて運営します。
- この団体定期保険契約が共同取扱契約の場合(この団体定期保険契約を複数の引受保険会社でお引受けしている場合は、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細につきましては、「注意喚起情報」をご覧ください。

団体定期保険

この「注意喚起情報」は、ご加入(\*)のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」・「正しく告知いただくために」等を必ずご参照ください。  
 (\*)保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。

クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入(\*)のお申込みに際してはクーリング・オフの適用はありません。

告知に関する重要事項

告知の義務

- 健康状態等について、被保険者となられる方が本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。(これを告知義務といいます。) 傷病歴等があった場合でも、全てのご加入(\*)のお申込みをお断りするものではありません。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず専用webサイトまたは指定された書面(「申込書兼告知書」等)にて告知してください。

正しく告知いただけない場合の取扱い

- 告知義務に違反された場合は、ご加入(\*)を解除させていただきます。保険金をお支払いできないことがあります。

告知内容等の確認

- 後日、保険金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただきます。
- ※告知に関しては、「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

責任開始期

- 引受保険会社にご加入(\*)を承諾した場合、所定の加入日(\*)から保険契約上の責任を負います。ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約の効力は発生しません。(更新できません。)

※所定の加入日(\*)については、「申込書兼告知書」、またはパンフレット等に記載された「効力発生日」です。

- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)には、ご加入(\*)を承諾する権限がありません。

保険金をお支払いしない主な場合

- 次のような場合、保険金をお支払いしないことがあります。

【主契約】

- 次のいずれかにより保険金のお支払事由に該当した場合
  - ・加入日(\*)からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺によるとき
  - ・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意によるとき
  - ・戦争その他の変乱によるとき

【高度障がい保険金】

- 原因となる傷病が加入日(\*)前に生じている場合

【すべての保険金】

- 告知義務違反による解除の場合
- 詐欺による取消の場合
- 不法取得目的による無効の場合
- 保険契約が失効した場合
- 重大事由による解除の場合

※詳細は、パンフレット等に記載しておりますのでご確認ください。

この保険契約から脱退いただく場合

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。
- 詳細は、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。

制度内容の変更

- 団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

(お問合せ先)

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820  
 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)  
 午前9時～正午、午後1時～午後5時  
 ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

保険金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。なお、保険金のご請求は、団体経由で行っていただく必要があります。ご請求に応じて、保険金をお支払いする必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金のお支払いの可能性があるとと思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
- 保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。

ニッセイホームページ

<https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

# 正しく告知いただくために

## 団体定期保険

生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方が無条件に加入されると、保険料負担の公平性が保たれません。

この保険への新たなご加入もしくは保険金額等の増額のお申込みをお引受けできるのは、web申込画面または「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方です。以下に、被保険者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、申込みいただく前に必ずご確認ください。

### 健康状態等について、被保険者ご本人が ありのままを告知してください。 (告知義務)

- 現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といたします。この保険に新たにご加入もしくは保険金額等の増額を申込みいただく際には、加入申込者ご本人に告知(確認)いただく義務があります。
- 過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態について、web申込画面または「申込書兼告知書」でおたずねすることを十分にご確認のうえ、お申込みください。
- 告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

### 生命保険会社の職員等に口頭でお伝え ただただだけでは告知いただいたこと になりません。

- 告知をお受けできる権限(告知受領権)は、生命保険会社が有しています。必ず指定された画面または書面(web申込画面または「申込書兼告知書」等)にて告知いただくようお願いいたします。
- 生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

### 傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。

- 生命保険会社では、契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態等に応じたお引受けの判断を行っていますが、傷病歴があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。詳細については、「web申込画面または「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明」をご確認ください。

### 告知義務に違反された場合は、ご加入・増額等のお申込内容を解除させていただき、保険金等をお支払いできないことがあります。

- 告知いただく事項は、web申込画面または「申込書兼告知書」等に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知いただけなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」として申込みいただいた内容を解除することがあります。(\*)
- 責任開始日から1年を経過していても、保険金等のお支払事由が1年以内に発生していた場合には、申込みいただいた内容を解除することがあります。
- 申込みいただいた内容を解除した場合には、保険金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、すでに払込みいただいた保険料は払戻しません。(ただし、保険金等のお支払事由発生が解除の原因となった事実にもとづかない場合には、保険金等のお支払いをいたします。)

(\*)告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社は申込みいただいた内容を解除することはできません。こうした、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)の行為がなかった場合でもご契約者または被保険者が、生命保険会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込内容を解除することがあります。

※「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、保険金等をお支払いできないことがあります。たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでに払込みいただいた保険料は払戻しません。また、高度障がい保険金、災害保険金、給付金等については、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始日前に生じている場合は、その傷病や不慮の事故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。

### 後日、告知内容等を確認させていただく ことがあります。

- 生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、保険金等のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

### web申込画面または「申込書兼告知書」 の質問事項とその補足説明

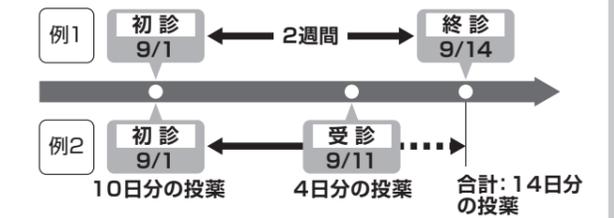
- 新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、およびweb申込画面または「申込書兼告知書」の裏面(\*)に記載されている質問事項をご確認のうえ、告知してください。

#### ◎web申込画面または「申込書兼告知書」 の質問事項

1. 申込日現在、健康上の理由で就業制限\*1を受けていますか。(配偶者・子どもの場合、申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬\*2を受けたことがありますか。)
2. 申込日から過去1年以内に、病気がけがで手術を受けたこと、または継続して2週間以上の入院をしたことがありますか。
3. 申込日から過去1年以内に、病気がけがで2週間以上にわたり\*3、医師の治療・投薬\*2を受けたことがありますか。

#### 補足説明

- \*1 「就業制限」とは、勤務先または医師等により欠勤(公休・普通休暇等によるものも含む)を指示されている場合などをいいます。
- \*2 「医師の治療・投薬」とは、医師による診察・検査・治療・投薬のほか、指示・指導を含みます。  
(注) 一過性の軽微な疾患(かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療)、手足の骨折によるものは含みません。
- \*3 「2週間以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が2週間以上の場合をいいます。たとえば、受診は2日でも、その間が2週間以上の場合や、合計2週間分以上の投薬を受けた場合は、「2週間以上」となります。



(注1) 以下のような内容は、告知書に記載している事項に該当しないので、告知いただく必要はありません。

- ・医師の指示でなく、自分で市販のかぜ薬を服用した
- ・健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる
- ・歯科医師による虫歯の治療、抜歯
- ・妊娠(正常)による入院

(注2) 「質問事項」に対する答えが「はい」となる場合や答えに迷われる場合は、別途、「被保険者の告知書」を当制度の団体窓口から取寄せいただき、ご提出ください。申込みいただいた内容をお断りすることもございますが、申込みいただいた内容どおりでお引受けできることもあります。「被保険者の告知書」を提出される際には、告知事項等をもれなく記入いただき、団体窓口経由生命保険会社へご提出ください。

(「申込書兼告知書」にてお申込みされる場合、「申込書兼告知書」にお申込内容を記入いただき、「申込印(告知印)」を押印のうえ、ご提出ください。)

(注3) 新型コロナウイルス感染症と診断された場合でも、治療期間が1カ月未満で医療機関への入院がなく、申込日(告知日)現在完治し診療が終了している場合、告知の対象とはなりません。

- web申込画面または「申込書兼告知書」等への入力(記入)の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入もしくは増額等をお断りすることがあります。
- web申込画面または「申込書兼告知書」を入力(提出)された後、告知すべき何らかの事実を思い出された場合には、追加で告知いただくことが可能です。追加の告知(「被保険者の告知書」の提出)が必要な場合は、当制度に関する団体窓口経由生命保険会社にお申し出ください。ただし、追加で告知いただいた内容によっては、申込みいただいた内容がお引受けできなくなる場合があります。

拠出型企業年金保険

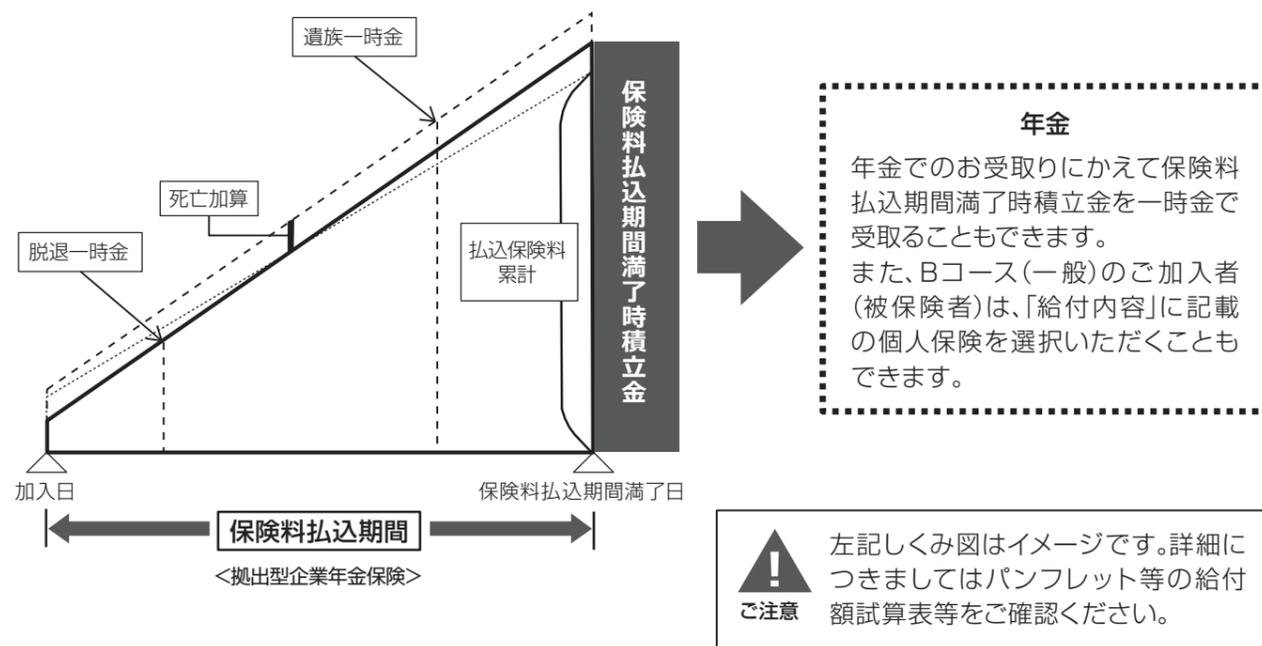
この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、「契約概要」に記載の給付内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」等をご参照ください。

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険の特徴

- この保険は、団体をご契約者、その所属員等のうち希望される方をご加入者(被保険者)とし、ご加入者(被保険者)の自助努力による財産形成や老後の生活資金確保を支援するための団体年金保険です。
- この保険は、税務上の取扱いの異なる2コースからなります。Aコース(税適)のご加入者(被保険者)が負担された保険料は、個人年金保険料控除の対象です。Bコース(一般)のご加入者(被保険者)が負担された保険料は、一般生命保険料控除の対象です。(2025年8月現在の税制等に基づくものであり、今後、変更となる場合があります。)

しくみ図(イメージ)



加入資格

- 詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

保険料

- 保険料は、毎月の給与から控除します。ただし、給与からの引き落としが不能となった場合は、当積立&年金プランから自動的に脱退となります。
- 詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

給付内容

【保険料払込期間満了後の給付内容】

- 次の種類の年金をご加入者(被保険者)にお支払いします。年金種類が複数ある場合、いずれか1つを選択いただけます。  
10年確定年金、15年確定年金、15年保証期間付終身年金
- 年金でのお受取りにかえて保険料払込期間満了時積立金を一時金で受取ることもできます。
- Bコース(一般)のご加入者(被保険者)は次の個人保険を選択いただくこともできます。  
※ただし、保険料払込期間満了時の金融経済情勢、ご加入者(被保険者)の健康状態、すでに契約いただいている商品の状況等によっては契約いただくことができない場合があります。

ニッセイみらいのカタチ(入院総合保険)

【保険料払込期間中の給付内容】

- ご加入者(被保険者)が脱退されたとき、脱退時点の積立金額を脱退一時金としてご加入者(被保険者)にお支払いします。
- ご加入者(被保険者)が死亡されたとき、死亡時点の積立金額に所定の金額を加算(死亡加算)した金額を遺族一時金としてご遺族にお支払いします。
- 詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

受取人

- 詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

配当金

- 詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づいて運営します。
- この拠出型企業年金保険契約が共同取扱契約の場合(この拠出型企業年金保険契約を複数の引受保険会社でお引受けしている場合は、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。
- 詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細につきましては、「注意喚起情報」をご覧ください。

## 拠出型企業年金保険

この「注意喚起情報」は、ご加入または保険料の増額のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

また、給付内容等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」等を必ずご参照ください。

(\*)保険料を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。

### クーリング・オフ

●この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入または保険料の増額のお申込みに際してはクーリング・オフの適用はありません。

### 責任開始期

●引受保険会社にご加入(\*)を承諾した場合、所定の加入日(\*)から保険契約上の責任を負います。ただし、半年払を併用されている場合、半年払保険料部分の責任開始日は所定の加入日(\*)となります。  
※所定の加入日(\*)については、「加入申込書」、またはパンフレット等に記載された「加入(増額)日」です。  
※詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。  
●引受保険会社の職員(営業職員、コールセンター担当者等)・代理店等にはご加入または保険料の増額を承諾する権限がありません。

### 年金・一時金をお支払いしない場合等

●次のようなとき、年金・一時金をお支払いできないことやご加入を継続できないことがあります。

(1)遺族一時金の受取人が故意にご加入者(被保険者)を死亡させたとき

●その受取人が受取ることになっていた遺族一時金については、その受取人にはお支払いせず、ご加入者(被保険者)の他のご遺族にお支払いします。

(2)年金の継続受取人が故意にご加入者(被保険者)を死亡させたとき

●年金の継続受取人が受取ることになっていた年金については、その継続受取人にはお支払いせず、未支払いの年金原資をご加入者(被保険者)の他のご遺族にお支払いします。

(3)この保険契約全体のご加入者数(被保険者数)が15名未満となったとき

●引受保険会社はこの保険契約を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。

(4)保険料が払込まれないまま猶予期間が経過したとき

●保険契約者から保険料が払込まれないまま猶予

期間が経過したときは、保険料の払込みが中止されたものとして取扱われ、遺族一時金の死亡加算はなくなります。

●保険料の払込みが中止された後、払込みが再開されないまま3年を経過したとき、引受保険会社はこの保険契約を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。

(5)ご契約時またはご加入時に保険契約者またはご加入者(被保険者)に詐欺の行為があったとき

●この保険契約の全部またはそのご加入者(被保険者)に関する部分が取消となる場合があります。取消となった場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

(6)ご契約後、ご加入後または年金支払事由発生後に以下①～④のこの保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生したとき

●引受保険会社は、この保険契約の全部またはそのご加入者(被保険者)に関する部分を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。ただし、以下の③の事由にのみ遺族一時金の受取人、年金の継続受取人だけが該当した場合で、複数の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人のうち一部の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人が以下の③の事由に該当したときにかぎり、継続年金・遺族一時金のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた継続年金・遺族一時金を除いた額を、他の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人にお支払いします。

#### ◎重大な事由

①保険契約者または受取人による年金を詐取する目的または他人に詐取させる目的での事故招致(未遂を含みます。)

②この保険契約の年金・一時金の請求に関する年金の受取人または継続受取人の詐欺(未遂を含みます。)

③保険契約者、ご加入者(被保険者)、遺族一時金の受取人、年金の受取人または継続受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき

(ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること

(イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること

(ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(エ)反社会的勢力により企業等の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること

(オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、ご加入者(被保険者)、遺族一時金の受取人、年金の受取人または継続受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由

### 積立金額(脱退一時金額)等

●積立金額(脱退一時金額)および遺族一時金額は、積立期間によっては、払込保険料累計額を下回る場合があります。また、この保険契約全体の加入者数、保険料積立金の増減、引受保険会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更等により、積立金額が払込保険料累計額を下回る期間変動する可能性がありますので、ご注意ください。

●詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

### 基礎率(予定利率・予定死亡率等)の変更

●引受保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動等、この保険契約の締結の際予見しえない事情の変更により特に必要と認められた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより、主務官庁に届出たうえで基礎率(予定利率・予定死亡率等)を変更することがあります。その結果、将来受取りを開始する年金・一時金が減少することがあります。

### 制度内容の変更

●団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

### 生命保険契約者保護機構

●引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、年金額・一時金額・保険金額・給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、年金額・一時金額・保険金額・給付金額等が削減されることがあります。

●保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

〈お問合せ先〉

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

### 年金・一時金のお支払いに関する留意事項

●お支払事由が発生する事象、年金・一時金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、この「注意喚起情報」・「契約概要」・パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。年金・一時金のご請求は、団体経由で行っていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、速やかに団体のご相談窓口にご連絡ください。

●ご請求に応じて、年金・一時金をお支払いする必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合だけでなく、年金・一時金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体のご相談窓口にご連絡ください。

●年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の年金・保険金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点等がある場合には、速やかに団体のご相談窓口にご連絡ください。

### ご相談窓口・指定紛争解決機関

●ご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)

●この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

●一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

事務幹事会社 日本生命保険相互会社  
K2020-118 日本2020企基-99-3(2020.8.11)企注①簡一旧  
日本-企-2025-707-11559-M(R7.10.22)

総合医療保険(団体型)

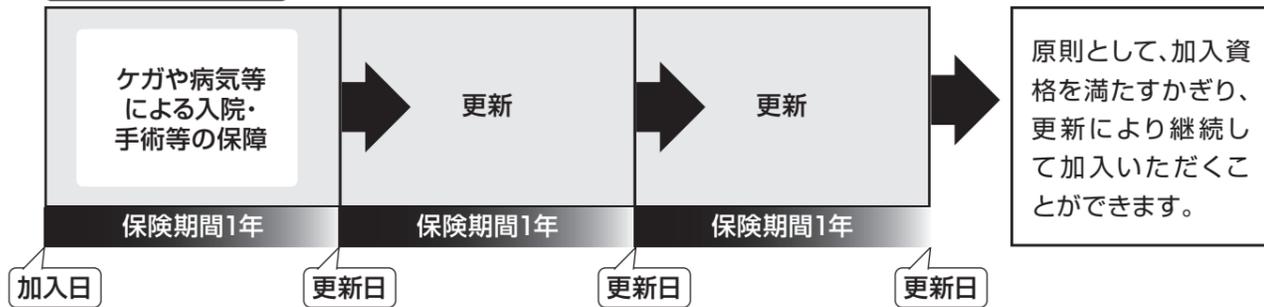
この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」・「ご加入のみなさまへ」等をご参照ください。

ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容がニーズ(ご意向)に合致しているか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険の特徴

- この保険は、団体を契約者とし、その所属員等のうち希望される方に加入いただく団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことができます。
- ご加入者(被保険者)の保険期間中のケガや病気等による入院・手術等に対する保障を確保できます。
- 保険料は毎年算出し、更新日から適用します。

しくみ図(イメージ)



主な保障内容

- 保険期間中に以下のお支払事由に該当されたときにお支払いします。

給付の名称	お支払事由の概要	お支払額	お支払限度 ※1
入院給付金	ケガや病気等により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額 × 入院日数	〔1回の入院 ※2〕 124日 〔通算〕 1,095日
手術給付金(20倍) ※3	1泊2日以上継続した入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき	入院給付金日額 × 20	通算なし
手術給付金(5倍) ※3	外来または日帰り入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき	入院給付金日額 × 5	通算30回
放射線治療給付金	公的医療保険制度の対象となる放射線治療または先進医療に該当する放射線照射・温熱療法を受けられたとき	入院給付金日額 × 10	通算なし (60日の間に1回)

- ・給付金のお支払いにあたっては、原因となるケガや病気が加入日(\*)以後に生じることが必要となります。
- ・骨髄幹細胞の採取のための入院・手術の保障は、総合医療保険(団体型)への加入日(\*)からその日を含めて1年経過後の入院・手術にかぎります。

- ※1 お支払限度については、更新前後のお支払日数(回数)を通算します。
- ※2 入院を2回以上された場合でも、最終の入院の退院日の翌日からの経過日数等によっては1回の入院とみなす場合があります。
- ※3 公的医療保険制度の対象手術でも、一部の所定の手術については、お支払いの対象外となります。  
＜対象外の手術の例＞…「創傷処理」「皮膚切開術」等  
また、同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。この場合、手術給付金(20倍)をお支払いするときは、手術給付金(5倍)のお支払いはいたしません。

(\*)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

- 保障内容に関する詳細、「給付金のお受取りにあたっての日数制限」や左表の注記(※1～※3)等の制限事項の詳細については、パンフレット、「ご加入のみなさまへ」等の該当箇所を必ずご確認ください。

保障額と保険料

- 保険料は、毎年の更新時に、ご加入者(被保険者)の加入状況等に基づき、契約(団体)ごとに算出し、変更します。
- 保険料は、毎月の給与から控除します。ただし、給与からの引き落としが不能となった場合は、当総合医療保険から自動的に脱退となります。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

保険期間

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

加入資格

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

受取人

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。  
※ご加入や脱退の時期等により配当金をお受取りにできない場合があります。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は、契約者である団体が日本生命保険相互会社と締結した総合医療保険(団体型)契約に基づいて運営します。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細につきましては、「注意喚起情報」をご参照ください。

契約者 KDDI株式会社 引受保険会社 日本生命保険相互会社  
日本2023医基-121(2024.3.7)  
日本-医-2025-707-11560-M(R7.10.22) 総医①基本簡

総合医療保険(団体型)

この「注意喚起情報」は、ご加入(\*)のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」・「正しく告知いただくために」・「ご加入のみなさまへ」等を必ずご参照ください。

(\*)保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。

クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入(\*)のお申込みに際してはクーリング・オフの適用はありません。

告知に関する重要事項

告知の義務

- 健康状態等について、被保険者となられる方で本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。(これを告知義務といいます。)
- 傷病歴等があった場合でも、すべてのご加入(\*)のお申込みをお断りするものではありません。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず専用webサイトまたは指定された書面(「申込書兼告知書」等)にて告知してください。

正しく告知いただけない場合の取扱い

- 告知義務に違反された場合は、ご加入(\*)を解除させていただきます。給付金をお支払いできないことがあります。

告知内容等の確認

- 後日、給付金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただきます。
- ※告知に関しては、「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

責任開始期

- 引受保険会社にご加入(\*)を承諾した場合、所定の加入日(\*)から保険契約上の責任を負います。ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約の効力は発生しません。(更新できません。)
- ※所定の加入日(\*)については、「申込書兼告知書」またはパンフレット等に記載された「効力発生日」です。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)には、ご加入(\*)を承諾する権限がありません。

給付金をお支払いしない主な場合

- 次のような場合、給付金をお支払いしないことがあります。
  - (1) 次のいずれかにより給付金のお支払事由に該当した場合
    - ・ 保険契約者、被保険者、給付金受取人の故意または重大な過失によるとき
    - ・ 被保険者の犯罪行為によるとき
    - ・ 被保険者の精神障がいの状態、泥酔の状態を原因とする事故によるとき
    - ・ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間や、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
    - ・ 被保険者の薬物依存によるとき
    - ・ 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないものによるとき(原因の如何を問いません。)
    - ・ 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき
  - (2) 原因となる疾病や不慮の事故が加入日(\*)前に生じている場合
    - ※ただし、加入日(\*)からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したとき等は、加入日(\*)以後の原因によるものとみなします。
  - (3) 告知義務違反による解除の場合
  - (4) 詐欺による取消の場合
  - (5) 不法取得目的による無効の場合
  - (6) 保険契約が失効した場合
  - (7) 重大事由による解除の場合

- 詳細は、「ご加入のみなさまへ」に記載しておりますのでご確認ください。

この保険契約から脱退いただく場合

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 詳細は、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。

制度内容の変更

- 団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

法令等の改正に伴う変更

- この保険契約のお支払事由、保険料その他この保険契約の内容(以下、「お支払事由等」といいます。)にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの保険契約のお支払事由等に影響を及ぼすと引受保険会社が認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約のお支払事由等を変更することがあります。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、給付金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

(お問合せ先)  
**生命保険契約者保護機構**  
 TEL 03-3286-2820  
 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)  
 午前9時～正午、午後1時～午後5時  
 ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

給付金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、給付金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、「ご加入のみなさまへ」に記載しておりますので、ご確認ください。なお、給付金のご請求は、団体経由で行っていただく必要があります。ご請求に応じて、給付金をお支払いする必要がありますので、給付金のお支払事由が生じた場合だけでなく、給付金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
- 給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の給付金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 給付金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。

ニッセイホームページ  
<https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

# 正しく告知いただくために

## 医療保険(※)

(※)医療保険の対象商品：総合医療保険(団体型)・新医療保障保険(団体型)・医療保障保険(団体型)

生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方等が無条件に加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。

この保険への新たなご加入もしくは給付金日額等の増額のお申込みをお引受けできるのは、web申込画面または「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方です。以下に、被保険者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、申込みいただく前に必ずご確認ください。

### 健康状態等について、被保険者ご本人が ありのままを告知してください。 (告知義務)

- 現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といえます。この保険に新たにご加入もしくは給付金日額等の増額を申込みいただく際には、加入申込者ご本人に告知(確認)いただく義務があります。
- 過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態について、web申込画面または「申込書兼告知書」でおたずねすることを十分ご確認ください。
- 告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

### 生命保険会社の職員等に口頭でお伝え ただただだけでは告知いただいたこと になりません。

- 告知をお受けできる権限(告知受領権)は、生命保険会社が有しています。必ず指定された画面または書面(web申込画面または「申込書兼告知書」等)にて告知いただくようお願いいたします。
- 生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

### 傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。

- 生命保険会社では、契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態等に応じたお引受けの判断を行っていますが、傷病歴があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。詳細については、「web申込画面または「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明」をご確認ください。

### 告知義務に違反された場合は、ご加入・増額等のお申込内容を解除させていただき、給付金等をお支払いできません。

- 告知いただく事項は、web申込画面または「申込書兼告知書」等に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知いただけなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」として申込みいただいた内容を解除することがあります。(※)

- 責任開始日から1年を経過していても、給付金等のお支払事由が1年以内に発生していた場合には、申込みいただいた内容を解除することがあります。

- 申込みいただいた内容を解除した場合には、給付金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、すでに払込みいただいた保険料は払戻しません。(ただし、給付金等のお支払事由発生が解除の原因となった事実にもとづかない場合には、給付金等のお支払いをいたします。)

(※)告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社は申込みいただいた内容を解除することはできません。こうした、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)の行為がなかった場合でもご契約者または被保険者が、生命保険会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込内容を解除することがあります。

※「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、給付金等をお支払いできないことがあります。たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、給付金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでに払込みいただいた保険料は払戻しません。また、給付金等については、原因となる傷病や不慮の事故が責任開始日前に生じている場合は、その傷病や不慮の事故について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。ただし、給付金等のお支払いにあたっては、責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したとき、手術を受けたとき等は、告知義務違反等によりご契約または特約が解除される場合を除き、その入院・手術等は責任開始日以降の原因によるものとみなします。

### 後日、告知内容等を確認させていただく ことがあります。

- 生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、給付金等のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

### web申込画面または「申込書兼告知書」の 質問事項とその補足説明

- 新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、およびweb申込画面または「申込書兼告知書」の裏面(※)に記載されている質問事項をご確認のうえ、告知してください。

#### ◎web申込画面または「申込書兼告知書」 の質問事項

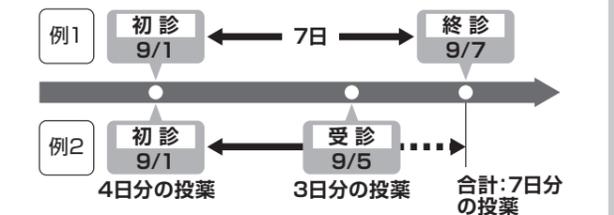
1. 申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬\*1を受けたことがありますか。
2. 申込日から過去5年以内に、病気がけがで手術を受けたこと、または7日以上にわたり\*2、医師の治療・投薬\*1を受けたことはありますか。

(※)「申込書兼告知書」によっては、質問事項が裏面ではなく表面に記載されている場合もあります。

- 主たる被保険者(本人)が新規加入・増額する申込者の告知内容(質問事項に対する答え)をとりまとめのうえ、web申込画面または「申込書兼告知書」の該当箇所にとりまとめ結果をご入力(記入)ください。
- 入力(記入)いただく際には、加入勧奨時に通知・配付された説明資料等に記載された重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」を含む)、医療保障保険契約内容登録制度ならびに個人情報の取扱い等を必ずお読みいただき、告知内容が事実と相違ないことをご確認のうえ、お申込みください。
- web申込画面または「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」は以下のとおりです。

#### 補足説明

- \*1 「医師の治療・投薬」とは、医師による診察・検査・治療・投薬のほか、指示・指導を含みます。(注)一過性の軽微な疾患(かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療)、手足の骨折によるものは含みません。
- \*2 「7日以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が7日以上の場合をいいます。たとえば、受診は2日でも、その間が7日以上の場合や、合計7日分以上の投薬を受けた場合は、「7日以上」となります。



(注1) 以下のような内容は、告知書に記載している事項に該当しないので、告知いただく必要はありません。

- ・医師の指示でなく、自分で市販のかぜ薬を服用した
- ・健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる
- ・歯科医師による虫歯の治療、抜歯
- ・妊娠(正常)による入院

(注2) 「質問事項」に対する答えが「はい」となる場合や答えに迷われる場合は、別途、「被保険者の告知書」を当制度の団体窓口から取寄せいただき、ご提出ください。申込みいただいた内容をお断りすることもございますが、申込みいただいた内容どおりでお引受けできることもあります。「被保険者の告知書」を提出される際には、告知事項等をもれなく記入いただき、団体窓口経由生命保険会社へご提出ください。(「申込書兼告知書」にてお申込みされる場合、「申込書兼告知書」にお申込内容を記入いただき、「申込印(告知印)」を押印のうえ、ご提出ください。)

(注3) 新型コロナウイルス感染症と診断された場合でも、治療期間が1カ月未満で医療機関への入院がなく、申込日(告知日)現在完治し診療が終了している場合、告知の対象とはなりません。

- web申込画面または「申込書兼告知書」等への入力(記入)の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入もしくは増額等をお断りすることがあります。
- web申込画面または「申込書兼告知書」を入力(提出)された後、告知すべき何らかの事実を思い出された場合には、追加で告知いただくことが可能です。追加の告知(「被保険者の告知書」の提出)が必要な場合は、当制度に関する団体窓口経由生命保険会社にお申し出ください。ただし、追加で告知いただいた内容によっては、申込みいただいた内容がお引受けできなくなる場合があります。

## 三大疾病サポートプラン

### 契約概要・注意喚起情報

## 三大疾病サポートプラン 〔健康サポート・キャッシュバック特約(集団定期用)付、7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団月掛扱無配当特定疾病保障定期保険(II型)〈生命保険〉〕

### 意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては「団体保険制度のご案内」等各冊子の該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および各冊子の内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み(新規加入・増額)ください。

### 契約概要【ご契約内容】

#### ① 商品の仕組み

KDDI株式会社および関連会社の役員、社員、短時間制社員・常勤の嘱託の方のために、KDDI株式会社を保険契約者として運営する保険商品です。

#### ② 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い(支払事由)

各冊子の該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	保障内容・保険料	支払事由
三大疾病サポートプラン	〔Webパンフレット〕 P1	〔Webパンフレット〕 P13	〔Webパンフレット〕 P13、17～18	〔Webパンフレット〕 P3、15～16、19～20

#### ③ 配当金

三大疾病サポートプランは、配当金はありません。

#### ④ 脱退による返戻金

三大疾病サポートプランは、脱退(解約)による返戻金はありません。

#### ⑤ 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社  
本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

## 【ご加入の生命保険をご活用いただくために】

ご加入の商品と保障内容をお受取人の方へお伝えください！

### 【商品ごとの保障内容】

商品ごとの保障内容(お受取りの対象となる保険金・給付金)については、下表のとおりです。  
なお、保障内容の詳細については、加入勧奨パンフレットや【契約概要】「主な保障内容」をご参照ください。

保 障 内 容		団体定期保険	総合医療保険 (団体型)
死亡保険金	被保険者が死亡された場合	○	
高度障がい保険金	被保険者が所定の高度障がい状態になられた場合	○	
入院給付金	被保険者が病気や不慮の事故により所定の入院をされた場合		○
手術給付金	被保険者が「公的医療保険制度」の対象となる所定の手術を受けられた場合		○
放射線治療給付金	被保険者が所定の放射線治療を受けられた場合		○

複数の保険金・給付金をお受取りいただける可能性がございます。以下は代表的な事例となりますので、ご請求に際してはご請求もれないよう、ご加入の商品ごとの保障内容を十分にご確認ください！

※保険金・給付金のご請求手続きは、ご加入の商品ごとに必要となります。

### 【事例】 病気や不慮の事故が原因で所定の入院をされた場合

たとえば・・・こんな事例の場合  
A病院にて入院の後、手術のためB病院へ転院した。その後経過良好につきB病院を退院した。

転院により複数の病院でそれぞれ2日以上入院をされた場合、最後のB病院での入院についてのみ入院給付金をご請求され、他の入院について請求を失念されるケースがみられます。転院前のA病院での入院期間(2日以上)についても入院給付金をお受取りいただける可能性がございます。

### 【事例】 手術をされた場合

たとえば・・・こんな事例の場合  
入院を伴わない手術は支払いの対象にならないと思い、手術給付金の請求をしなかった。

総合医療保険(団体型)では、入院期間を問わず、「公的医療保険制度」の対象となる手術等を受けられた際には、手術給付金をお受取りいただける可能性がございます。

### 【事例】 放射線治療を受けられた場合

たとえば・・・こんな事例の場合  
放射線治療を受けた。

総合医療保険(団体型)では、「公的医療保険制度」の対象となる放射線治療等を受けられた際には、放射線治療給付金をお受取りいただける可能性がございます。

上記内容は、給付金等を適切にお受取りいただくためにご確認いただきたい代表的な事例をあげたものです。  
保険金・給付金等のお受取りについては所定の要件を満たす必要がありますので、保障内容の詳細は必ず加入勧奨パンフレットや【契約概要】「主な保障内容」をご参照ください。

事務幹事会社

日本生命保険相互会社  
K2011-249

## 注意喚起情報 [特に重要なお知らせ]

(\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

### ① お申込みの撤回 (クーリング・オフ制度)

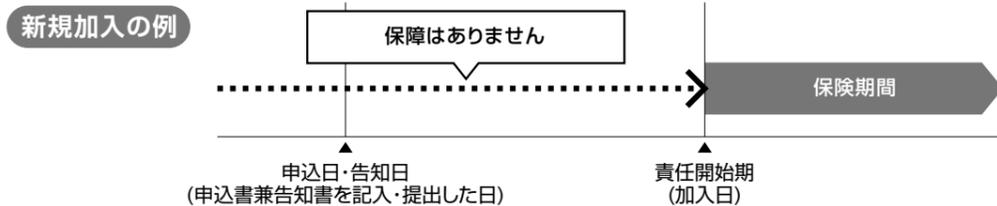
この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。  
なお、責任開始期(加入日\*)前のお申込みの取り消し等については、各冊子記載の団体窓口にお問い合わせください。

### ② 告知に関する重要事項

- 現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいますが、申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- 企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。
- 正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

### ③ 責任開始期(加入日\*)

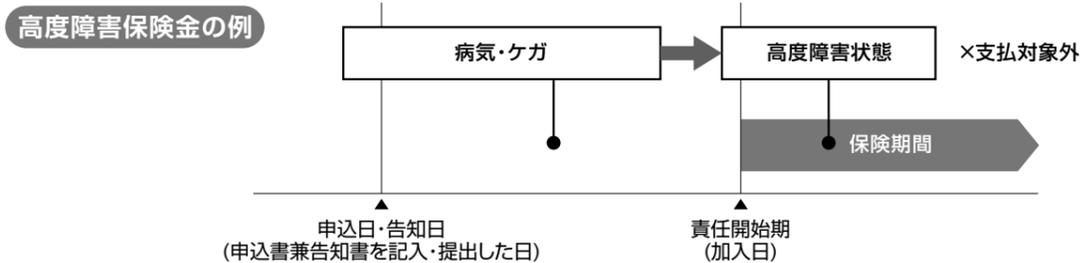
■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、P39に記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期(加入日\*)といいます。次の図のとおり、責任開始期(加入日\*)は申込日・告知日(申込書兼告知書を記入・提出した日)とは異なります。



■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

### ④ 保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期(加入日\*)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。



- 責任開始期(加入日\*)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。
- 三大疾病サポートプランについて、責任開始期(加入日\*)前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合や責任開始期(加入日\*)からその日を含めて90日以内に「乳房の悪性新生物(がん)」と診断確定された場合、特定疾病保険金等をお支払いできません。
- 上記を含め保険金等をお支払いできない場合については、各冊子の該当ページをご覧ください。

「Webパンフレット」P3、15～16、19～20

### ⑤ 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削除されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。  
(ホームページ<https://www.seihohogo.jp/>)

次頁へ

### ⑥ ご照会・ご相談窓口

#### 加入手続き等に関するご照会先

各冊子記載の団体窓口  
 明治安田生命保険相互会社  
 総合法人第四部法人営業第一部  
 ご照会窓口 03-6259-0020  
 受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末年始は除く)9:00～17:00

#### 告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社  
 団体保険ご照会窓口 0120-661-320  
 受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00～17:00

- この制度に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページ<https://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

### ⑦ 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

- 保険金・給付金などのご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに各冊子記載の団体窓口にご連絡ください。
- 保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 三大疾病サポートプランについては、被保険者が受取人となる保険金・給付金などについて、受取人が請求できない特別の事情がある場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求者が請求することができますので、指定代理請求者に対しては、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

## 各種保険のお問合せ先

フルガード保険 長期給与補償制度(GLTD) 長生き医療

**アルティウスリンク 個人保険ユニット**

**03-5326-6502** (平日 9:00~17:30)

**hoken-soudan@altius-link.com**

---

グループ保険 積立&年金プラン 総合医療保険 三大疾病サポートプラン

**KDDIグループ共済会**

**03-5212-4129** (平日 9:00~17:30)

**kyousai-danpo@kddi.com**